支一）の派遣員事務所を置いて居る。

其の營業科目は銀行券の發行、國庫事務の外一般銀行業務、擔保附社債信託業務等である。銀行券の發行に關しては正貨準備に依るの外、一億圓を限度とする保證準備發行を爲すことを得、尙此の外市場の狀況に依り制限外發行を爲することを得る。昭和十二年末現在に於ける銀行券發行高は、二億七千九百五十萬圓、朝鮮內預金九千九百六十九萬餘圓、貸出金二億七百八十六萬餘圓である。

朝鮮殖産銀行　朝鮮に於ける不動産金融機關として、大正七年朝鮮殖産銀行令に依り、從來分立せる六農工銀行の業務を承繼して設立せられたもので、資本金は現在六千萬圓（拂込三千七百五十萬圓）である。本店は京城に在り、鮮內各地に支店五十五、出張所三、派出所七を有して居る。尙同行は朝鮮の産業公共事業等に對する金融上の特殊使命を有する反面に於て、政府より種々の保護監督を承け、又拂込資本金の十五倍を限り債券を發行し得る特權を有して居る。昭和十二年末に於ける債券發行高は三億四千四百六十五萬餘圓、其の朝鮮內貸出金は五億二千七百八十六萬餘圓（外に引受債券一千九百九十七萬餘圓）、預金は一億三千一百五十一萬餘圓である。

普通銀行　普通銀行は昭和三年制令第六號を以て制定せられた銀行令に據る銀行で、鮮內に本店を有するもの七、其の支店九十二、出張所十を數へ、昭和十二年末現在に於ける公稱資本金は二千四百十七萬餘圓（拂込一千三百九十八萬餘圓である。外に內地に本店を有する三行の支店六がある。是等銀行の昭和十二年末預金現在高は一億七千二百七十八萬餘圓、貸出高は一億九千八百十四萬餘圓である。

貯蓄銀行　昭和三年制令第七號を以て制定せられた貯蓄銀行令に據り、昭和四年七月一日朝鮮貯蓄銀行が設立せられ、本店を京城に置き、支店九、出張所一を有し、其の支店、出張所所在地以外の地に在る朝鮮殖産銀行の朝鮮內支店及派出所を其の代理店とし、資本金は五百萬圓（拂込三百七十五萬圓）である。昭和十二年末現在に於ける預金積金額は五千八百五十五萬餘圓、貸付金額は二千六百五十二萬餘圓である。

手形交換所　明治四十三年七月、鮮內に於ける信用取引の基礎を作る爲初めて京城に設立せられ、京城各銀行を其の組合員として、組合銀行間の手形、小切手の交換を開始した。續いて仁川、釜山、平壤、元山、大邱、木浦、群山、鎭南浦の要地にも相次いで設立せらるるに至つた。昭和十二年中に於ける手形交換高は十九億六千一百四十七萬餘圓で、其の枚數は三百一萬餘枚である。

東洋拓殖株式會社　東洋拓殖株式會社は明治四十一年日韓兩政府の協定の下に創設され、東洋拓殖株式會社法に據り、拓殖事業經營と共に殖産資金の供給に勗め、爾來不動産金融機關として朝鮮産業の發達に貢獻して居る。同社の概況に就ては別に第三編に於て記述する。

信託業　朝鮮に於ける信託業は、昭和六年六月制令第八號朝鮮信託業令により之が監督取締を爲してゐる。同令施行當時、信託なる名稱の下に營業して居た會社數は二十九社あつたが、本令施行の結果、朝鮮土地信託、共濟信託、群山信託、釜山信託及南朝鮮信託の五社のみ營業の免許を與へられ、越えて昭和七年十二月には資本金一千萬圓（拂込二百五十萬圓）の朝鮮信託株式會社の創立を見るに至つた。而して朝鮮信託株式會社は政府の信託統制方針に順應して、昭和九年十一月迄に上記五信託會社を夫々買收合併して朝鮮內唯一の信託會社となつた。

同社は本店を京城に置き、六支店を設け昭和十二年末現在に於ける受託財産は八千二百二十一萬餘圓（內金錢信託は四千九百五十三萬餘圓）で、貸付高は固有信託兩勘定を通じて四千四百八十一萬餘圓（內不動産擔保貸付高三千五百七十五萬餘圓）である。

擔保附社債信託法は大正九年十一月より施行せられ、朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行が之を取扱つて居るが、昭和十二年九月末現在、兩者合せて十七口受託社債總額は一億三百七十萬圓である。

金融組合　明治四十年、地方金融組合規則を公布して以來每年各地に數十の組合設立され、大いに農村經濟の緩和、産業の助長に力を至して來たが、時勢の進運に伴ひ大正三年に至り準據法に改正を加へ、新に地方金融組合令を公布し、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張し、次いで同七年六月、更に其の一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他の者にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月、組合の組織及業務の內容に亘り準據法を改正して整備するところあり、之が運用に依り庶民金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至つた今組合の組織、事業の大要を摘記すれば左の通りである。

一　組合員は組合區域內に住所を有する者に限り、其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ

二　組合員の責任は有限責任にして、出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔せしめ其の持分に對し年七分以下の配當を爲す

三　組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得せしむ、而して組合長、監事及評議員は組合員中より選任せしめ理事及副理事は朝鮮總督之を任免す

四　組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも、常務に就ては理事單獨にて之を代表することを得せしむ

五　組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金より成り（村落組合に在りては、外に政府の下付せる一組合一萬圓以內の基本金を有す）下に揭ぐる業務を行ふ、（一）組合員に對し其の經濟の發達に必要なる資金を貸付すること、（二）組合員の爲に預金又は定期積金を受入るること、（三）朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること、（四）組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入るること及無盡會社又は無盡管理會社より預り金を爲すこと、（五）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと、（六）供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる事務を爲すこと、尙都市組合は右第一號の資金の爲手形の割引をなすことも認めらる。

今其の趨勢を示せば左の通りである。

年度	組合數	組合員數	資本金 拂込濟出資金	資本金 政府下付金	積立金	借入金 現在高	預金 現在高	貸出金 現在高	純益金
			千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
昭和十年度末	六九八	一、三六三、五三七	一二、四九六	四、一六三	一九、〇七〇	八二、一三七	一五三、四一七	一七九、三三五	二、三三七
同十一年度末	七〇九	一、五六三、三九一	一三、四六三	四、二一七	二〇、八〇九	一二三、六六〇	一六二、三五五	二三八、四六四	二、九三三
同十二年度末	七一九	一、六三七、三三三	一三、六四四	四、二三五	二三、二〇〇	一二四、六四〇	一七九、五二五	二三二、一七八	三、三六二

而して組合數七百十九の中、都市組合は六十二、村落組合は六百五十七で、三・三面に一組合の割合である。組合員數は全鮮總世帶數の三割九分に相當し、農業者は其の九割を占め商業者之に次ぎ、逐年組合員增加せるも更に組合の增設と共に一層組合主義を中下層階級に擴充し、以て組合員の增加を圖ることが當面の急務である。

朝鮮金融組合聯合會　金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要なる地位を占め、逐年發展して來

たが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委せて置くの
は組合の積極的活動を促進する上に遺憾の點尠くなかつた爲、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調
節竝に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、茲に庶民金融體系に一進展を劃した。爾來年を重ねる
こと十五年昭和八年八月、關係者多年の翹望を容れて朝鮮金融組合聯合會を創設したので、其の組織、事業の概要は左の通りである。
合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設したので、上述の各道金融組合聯合會を

一　朝鮮金融組合聯合會は會員に對し資金を供給し業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益を圖るを目的とす
る非營利有限責任の法人にして、其の本部を京城府に、支部を各縣道廳所在地に置く

二　朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定したる產業に關する法人を以て會と爲し、會員に對しては出
資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔せしむ、之に對しては年七分以下の配當を爲す

三　朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く、會長及理事は朝鮮總督之を任命
し、監事は總會に於て會員の代表者中より之を選任す。

四　朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、發行債券、借入金及諸積立金より成り、下に揭ぐ
る業務を行ふ、（一）會員に對し必要なる資金の貸付を爲すこと、（二）會員に對し手形の割引を爲すこと、（三）
會員の爲に爲替業務を爲すこと、（四）會員より預り金を爲すこと、（五）會員に對し業務上の指導を爲すこと、
（六）會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること、（七）會員の教養其の他會員の共同の利益を增進する爲必要な
る業務を爲すこと

朝鮮金融組合聯合會業務概況（昭和十三年三月末現在）

支部數	會員數	拂込濟出資金	諸積立金	政府貸下金	金融債券	借入金	預り金	貸出金	預け金
一三	七八四	三、三四六千圓	一、〇一九千圓	千圓	二四、六四九千圓	二八、五三三千圓	九二、〇八〇千圓	二〇、一八二千圓	二四、六九八千圓

殖產契　昭和七年時局匡救對策として鮮內に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小產者組合員の增
容及組合員の經濟指導は益々必要となり、從つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り、以て朝鮮統治上の大事業た
る地方振興運動の實効を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖產契令を公布し、同年十二月二十
日より施行することになつた。其の組織、事業の概要は左の通りである。

一　殖產契は部落其の他之に準ずる地域內に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を
圖る爲、共同の事業を爲すを以て目的とする非營利法人にして、必然的に金融組合員又は產業組合員となる

二　契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組
合又は產業組合の理事を以て之に充つ

三　契の事業は契員の爲生產品の販賣、必需品の購賣、共同利用設備の設置、產業の指導奬勵及共濟事業等を行
ふ、殖產契は道知事之を監督し、契の事業又は財產の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ、其の他必要なる
命令を爲すことを得

四　契員の責任としては殖產契が其の財產を以て債務を完濟すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は產業
組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し、又加入前契が負擔したる債務及脫退前契が負擔したる債

務に付脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ

昭和十三年三月末に於ける金融組合指導下の殖産契指導金融組合數は四百三十六、所屬殖産契數は三千九百二十二である。

無盡業、質屋及個人金融業者　朝鮮に於ける無盡業は古くより下層金融機關として相當の役割を果して來たが、大正十一年には朝鮮無盡業令制定され、昭和六年に其の全般に亘る改正を見たが昭和十一年其の一部は更に改正されて現在に至つて居る。昭和十二年末現在の狀況は營業者數二十三、組數二千百五十二、公稱資本總額一千六十四萬圓、拂込三百四十四萬二千圓、給付金契約高一億七千九百二十六萬九千二百二十圓である此の外（質屋）は昭和十二年九月末現在で內地人五百五人、朝鮮人の典當舖質屋七百八十九人、合計一千二百九十四人で、其の貸付殘高は五百十五萬餘圓である。尙個人金貸業は昭和十二年九月末現在內地人二千三百六十九人、朝鮮人七千三百八十八人、外國人十二人、合計九千七百六十九人で、其の貸付殘高は六千八百七十二萬餘圓に達して居る。

金融を目的とする契　朝鮮に於ける契は其の目的の範圍は極めて廣汎であるが、大體一種の組合契約に基いて一定の財産を利殖し、地方公益又は契員の親和利益を圖る團體であると言ふことを得、公共事業、扶助、産業、金融、娛樂を目的とする五種に大別される。而して金融を目的とする契は漸次金融組合に依つて代はられる趨勢に在るが、其の種類は現在（註）金融契（一）、殖利契（二）、貯金契（三）、商務契（四）、興農契（五）等三十餘種あつて、農山漁村に於ける昭和十二年五月現在の狀況は契數二千三百五十人、加入者約九十七萬五千七百四十一人、此の財産現金六十七萬五千百三十二圓及穀類、土地、牛、建物がある。

（註）（一）金融契とは貸付を行ひ契員の金融を緩和する
（二）殖利契とは基金の利殖を行ふ
（三）貯金契とは貯金を主眼とするもの
（四）商務契とは商人間に於て組織され商業資金の融通を行ひ且つ親睦を圖る
（五）興農契とは低利融通を爲す

貨幣　舊韓國に於ては古來一定の幣制なく、數百年來專ら孔あきの葉錢（ヨブジョン）白銅が通用して居たが、明治二十七年銀本位となり、次いで同三十四年には金本位制に改められ、明治三十八年から實施された。

一方之と前後して第一銀行券の無制限通用を公認したが、後大正七年勅令第六十號に依り貨幣法が朝鮮に施行され內地と同樣の幣制となつた。且つ舊韓國貨幣は大正九年限り其の通用を禁止して幣制の統一を圖つた。但し葉錢のみは當分通用を許した。而して葉錢殘存流通高は不明なるも極めて小額と認められる。又朝鮮銀行の兌換券發行高は昭和十二年末現在に於て二億七千九百五十萬圓である。

爲替及金利　手形交換所に付ては前述の如くであるが、朝鮮に於ける昭和十二年中の各銀行爲替受拂高を示せば左の通りである。

銀行名	朝鮮內 受入	朝鮮內 拂出	對內地 受入	對內地 拂出	對外國 受入	對外國 拂出	計 受入	計 拂出
朝鮮銀行	千圓 三六五、七七七	千圓 三四八、一〇七	千圓 三三八、五五四	千圓 三四三、一〇五	千圓 八三、七〇二	千圓 七三、八六六	千圓 七八八、〇三三	千圓 七六五、〇七八
殖産銀行	七七五、三六四	七八六、六八八	二一三、三三〇	二二五、八〇〇	九、七六六	七、八二四	九九八、四六〇	一、〇二〇、三一二
普通銀行	四二九、一九三	四一〇、五二三	三〇七、六九二	二九六、二八九	一三、九二二	九、五六四	七四九、八〇八	七一六、三七六

計	一、五七〇、三三四	一、五四五、三一八	八五九、五七六	八六五、一九四	一〇六、三九一	九一、二五四	二、五三六、三〇一	二、五〇一、七六六

次に金利に付て觀るに、明治四十四年朝鮮利息制限令の公布を見、一般金利に關し準據すべき規定を示したが、其の利率は左の如くである。

元金百圓未滿　年三割以下
元金百圓以上千圓未滿　年二割五分以下
元金千圓以上　年二割以下

但し質屋營業者の貸借元金五十圓未滿及市場に於ける貸借元金三十圓未滿の利息に適用しない。更に銀行業の金利狀態を見るに左の通りである。

各銀行金利　（昭和十二年十二月中實行金利）

銀行名	預金 定期預金	預金 當座預金	預金 特別當座預金	預金 通知預金	貸出 證書貸	貸出 手形貸	貸出 當座貸越	貸出 割引手形	貸出 荷爲替手形
朝鮮銀行	年利分厘 三六	（日歩）錢厘 二	（同）錢厘 六	（同）錢厘 七	（同）錢厘 一七	（同）錢厘 一八	（同）錢厘 一九	（同）錢厘 一八	（同）錢厘 一七
殖産銀行	三六	二	七	八	二一	二一	二三	二二	二〇
普道銀行 地場銀行	四二	三	八	八	二二	二〇	二二	二一	二一
普道銀行 支店銀行	三六	二	六	七	一一	一六	一八	一五	一五

（備考）　地場銀行とは朝鮮に本店を有するもの、支店銀行とは内地に本店を有するもの

朝鮮銀行同業者貸付金標準金利表　（昭和十一年四月一日より實施）

商業手形割引		歩合日歩一錢二厘以上
國債を擔保とする貸付利子及國債を擔保とする手形割引歩合		同　一錢二厘以上
國債以外のものを擔保とする貸付利子及國債以外のものを擔保とする手形割引歩合		同　一錢四厘以上
當座貸越及コレスポンデンス貸越利子		同　一錢四厘以上

朝鮮殖産銀行法定貸付金利表　（昭和十一年十月一日より實施）

一般勸業貸付	六分七厘
但し政府の補助ある事業に對する貸付	六分二厘
公共團體貸付	五分
但し水利組合貸付	五分五厘
非營利産業法人貸付	六分二厘

金融組合預り金及貸出金利率表

（昭和十三年九月末現在）

預り金 種別	利率	貸出金 種別	利率
定期積金	年分厘	普通貸出金	日歩三錢二厘以下
定期預金 三ヶ月以上 組合員	三・八以下	短期保證貸付及長期無擔保貸付	日歩二錢八厘以下
定期預金 三ヶ月以上 非組合員	三・七以下	短期擔保貸付	年九分以下
定期預金 六ヶ月以上 組合員	四・一以下	長期擔保貸付	年八分五厘以下
定期預金 六ヶ月以上 非組合員	四・〇以下	手形割引	—
定期預金 一年以上 組合員	四・三以下	當座貸越	日歩二錢八厘以下
定期預金 一年以上 非組合員	四・二以下	特別貸付金	日歩三錢以下
据置預金	四・〇	米穀應急資金貸付	—
貯蓄預金 複利	半月利 一四錢以下	水害復舊資金貸付	—
貯蓄預金 單利	日歩 八厘以下	自作農地購入資金貸付	日歩 一錢三厘
當座預金	日歩 三厘以下	畜牛購入資金貸付	年 五分七厘乃至六分五厘
定期積金 契約給付金百圓ニシテ契約期間三年ノモノ月掛金額二圓六十四錢		店舗設備資金貸付	擔保 年六分五厘
定期積金 契約給付金百圓ニシテ契約期間二年ノモノ月掛金額四圓二錢		農事改良資金貸付	擔保 〃 年七分五厘
		負擔整理資金貸付	擔保 〃 年六分五厘
			擔保 〃 年七分五厘
			擔保 〃 年六分七分五厘
			擔保 〃 年七分七厘

預り金 種別	利率	貸付金 種別	利率
定期預金 三ヶ月以上 六ヶ月以上	年 三分八厘	長期貸付金	年 五分八厘
定期預金 六ヶ月以上 一年以上	同 四分一厘	短期貸付金	同 五分八厘
當座預金	日歩 四分三厘	當座貸越	日歩 一錢七厘
	同 四分一厘	手形割引	同 一錢六厘

第二節　臺灣

金融機關　本島に於ける金融機關は領臺前は銀會又は錢莊等の支那流の如きものであつたが、現在は其の跡を絶つて全く内地と同樣のものとなつた。其の昭和十二年末に於ける概況は左の通りである。

區分			銀行				信用組合			無盡業	手形交換所
			特殊銀行	普通銀行	貯蓄銀行	計	市街地	農村	計	營業無盡會社	
本店			一	三	一	五	二二	三八二	四〇四	三	五
支店	島内		一八	四三	一一	六二					
	内地		四	—	—	四				九	
	外國		二二	三	二	一五					
出張所			二	六	二	一〇					

銀行　近代式銀行が臺灣に其の姿を現はしたのは、明治二十八年日本中立銀行が其の出張所を設置したのに初まる。同二十九年には日本銀行出張所の設立を見、次いで同三十年には法律第三十八條を以て臺灣銀行法の發布となり、同三十二年同行が開業するに及んで日本銀行出張所は閉業して以來島内では各種銀行勃興の機運に向ひ今日に及んで居る今主なる銀行の概況を略記すれば左の如くである。

臺灣銀行　臺灣銀行は本島に於ける中央銀行で、前述の如く臺灣銀行法に據り明治三十二年資本金五百萬圓を以て開業し、漸次增資して六千萬圓に達したが、昭和二年には一千五百萬圓に減資した。本店は臺北市に在つて本島樞要の地に十五の支店、内地及外國に十六の支店を置いて居る其の主なる營業科目は銀行券の發行、國庫事務の外一般銀行業務、對外爲替金融、擔保附社債信託業務等を取扱つて居る。

日本勸業銀行支店　臺北、臺南及臺中に各支店を有し、長期不動產金融に從事して居る。

普通銀行　臺灣に於ける銀行に付ては明治三十一年勅令第二百五號を以て銀行條例が施行されたが其の後昭和二年勅令第三百四十號に依つて銀行法が施行されるに及び銀行條例は廢止された。島内に本店を有するもの三行、支店を有するもの一行ある。昭和十二年末に於て島内に本店を有する銀行のみの合計公稱資本金額は一千二百三十萬圓、拂込濟資本金額は七百三十萬四千餘圓である。是等普通銀行の營業狀態は次表に示す如く預金總額八千二百七十八萬九千餘圓、貸出總額六千九百二十四萬九千餘圓である。

貯蓄銀行　此の外に貯蓄銀行法に據る臺灣貯蓄銀行がある。

以上の島内諸銀行に付て其の預金及貸出金現在高を示せば左の通りである。

預金　（昭和十二年末現在）

銀行名	當座	特別當座	定期	通知	別段	其の他	計
臺灣銀行	一一、九六一千圓	二九、五五六千圓	三三、五一八千圓	四、一七九千圓	六、七四一千圓	三、三〇〇千圓（日銀預金）	八九、二五六千圓
日本勸業銀行支店	一八	七六五	一、〇八五	二二	一、二七七	—	三、一六七
三和銀行支店	三、三八五	八、五九六	一二、二〇七	五七四	九八	—	二四、八六〇
商工銀行	八、八七七	一五、九四一	九、〇八二	一、六五三	二八	一八四	三五、七六六
彰化銀行	一、五九三	九、二四八	七、七三八	一、三〇五	八四	二三九	二〇、二〇七
華南銀行	二四五	一四八	一、一八八	三〇一	七四	—	一、九五六
臺灣貯蓄銀行	—	—	—	—	—	一一、二五六	一一、二五六
合計	二六、〇八一	六四、二五四	六四、八一九	八、〇三四	八、三〇二	一五、四〇〇	一八六、八八九

貸出金　（昭和十二年末現在）

銀行名	證書貸	手形貸	利付手形	當座貸	割引手形	荷爲替手形	買入爲替	其の他	計
臺灣銀行	千圓 —	千圓 三六、八六六	千圓 一〇六	千圓 一、六八九	千圓 八四、七〇五	千圓 六、三七一	千圓 五七八	千圓 —	千圓 一三〇、三一六
日本勸業銀行支店	—	—	—	—	—	—	—	九八、九三九（臺銀代理貸付ヲ含ム）	九八、九三九

三和銀行支店	八、二七〇	一、九二五	三	二、四八一	二、一九五	二、二四	一七三	—	一七、二九八
商工銀行	七九六	一九、七七二	—	三〇	五、二九〇	四九三	—	—	二六、三〇八
彰化銀行	四三一	一三、九七三	—	五九三	三、七〇四	八三	—	—	一八、七八二
華南銀行	七五	六、二四	—	三七	四四八	四	—	—	六、七八九
臺灣貯蓄銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	九、三五二	六、七六八	三七	四、八三〇	九、三四三	七三〇	一〇〇、九六八	三〇〇、三三	

信用組合　大正二年律令第二號臺灣產業組合規則に依るものであつて、市街地信用組合、農村信用組合に大別することが出來る其の概況は左の通りである。

信用組合名	組合數	拂込出資金	準備金及諸積立金	剩餘金	借入金	預金	貸付金及手形割引
		千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
市街地信用組合	二二	三、二七七	三、〇五一	六三四	三三九	六、二六三	一九、二四五
農村信用組合	四〇〇	一二、三八一	一〇、六四六	二、四八四	二三、八一二	一五、三六七	八二、二九四
合計	四二二	一五、六五八	一三、六九七	三、一一八	二四、一五一	二一、六三〇	一〇一、五三九

（昭和十二末現在）

無盡業　大正十一年勅令第五百二十一號を以て無盡業法中第七條及第三十八條第二號の規定を除き施行された。

昭和十二年末現在に於ける其の概況を示せば、無盡會社は臺灣勸業無盡株式會社、東臺灣無盡株式會社及臺灣南部無盡株式會社の三會社で、其の總資本額は八十五萬圓（拂込濟資本金總額三十八萬七千餘圓）である。尚同年末現在に於ける無盡會社數は千五十八組で、此の給付金契約高は三千七百二十二萬三千圓、內給付濟高は千八百六十七萬千餘圓である。

手形交換所　手形交換所は基隆、臺北、臺中、臺南及高雄の五箇所に在る。昭和十二年中に於ける手形交換高は六二七、一七三枚此の金額四一二、七八五圓である。

金利　昭和十二年末に於ける預金及貸出金の利率は左の通である。

銀行預金協定利率

甲種（臺銀、勸銀、三和銀行等）		
種別		協定利率
定期預金	年	三・五分
當座預金	日歩	〇・一錢
特別當座預金	日歩	〇・五〇
通知預金	日歩	〇・六〇
別段預金	日歩	〇・六〇

乙種（商工、彰化、華南銀行等）		
種別		協定利率
定期預金	年	三・七分
當座預金	日歩	〇・二〇錢
特別當座預金	日歩	〇・六〇
通知預金	日歩	〇・七〇
別段預金	日歩	〇・七〇

臺灣貯蓄銀行		
種別		協定利率
普通貯金	日歩	〇・六〇錢
特約普通貯金	年	三・六分
据置貯金	日歩	一・〇〇錢
定期積金	年	二・四二分
定期預金	年	三・七〇

銀行貸出金利率

種別	最高		普通	最低	
證書貸付	日歩	錢 三、〇〇	日歩	錢 一、二〇	
手形貸付	同	三、〇〇	同	一、一〇	
當座貸越	同	二、六〇	同	一、一〇	
手形割引	同	二、八〇	同	一、二〇	
				一、六五	日歩 一、七五	同 一、二〇
				一、八八	同	一、一〇
				一、九五	同	一、一〇
				一、七五	同	一、二〇

貨幣　領臺當時、本島の幣制は當時の淸國に於けると同一の狀態で、一貫した貨幣制度はなく、且つ日常の諸取引に用ゐられる貨幣も主として銀貨ではあつたが極めて錯雜で、其の計算單位は全島を通じて一律に「元」と稱せられるも其の實價は各地皆不同で其の種類百數十種に及んで居た。然るに明治三十年是等紊亂せる幣制を整理する爲臺灣銀行法制定され、同法第八條に依つて臺銀は金額五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の特權を附與されたが、明治三十二年には法律第三十四號を以て銀行券を發行し得ることに改められた。

而して當時島民の間には尙銀の流通に馴れて居ることと、愛銀の念に深い實情とに鑑み、暫く內地の金本位の貨幣法を施行せず、本島に於ては經過的便法として銀貨を以て引換ふべきもの、卽ち銀本位制を暫時採用したのである。然るに時勢の進展と經濟界の統制との爲、明治三十七年律令第八號を以て臺灣銀行は更に金兌換券の發行をも認められ、一時金券と銀券とが並行して流通したが遂に明治三十九年法律第三號を以て臺灣銀行法を改正して金兌換券に改め、從來發行の銀券の使用期限を明治四十一年十二月末日に限り、其の交換期限は翌四十二年末限りとして銀券の處

分を了し、明治四十四年四月一日よりは內地同樣貨幣法を施行し、金本位制に統一せられて今日に及んで居る。

第三節　樺太

金融機關　樺太に於ける金融機關は明治三十八年十月、北海道拓殖銀行が政府の命を受け大泊派出所を設置したのを以て嚆矢とし爾來經濟界の發展に伴ひ漸次各種の金融機關が設けられるに至つた之を概說すれば次の通りである。

樺太に於ける金融機關　（昭和十二年末）

特殊銀行	普通銀行				合計	產業組合（聯合會）	無盡會社	質屋	公益質屋
本店	支店	本店	支店	本店	支店				
一	一二	一	二	一	一三	八四	六	七三	五

北海道拓殖銀行支店　本行は北海道拓殖銀行法に基いて設置されたもので本店を札幌に置き、現在樺太內に十一支店を有して居る。同行は一般普通銀行業務の外不動產抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帶無擔保貸付、公共團體無擔保貸付、漁業權抵當貸付、漁業者連帶無擔保貸付及工場財團抵當貸付等其の業務範圍極めて廣汎に亘り、之に對する本島の資金需要は逐年增加の趨勢に在る。

樺太銀行　大正三年五月、樺太廳の補助を得て設立された樺太金融株式會社が本行の前身である。大正五年十月其の定款を變更して資本金五十萬圓の株式會社樺太銀行となつた。其の後島內產業の發展に伴ひ、資金の需要日を逐ふて增加せる爲、大正八年三月資本金を二百萬圓に增資すると共に眞岡支店を設置し、前述の北海道拓殖銀行と相竝び銳

意拓殖資金の供給に努めて居る。

北門貯蓄銀行　樺太に於ける唯一の貯蓄銀行で本店は札幌に在る。大正十一年四月初めて豊原に支店を設け、爾來專心島民の貯蓄心向上に努力して居る。

前記三銀行の概況及其の用途別貸出高を示せば左の通りである。

銀行營業概況　（昭和十二年末現在）

區分	營業所數 本店	營業所數 支店	資本金額 公稱	資本金額 拂込濟	積立金 總額	年末殘高 貸付金	年末殘高 預金
			圓	圓	圓	圓	圓
樺太に本店を有するもの（株式會社樺太銀行）	一	一	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四七五、〇〇〇	二一一、三五〇	五、二九五、六三七	三、〇五八、三二二
樺太に支店のみを有するもの（株式會社北海道拓殖銀行）	一	一二	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、五〇〇、〇〇〇	一五、六〇四、九〇〇	二八、五一一、六〇九	四四、三五九、三八一
（同　北門貯蓄銀行）	一	一	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一六六、五九九	三九六、一四四	二、五三八、一八六
樺太に本店を有するものの計	一	一	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四七五、〇〇〇	二一一、三五〇	五、二九五、六三七	三、〇五八、三二二
樺太に支店のみを有するものの計	一	一二	二〇、五〇〇、〇〇〇	一二、七五〇、〇〇〇	一五、七七一、四九九	二八、九〇七、七五三	四六、八九七、五六七
合計	一	一三	二二、五〇〇、〇〇〇	一四、二二五、〇〇〇	一五、九八二、八四九	三四、二〇三、三九〇	四九、九五五、八八九

產業組合　大正四年產業組合法が本島に施行されて以來逐年發展の趨勢を辿り、昭和十二年末に於ては凡そ左の如き概況を示して居る。

產業組合及同聯合會事業概況　（昭和十二年末）　（金額單位圓）

種別	產業組合	產業組合聯合會
組合（聯合會）數	八五	一
調査組合（聯合會）數	七六	一
組合員數	一〇、八〇一	八一
出資口數	五七、四六七	四〇三
出資金	二、二六九、〇八五	二〇一、五〇〇
拂込濟出資金	一、九四八、四八二	一二八、二七七
積立金	五三二、三五四	一三、三七五
借入金	九九六、六六七	四四三、六九〇
貯金	二、九四三、九〇三	一、一七三、六四七

（備考）產業組合ノ事業年度ハ一月一日ヨリ其ノ年ノ十二月三十一日迄產業組合聯合會ノ事業年度ハ六月一日ヨリ翌年ノ五月三十一日迄トス

無盡業　無盡業の昭和十二年末に於ける其の營業概況は左の通りである。

營業者數	資本金額 公稱	資本金額 拂込濟	給付契約高	加入口數	掛金契約高
六	二七二、五〇〇圓	一六一、〇〇〇圓	一、八二五、五〇〇圓	三、二三〇圓	一、八九〇、三一〇圓

質屋　質屋の昭和十一年末に於ける營業者數七三、一年間に於ける總貸付高四三五、七三二圓である。

爲替及金利　昭和十二年中に於ける銀行島內店の爲替取組高は左の通りである。

種別	北海道拓殖銀行 口數	北海道拓殖銀行 金額	樺太銀行 口數	樺太銀行 金額
受入	五二、八三七	七〇、四九九、五七八圓	三、三四四	一、七八五、八四五圓
拂出	三七、九五四	九五、三一三、五七八	一、一八二	一、三三一、六二二

銀行預金利率

	定期預金	當座預金	特別當座預金
最高	年三分八厘	日步二厘	日步六厘
最低	〃三分八厘	〃二厘	〃六厘
普通	〃—	〃—	〃—

第四節　南洋群島

南洋群島には金融機關としては何等見るべきものなく、僅かに郵便局と無盡講とを數へ得るに過ぎなかつたが、昭和七年九月に產業組合令制定せられ各地に信用組合の設立を見るに至り又昭和十一年十一月には南洋拓殖株式會社の設立を見群島金融業の樞要なる地位を占むるに至つた。昭和十二年度中に於ける郵便貯金は預入七百三十三萬餘圓、拂渡六百二十七萬餘圓で振替貯金は拂込五百十二萬餘圓、拂渡九百二十二萬餘圓である。

無盡講は最近非常な勢で增加して居るが、昭和十二年末に於ける概況は左の通りである。

支廳管區	組合數	組合員數	存續期限迄の掛金總額	拂込濟掛金	掛戻(落札)金額
サイパン	二九五	四、一〇九人	三、二四二、五九五圓	五三二、八八六圓	四〇九、八四九圓
パラオ	三五	七二四	五四七、三一五	二九九、一四〇	二九六、二五〇
トラック	一	二七	七、七七六	三、八八八	三、八一六
ポナペ	二三	四四九	一七三、一八〇	三九、三〇〇	三二、九五七
ヤルート	三	四八	三〇、九〇〇	八、六四〇	六、八六一
ヤップ	三	四四	一九、一一〇	七、九二〇	七、八六〇
計	五一二	五、四〇一	四、〇二〇、八七六	八九一、七七四	七五七、五九三

産業組合現況

	設立許可年月日	組合員	出資口数	出資一口金額	出資總額	拂込済出資金	準備金	其他の積立金	借入金	貯金	貸付金
		人		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
保證責任バラオ信用組合	昭和八・一・一七	三三	八六九	五〇	四三、四五〇	三九、二六〇	一二、二七三	三、二四〇	四〇、〇〇〇	一四九、七七三	四九、四五六
有限責任サイパン信用組合	同	二九七	三、〇二六	五〇	一五一、三〇〇	一四六、八〇三	二四、六一四	四、三〇八	七五、〇〇〇	二八五、九七九	三六二、九五〇
有限責任ポナペ信用組合	昭和八・一〇・六	一〇三	一、一二九	五〇	五六、四五〇	二九、六一六	一、九九四	—	七、〇〇〇	三二、七一四	六七、八〇八
有限責任テニアン信用組合	同	一〇二	八四五	五〇	四二、二〇〇	三三、七六〇	五、四四四	三、八〇〇	一六、〇〇〇	五六、三八五	八九、〇〇五
保證責任トラック信用販賣購買組合	同	一四七	九八三	五〇	四九、一五〇	二〇、八八〇	四、〇一六	一、四八九	三二、〇〇〇	五七、八九八	一〇一、二一四
保證責任ガラパン信用販賣購買利用組合	昭和九・一・二〇	三二九	七一六	二〇	一四、三二〇	一二、三〇〇	一八〇	—	一〇、〇〇〇	四、八五一	二三、七〇六
保證責任テニアン購買販賣利用組合	同	九二	一六〇	二〇	三、〇〇〇	二、五六五	一三一	—	三、〇〇〇	—	—
計		一、二九〇	七、七一七		三六〇、〇七〇	二八六、一八四	四八、六三三	二、八八八	一八三、〇〇〇	五一七、六四八	七九四、四五六

銀行は未だ設立を見るに至らないが南洋拓殖株式會社が日本銀行代理店として特定の銀行業務を行つてゐる。

交通及通信

第九章　交通及通信

第一節　朝鮮

道路　朝鮮に於ては從來殆んど道路として見るべきものなかりし爲概ね畦畔を通行し、貨物の運搬等は人肩馬背に依るの外なかつた。明治四十年より併合に至る四年間に於て、起業公債其の他より工費三百九十餘萬圓を割いて二十二路線、七百八十餘粁の道路を修築したが、是等の工事は各地に散在する一部小區間に對し極めて斷片的に施行したに過ぎなかつた爲、總督府は施政當初に於て一般土木行政に關する法規を規定して舊來の荒廢を修むると共に、今後に處する方針確立の必要を認め、明治四十四年以來逐次道路規則、道路取締規則等を制定して道路修築の基礎を樹立すると同時に其の規模を擴大し、管理、築造及維持、費用の負擔區分及築造標準に關する規定を設けた。卽ち道路は一二三等及等外の四種に區分し、一二等道路は總督、三等道路は道知事、等外道路は府尹、郡守又は島司の管理に屬せしめ、又一方に於て全鮮に亘る道路網を企畫した。昭和十二年度末現在に於ける道路網は一等道路（有效幅員七米以上）三十八線（市街地線二十一線を含む）延長三千二百四十一粁餘、二等道路（有效幅員五米以上五・）九十七線（市街地線九線を含む）、延長九千九百六十六粁餘、二號道路（有效幅員四米以上）五百十六線（市街地線二十一線を含む）延長一萬四千五百二十四粁餘を以て主要幹線を形成し以て地方交通の脈絡を整へんとするものである。總督府は先づ道路修築の第一期事業として一二等道路中最も重要なる三十四路線二千六百九十餘粁を擇び、明治四十四年度より七箇年の繼續事業として工費一千萬圓を投じ其の修

築を行ひ併せて漢江橋を架設した。次いで第二期計畫として一二等路線中交通竝に經濟上最も適切なる二十六路線延長一千八百八十粁餘と、主要河川の橋梁九箇所の架設を企て、大正六年度より六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を以て工事を起したが、其の後經濟界の變動其の他諸種の事情に因りて路線の改廢或は國境道路及既設木橋の改良を追加して工費の增減を行ひたると、昭和四年度以降財政の關係上屢々工費の節約又は繰延等の結果總工費を三千百十餘萬圓に改めると同時に改修豫定總延長を二千三百八粁餘、橋梁架設四箇所、橋梁改良四百六十八箇所、竣功期を昭和十四年度に變更し目下實施中である。

尙北鮮開拓事業を企畫し重要道路の中二三等道路延長九百六十六粁餘を改修すべく、昭和七年度以降二十二箇年に亘り總工費八百三十八萬圓を以て工事を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を投じ一二等道路、金山道路及林道の改修を行つたが、更に滿洲國建國以來鮮滿間の交通聯絡は極めて緊要となつたので鮮滿一如の見地より鴨綠江及豆滿江に國境聯絡橋十四箇所を架設することに日滿兩國間に協定成立し、其の內六箇所を總督府に於て施行することとなり工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手し、此の間慶源及穩城の二箇所を竣功せしめた。又咸鏡北道は豆滿江を隔てゝソ滿國境に對し國防上極めて重要なる地帶に屬し各種の軍事施設を有するも交通機關整備せず極めて不便なるを以て昭和十二年度以降三箇年繼續事業として工費二百萬圓を投じ國防道路の改修に着手し目下銳意施工中である。以上本府に於て直轄施行するものの外窮民救濟、時局應急、地方振興等の土木事業を起して地方公共團體に國庫補助を與へ、地方交通上急施を要する道路の改修及補修を行はしめて居る。昭和十二年度末に於ける一二等道路改修濟延長は國庫補助及夫役施行に依るものを加へて一萬一千八百四十九粁餘、三等道路は一萬一千六百六十五粁餘に達して居る。

鐵道　國有鐵道　朝鮮に於ける國有鐵道の大部分は軌間一・四三五米の廣軌にして、明治三十二年京仁鐵道合資會社に依る仁川、永登浦間の營業開始を嚆矢とし、翌三十三年永登浦、西大門（京城）間竣功し茲に京仁線の全通を見た。

次いで同三十八年一月京釜鐵道株式會社に依り京城、釜山間の開通を見るに至り、同三十七年臨時軍用鐵道監部は日露戰役中京義線及馬山線の急設に著手し、馬山線は同三十八年十月、京義線は同三十九年四月竣功した。次いで同七月帝國政府は京釜及京仁兩線を買收して國有と爲し、同時に統監府鐵道管理局を設けて陸軍所管の馬山、京義の二線を共の管理に移し、同四十二年鐵道院に移管されたが、同四十三年總督府の設置と共に其の管理に歸した。其の後大正六年に至つて政府は其の經營を南滿洲鐵道株式會社に委託したが、時勢の推移に伴ひ同十四年再び總督府の直營となし昭和八年に至り北鮮方面國有鐵道の一部を滿鐵の委託經營に移して今日に及んで居る。尤も此の間既成線の改良に努むると共に新線の建設に意を注ぎ、湖南線、京元線、鎭海線、咸鏡線等著々其の開通を見、更に別項の如く昭和二年度以降十二箇年の繼續事業として五線約一千四百粁の新線建設、五線約三百四十粁の私設鐵道買收及既設線の改良を計畫實施したる外新に白茂線、中央線の建設に著手し更に別項の私設二線を買收し銳意鐵道網の普及を圖つて居る。然し右計畫と雖も帝國財政の現狀に鑑み最低限度の必要範圍に止めたる爲、國運の進展に伴ひ將來更に之を擴張せしむるの要を生ずべきは固より論を俟たないところである。

今昭和十三年三月末に於ける國有鐵道の現況を示せば左の通りである。

線名	營業粁程 粁分	
京釜線	四八一・五	六一〇・三
京義線		二八五・八
湖南線		

京元線		二二三・七
咸鏡線		五五四・五
慶全線		二八六・八
全羅線		一九八・八
東海線		四一二・三
平元線		一五三・九
	合計	四、〇六六・五
滿浦線		二八七・五
惠山線		一四一・七
白茂線		一〇〇・五
合計		三、七三七・三
北鮮線		三二九・二
合計		四、〇六六・五

（備考）北鮮線は昭和八年十月一日以降之が經營を滿鐵に委託して居る。

昭和二年度以降計畫　朝鮮の開發は一に交通機關の普及に俟たねばならないことは今玆に多言を要しない。總督府に於ても從來鐵道の普及促進に對しては營々努力し來つたが、之を延長を本州、北海道及臺灣に比較するに、其の密度に於て未だ及ばざること甚だ遠い狀態に在る。而して朝鮮の面積は本州の約九割五分に當り、其の有する資源は內部山地に於ける無限の水力及低廉なる勞力と相俟つて、各種產業の前途極めて好條件を具備するに拘らず、產業の未だ見るべきものなきは、主として鐵道普及の密度の甚だ稀薄なるに因るのである。故に總督府に於ては昭和二年度以降繼續事業として新線の建設、私設鐵道の買收及既設線竝に車輛の改良を計畫した。

先づ新線路の建設は比較的小額の經費を以て其の效果の大なるものを選び、既設計畫たる平元線に圖們、惠山、滿浦、東海、慶全の五線を追加せしが、之等は概して拓殖鐵道の使命を果すを第一義として居る。次に私設鐵道の買收に付ては別項記載の五線中、慶東、全北及圖們線、合計二百三十三粁七分は軌間〇・七六二米なる爲、買收後之を國有鐵道同樣一・四三五米に改築することとし、昭和二年度以降順次買收を實施し同六年度を以て終了した。又既設線は概して開設當時の運輸狀態に適應せしめ速成を期したる爲、運輸の發展に伴ひ改良を要するもの多いが、差當り本計畫に於ては（一）既設線に於ける停車場及機關庫竝に諸設備の改良（二）各線に於ける重軌條取替、必要區間に於ける複線及複々線の建設、線路基面上昇、橋梁、隧道の補强及曲線の緩和（三）枕木及電柱等の防腐設備、信號所及通信線の增設、船車連絡及貨物集配上必要なる諸設備、工場設備の擴充（四）各種車輛の建設、改良及增備等眞に緊急已むを得ないもののみを擧げたのである。

尙總督府は北鮮開拓事業計畫に於て資源の開發、移民、興業の目的を達する爲に白茂線（白岩・茂山間狹軌一八八粁）を新設し、惠山線白岩と私鐵茂山線とを連結せしめんとして昭和七年度以降六箇年間繼續事業として工事を開始し更に慶尙北道、忠淸北道、江原道及京畿道の四道に亘る豐富なる鑛產、農產及林產の開發を圖る外、地方產業の發達を促進すると共に近時激增せる京釜線の輸送を緩和せん爲、京釜本線と東海岸との概ね中央部を縱貫する中央線（永川・東京城間約三百五十九粁）を昭和十一年度以降五箇年間に之を竣成せしめんとし目下工事進捗中である。

新線の建設

平元線	西浦・高原間	二一三・七粁	（昭和十一年十一月一日西部に於て西浦・陽德間一二三粁九分、）	
			（又同十二年十二月十六日東部に於て高原・城內間三〇粁開通）	
滿浦線	順川・滿浦橋中心間	三〇三・四	（同　十二年十二月一日順川・江界間二五〇粁六分開通）	
東海線	（安邊・浦項間	四七八・〇	（同十二年十二月一日北部安邊・襄陽間一九二粁六分を、）	
	（釜山・鎭蔚間	七三・〇	（又同十年十二月十六日南部釜山鎭・蔚山間七三粁を開通）	
慶全線	（晋州・全村間	二一二・六	（同十一年十二月十六日北部に於て全州・順天間一三三粁）	
	（院陽・潭州間	三八・六	（二部を開通全州順天間は營業開始と同時に全羅線となる）	
白茂線	白岩・茂山間	一八八・〇	（同　十一年十月十六日白岩檢坪洞間一〇〇粁五分を開通）	
中央線	東京城・永川間	三五八・六	（同十一年十月十六日白岩檢坪洞間一〇〇粁五分を開通）	
			（上間　十二年十二月末日現在に於て南部は永川・雲山間、水下洞・伊）	
			（京城・楊平間、院垈・南五間、盤谷・神林間七九粁六分を工事中）	

合計			二、〇二八・六	

私設鐵道買收

全北鐵道會社線（狹軌）		裡里・全州間	二五・三	（昭和二年十月一日實施同四年九月二十日廣軌改築完了と同時に營業粁程を二四粁九分に改む）
朝鮮鐵道社所屬	全南線	松汀里・潭陽間	三六・五	（同三年一月一日實施）
	慶東線（狹軌）	大邱・鶴山間	三年七月一日實施）	
		慶州・蔚山間	一四・八	（同十一年十二月一日慶州蔚山間廣軌改築完了と同時に營業粁程を一四八粁一分と改む）
圖們鐵道會社線（狹軌）		會寧・潼關鎭間	五九・六	（同四年四月一日實施）
朝鮮鐵道會社所屬	慶南線	馬山・晋州間	七〇・〇	（同八年八月一日廣軌改築完了）
合計			三四〇・二	（同六年四月一日實施）

以上昭和二年度以降十二ヶ年計畫に依るものの外、國有鐵道建設促進に伴ひ中間に介在する左記二線を買收した。

价川鐵道會社線（狹軌）		新安州・泉洞間	三六・九	（昭和八年四月一日實施同八年七月十五日泉洞价川間廣軌改築完了）
南朝鮮鐵道會社線		全南光州・麗水港間	一六〇・〇	（同十一年三月一日實施）

北鮮鐵道の滿鐵委託　昭和八年八月圖們線全通は玆に京城・雄基間の車輛の直通を可能ならしめ以て從來の不利不便を一掃したが更に京圖線の竣功に伴ひ兩鐵道を南陽及上三峰に於て連絡することとなり、之が連絡運輸の關係上十月一日輸城以北の國有線三百二十八粁五分（公表營業粁三二九・二）に對する業務を滿鐵に委託し其の經營を行はしむる事となり滿鐵は更に雄基羅津間十五粁二分の鐵道を建設開業し羅津港築港の完成と共に清津、雄基の二港と併せて東北滿洲一帶より輸送さるべき大量貨物に備へ、更に羅津及清津と新京間に直通列車を運轉し之等諸港を通し裏日本一帶との間の交通路の利用が殷盛を極むるに至つたのである。昭和十二年度に於ける運輸成績は輸送人員二百四十四萬人、貨物噸數二百四十二萬一千餘噸、收入は八百四十萬七千餘圓、支出六百五十八萬五千餘圓に達して居る。

私設鐵道及軌道　朝鮮に於ける私設鐵道は國有鐵道の培養線として地方開發に貢獻し昭和十三年三月末に於て開業線を有する會社數八社（外に借上營業中のもの二社五粁四分）、之が延長一千二百十一粁八分に達し、尙目下建設すべき免許線を有する會社數十二社であつて之が粁數七百九十七粁四分、免許會社數十七社、總免許粁は二千九粁二分に達して居る。總督府は之に對し各種の援助を爲し開業線を有する五社は朝鮮私設鐵道補助法に依る補助金を交付して居る。又軌道は京城、平壤、釜山の三箇所に電車を運轉し其の他を合して昭和十三年三月末現在の經營者五、開業線延長は八十一粁四分に達して居る。

連絡運輸　京釜鐵道の開通と同時に山陽、九州各鐵道及東海道線との間に連絡運輸を創始し、爾來漸次鮮內各私設鐵道其の他に及ぼし、現在に於ては內鮮共一部の線路を除く外各驛と旅客、手小荷物、貨物の連絡を實施して居る。而して下關・釜山間の連絡は現在定期船として德壽丸（三、〇一〇噸）、昌慶丸、景福丸（各三、六二一噸）の三艘が晝間八時間にて又金剛丸、興安丸（各七、一〇五噸）の二艘が夜間七時間三十分にて關釜間海上二百四十粁を航海して居る。又川崎汽船會社の汽船は麗水港を經由し下關港及鐵道省線特定驛と旅客貨物の連絡運輸を、澤山商會の汽船は釜山經由局線特定驛と大阪、神戸、下關、門司の各港間に貨物連絡運輸を爲し、其他の汽船で內鮮連絡運輸に從事するもの多く眞に一衣帶水の感が深い。

國際連絡　鮮滿間の鐵道は同軌幅なる關係上、先づ滿鐵線と連絡し釜山・新京間に直通列車を運轉する外、南北滿洲玆に西比利亞を經由して歐洲各地に達する國際交通の要路としてソビエート聯邦、エストニア、ラトヴイア、リトワ

ニア、ポーランド、獨逸、佛蘭西、英吉利、チエツコスロヴアキア、墺地利及伊太利、瑞典、和蘭の各主要地間に連絡乘車券を發賣して居る。滿洲との連絡は大正二年京奉鐵道との間に實施せられたるを嚆矢とし、其の後滿洲國の建設に伴ひ其の國有鐵道と昭和九年八月十日より、朝鮮國有鐵道及鐵道省線との間に旅客、手荷物の取扱を開始し、又中華民國との連絡は大正二年十月より北寧、平綏、平漢、正太、津浦、京滬及滬杭甬隴海線竝に膠濟の各線との間及關係汽船會社を加へて日中聯絡乘車券の發賣及割引扱を爲し來たが民國各鐵道に對して目下之が取扱を中止して居る。貨物は滿鐵線の外、吉長、吉敦、四洮竝に舊北滿鐵道と連絡運輸を爲して居たが、昭和八年滿洲國有鐵道が擧げて滿鐵の委任經營となり、鐵路總局の所管となるに及び其の連帶取扱驛を擴げ、次いで同十年三月、北滿鐵道が鐵路總局線に編入されたるに付全滿的に其の連絡範圍が擴張せられた。

港灣　統監府時代既に釜山外十港に對し四百萬圓を投じて應急的稅關設備を行つたが、其の內釜山・仁川・鎭南浦の如き主要港では工事半にして併合となつた爲、總督府に於て其の殘工事を施行すると共に、更に其の規模を擴大して水陸連絡設備を大成する計畫を樹てて之を施行し、次いで大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津及城津港、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川及鎭南浦港の擴築、昭和八年度より城津港貯木場・清津の漁港設備、昭和十年度より釜山港北防波堤・仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設、昭和十一年度より釜山・馬山・城津・多獅島港の擴築、（昭和十二年度より西港防波堤の各）工事を起したが、元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島・雄基（第一期工事）仁川（擴築）鎭南浦（擴築）城津（貯木場設備）及清津漁港等の各工事は既に完了し、目下仁川（第二船渠）・釜山・麗水・馬山・城津・多獅島・墨湖及清津西港（防波堤工事）の各工事を施行中である。尙港灣維持設備として昭和九年度に於て雄基港に岸壁其の他の設備を施し昭和十一年度を以て完成した。南滿洲鐵道株式會社は總督の免許を受け、京圖線の開通に伴ふ終端施設として羅津の築港を施行しつつあるが、更に清津・雄基兩埠頭の施設をも該社に使用せしめ、以て今後に於ける大量物資を呑吐する終端施設の完璧を期して居る。港灣の管理、維持及費用負擔等の區分に關する統一的制度は未だ確立したものなきも、開港に於ける施設は國費を以て之を施行し、開港以外の地方港・漁港等に就ては地方公共團體の施設經營に任せ、總督府は緊要の程度に應じ相當補助金を交付して其の完成に努めて居る。

現在朝鮮に於ける港灣の主なるものは開港たる仁川・群山・木浦・釜山・鎭南浦・新義州・龍巖浦・元山・淸津・城津・雄基及羅津の外地方港を合せ百五十六港である。

海事　**一般施設**　朝鮮に於ける海事行政は併合當時に在つては、其の事務區々に分れ事務統制上種々支障があつたが、明治四十五年海事事務は擧げて遞信局下に配屬せしめ、越えて大正三年海事法規を整備統一すると共に海員審判所官制を公布し、一審制度に依る海員審判の事務を開始した。次いで同八年海員養成機關として仁川に海員養成所を設置昭和二年には之を鎭海へ移轉し、昭和十一年に於ては海員審判制度を改正し二審制を施行した。其の他逐次必要に應じて海事法規を制定改廢し、昭和十年羅津海事出張所を昭和十二年に群山海事出張所を新設し海事に關する行政の進歩改善を圖ると共に海運事業の發達に資せんとして居る。

海運　舊韓國時代に於ては小規模なる海運業者が個々に分立して居つた爲、節制ある航海を遂行せしむること能はざりしが、明治四十五年總督府の勸奬に依り資本金三百萬圓の朝鮮郵船株式會社の成立を見、同年度以降三箇年を期して沿岸定期航路釜山、雄基線外八線の航海遂行を命令し、初めて沿岸航路を統一し其の整理改善の基礎を築いた。爾來著々新線の開設整理に努め、昭和十三年四月一日現在に於ける定期航路は總督府命令航路二十三線の外、遞信省及

地方廳の命令に屬すべきもの二十一線、官公營十二線、自營航路に屬すべきもの百三十七線、計百九十三線、就航船舶三百四十四隻、三十三萬八百八十三噸の多きに達し、命令航路に對しては總督府及關係官廳に於て補助金を交付して居る。今之を航路別に線數、隻數、噸數を示せば（一）朝鮮內に限るもの（百三十九線、二百二十三隻、九千八百一噸）、（二）內地を起點として朝鮮に往來するもの（三十八線、七十七隻、十七萬五百六十七噸）、（三）內地及臺灣を起點として朝鮮及外國に至るもの（五線、十八隻、九萬八千七百五十三噸）、（四）朝鮮を起點として內地又は外國に至るもの（八線、二十三隻、四萬八千二百六十九噸）、（五）外國を起點として朝鮮に往來するもの（三線、三隻、千四百九十三噸）の五種にして、總督府の命令に依るものは（一）乃至（五）種の內に屬し、別に鐵道省の經營又は地方廳の命令に依る（一）乃至（四）種の內に屬する航路及補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等がある。更に政府の補助命令に依るものと、自營に依るものとを區別すれば左の通りである。

命令航路（官公署を含む）	五六線	一四六隻
自營航路	一三七線	一九八隻

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社、鴨綠江運輸株式會社、鴨綠江輪船公司、川崎汽船株式會社、大阪商船株式會社、九州郵船株式會社、島谷汽船株式會社、朝鮮汽船株式會社、阿波國共同汽船株式會社、近海郵船株式會社、日本郵船株式會社、南洋海運株式會社及鐵道省等である。

船舶　總督府設置當時に在つては船舶原簿に登錄せられたる船舶は汽船、帆船を合せて八十八隻、九千三百餘噸に過ぎなかつたが、明治四十五年海事行政を遞信局の所管に統一し、著々海事法規の整備統一を見るに至つた爲置籍船舶の增加亦著しく、大正三年度末に於ては一躍登簿船三百三十隻、二萬二千餘噸を算し、更に其の後歐洲戰亂の影響を受けて異常なる膨脹を示したが、平和克復と共に海運界の沈衰を來し一噸座を免れなかつた。然しながら近時朝鮮沿岸各地の海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲す者多く、益々增加の傾向を誘致して居る。尙海事制度として現在制令を以て定めたる朝鮮船舶令、朝鮮船舶積量測度令、朝鮮船員令、朝鮮船舶職員令、朝鮮海員懲戒令、朝鮮船舶檢查令等存する外、海上に於ける船舶衝突の豫防に關しては內地の海上衝突豫防法を施行して之が取締に付遺憾なからしめた。右の中船舶安全取締法規ノ根幹タル朝鮮船舶檢查令は、內地の船舶檢查法に大體依つたものであるが、內地に於ては同法の制定以來既に長年月を閱し、現下船舶界の實情に副ひ難き憾があつたのに鑑み、且つは輓近倫敦に於て署名せられたる海上人命安全條約及國際滿載吃水線條約を實施する準備として從來の船舶檢查法、船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設法等に代へ船舶安全法を制定し昭和九年三月より之を實施した。從つて朝鮮に於ても船舶檢查令改正の必要に迫られたる外、從來實施を見ざりし船舶滿載吃水線法及船舶無線電信施設法の二法規も漸く之が實施の適當なる時期に到來せる爲、內地の船舶安全法の內容を共の儘取り入れたる朝鮮船舶安全令を制定し、海上に於ける船舶安全取締の徹底を圖ることとした。

右制令は昭和十年一月十二日に、施行規則其の他の附屬法令は同年二月二十三日に之が發布を見、同年三月一日より孰れも施行せられたが、之に依り朝鮮に於ける海事制度は內地と殆んど同一水準に達したるものと稱することが出來る。

昭和十二年度末に於ける（不登簿船舶は昭和十二年末）船舶現在數は左の通りである。

種別	汽船		帆船		合計	
	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數

朝鮮に船籍港を有するもの	登簿船	五六八	九一、一〇〇	一、〇六五	四〇、四〇八	一、六三三	一三一、五〇八
	不登簿船	八三〇	八、九一四	一二、〇八九	一二八、九四七	一二、九一九	一三七、八六一

航路標識　朝鮮に於ける航路標識は昭和十三年八月末に於て夜標百九十二基、晝標百四十五基、霧信號二十八基、無線方位信號所十五基、計三百八十基で、之を朝鮮の海岸線一萬七千二百七十粁に對比すれば、夜標の一基當り海岸線は八十九粁の割合である。之を併合初年度の夜標（五十九基）二百九十三粁に一基の割合に比較すれば著しき進歩を示せるが歐洲諸國の海岸線四粁乃至十九粁、支那の五十粁及內地の三十五粁に一基を有する割合に對比すれば、其の配置、內容共に尙甚しき遜色がある。朝鮮は三面海に臨み且つ灣曲出入の甚しき爲、海岸線は頗る膨大なるのみならず、沿岸は暗礁砂洲の多きこと、潮汐干滿の差著しきこと、潮流の急激複雜なること及海霧の發生頻繁なること等に於て世界難航路の隨一に位し、從つて海難船舶續出して年平均二百八十隻に達する。是等海難の原因は種々あるが主に航路標識の不備に起因せるは遺憾である。總督府に於ては夙に此の缺陷を認め、官民の請願等を參酌し、尙經費の關係をも考慮して最も急設の必要ありと認めたるものより順次之が增設を爲し、船舶運航の安全に資せんとして居る。昭和十三年八月末現在に於ける航路標識の分布狀態を示せば左の通りである。

沿岸別	夜標 燈臺	夜標 其ノ他	晝標	霧信號	方位信號所	合計
東海岸	五六	一五	一、八	九	二	九〇
南海岸	二七	二五	三五	五	五	九七
西海岸	三八	三一	一〇二	一四	八	一九三
計	一二一	七一	一四五	二八	一五	三八〇

（備考）本表には地方廳及公共團體の施設を含む。

航空　朝鮮に於ては航空法及其の附屬法規は昭和二年六月一日より施行せられ、朝鮮に於ても航空機の檢査、登錄、乘員の考査其の他航空に關する一般的監督及取締竝に航空事業の保護奬勵等諸般の事務を執行することとなつた。朝鮮は國際航空路の要衝たるのみならず、大日本航空株式會社の內鮮滿連絡飛行に於ても航程其の三分の一以上を占め、滿洲航空株式會社に於ては新京淸津線を開始せる關係上、航空事業發展の基本を成す航空路の施設は寔に焦眉の急に迫られて居る狀況であるが、航空路の諸設備は多額の費用を必要とする爲、財政の關係、施設の緩急等を考慮し漸を追ひ之が完成を期することとし、先づ其の第一著手として飛行場竝に其の附屬設備、航空標識の設置及航空用通信設備等を施した。卽ち飛行場は京城、蔚山、新義州、淸津、大邱及光州に之を設置し、京城及蔚山飛行場は昭和四年五月に開場し同年九月に其の事務を開始せしが、新義州飛行場は昭和八年三月に開場し同年六月に其の事務を開始し、淸津飛行場は昭和十二年一月事務を開始し昭和十三年五月開始し、又大邱飛行場は昭和十二年一月に開場と同時に、京城無線電信局より光州飛行場を設置し、同時に事務を開始し、同年十月より咸興飛行場を設置の豫定である。尙昭和七年度に於て農村振興事業費として總經費二十萬圓を以て京城飛行場に滑走路の構築、連絡道路の改修を行ひ其の面目を一新した。又航空用通信設備として昭和五年七月蔚山に、同十一年一月に新義州に航空專用の無線電信局を設置し、京城無

線電信局に受信設備を施した。更に昭和十二年度には清津、大邱及江陵にも同様の無線電信局を設置することとなつた。航空標識は蔚山、黄澗、大田、天安、京城、沙里院、平壌、定州及新義州等の外總計二十一箇所に設置して居る。

朝鮮に於ける民間航空事業は其の實績の見るべきもの寔に少かつたが、昭和三年十月政府補助の下に成立したる日本航空輸送株式會社は、昭和四年四月一日より內、鮮、滿相互間の郵便物及貨物の定期航空輸送を開始し、同年九月十一日よりは旅客の輸送を併せて開始した。朝鮮內に於ては蔚山、京城及新義州に寄航、每日一往復を運行しつつあり、滿洲航空株式會社は昭和六年十二月二十八日より新義州に、同十年十二月三日よりは清津に乘入を爲して居る。

愼航空事業社は昭和十一年九月十二日附を以て京城、裡里間定期航空、遊覽飛行及タクシー飛行の許可を得、京城、裡里間は同年十月十三日より每週一往復の運航を開始し、同十三年五月より之を光州に延長し、現在は每週二往復に爲つてゐる。尙昭和十三年十月より咸興飛行場設置と共に京城清津間定期航空を實施の豫定であり、又蔚山飛行場は同年十月より廢止し單に不時着陸場としてのみ存置する事にとどめる豫定である。而して近時內外航空界の異常なる發達に伴ひ、航空事業勃興の機運著しく促進せられ、從つて民間航空事業も亦將來益々發達するものと思惟せられる。

昭和十三年十月現在に於ける民間航空事業者は左の通りである。

大日本航空株式會社支所		二
同	出張所	四
同	營業所	一
滿洲航空株式會社支所		一
愼航空事業社		一
同	出張所	二

通信　我國が朝鮮に於て通信事業を經營せしは、明治九年釜山の開港に際し同地に郵便局を設置したるに始まる。爾來居留民の增加に伴ひ、同十三年以降逐次元山、仁川、京城其の他の開港地に郵便局又は郵便局出張所を開設した。然しながら其の業務の如きは單に通常郵便のみの取扱に過ぎなかつたが、明治十三年には郵便爲替、郵便貯金を、同三十三年には書留小包郵便をも取扱ふに至り漸次業務の擴張を圖つた。

韓國政府に於ても明治二十九年帝國政府の制度に做つて郵便制度を布き、同三十三年萬國郵便聯合に加盟して其の形式を備ふるに至りしも、機關及事業の經營の極めて不完全なりし爲其の整備を期することとし、明治三十八年七月我國の管理に委託せられ、之を兩國共通の組織として其の改善擴張を圖つた。而して總督府始政後に於ては各地方の發展に應じ、政治上其の便宜を考察して財政の許す限り整理擴張を行ひ、今や收支の如きも順調に保持し永遠の基礎を確立するに至つた。

昭和十二度末に於ては郵便局八十八（外に分室十八）、電信局九、電話局一（外に分局二）、郵便所八百五十八（外に出張所八）、郵便取扱所三十一、電信取扱所百二十四（外に出張所三）、電信電話取扱所八、合計一千百十九（外に分室十八、分局二、出張所十一）となり、明治三十八年通信機關合同當時五百五十九方粁に一局所の割合であつたが、今や百九十七方粁に一局所の割合となるに至つた。

郵便　明治四十四年郵便法施行に關する諸規定を發布するに及び普通小包郵便を取扱はざる外全然內地と同一となつた。而して更に郵便線路の擴張に努め、今や二、三の僻地を除く外少くとも一日一回郵便物の集配を見ざる所はない。殊に輓近營業自動車を利用して郵便物の遞送を開始したる結果、著しく送達日數を短縮し、又郵便物の集配方法等に於ても極力之が整理改善を圖り、一面一般朝鮮人の通信思想も逐年發達し、其の通常郵便物の如きも昭和十二年

度に於ては引受三億四千百六萬九千八百五十九通、配達三億五千八百九十七萬三千二百九十二通の多きに上つて居る。外國郵便事務は從來遞信省の掌理に屬せしが、大正十一年以降萬國郵便條約に基き朝鮮は單獨の一郵政廳を形成し、昭和十二年度に於ける外國通常郵便物の取扱は引受六百五十四萬二千二十二通、配達六百三十三萬七千百六十七通に達して居る。

電信　大正十四年十月及同十五年十一月、內外電報の規定を改正して世運に適應せしめ、又年々電報取扱局所を增設し、明治三十八年通信合同當時四十四箇所なりしを、昭和十二年度末には九百六十七箇所と爲り明治四十四年七月より鐵道停車場電信取扱所以外の電信局所をして諺文電報の取扱を爲さしめ、同四十五年より主要鐵道停車場に於ける電信取扱をして歐文電報をも併せ取扱はしむる等、施設の擴張充實を行ふと共に電信回線は逐次之が整理改善に努め、電信機器類の整備竝に回線の新增設を實施したる結果、浦鹽斯德國際連絡回線を始めとし、朝鮮內各主要地は勿論朝鮮對內地及滿洲相互間に於ける通信は著しく利便を增進した。

無線電信　無線電信は明治四十三年三箇所の燈臺に之が施設を爲し各燈臺間の通信、近海を航行する艦船との警報通信及海難救助等の用に供したるが大正十二年龍山陸軍無線通信所の移管を受け之を京城無線電信局と爲し主として對船舶公衆通信を取扱ふこととした。次で木浦、濟州、釜山、鎭南浦、淸津及江陵にも此の種海岸無線局を設置し海陸通信連絡上寄與する處大なるものがある。右の內京城、淸津、木浦及濟州の各無線局は固定局として京城無線電信局に於ては東京、大阪、廣島、大連及淸津、淸津無線電信局に於ては大阪、京城、又木浦無線電信局に於ては濟州との間に夫々無線連絡に依り一般電報の疏通を圖つて居る。尙右の外蔚山、新義州及大邱には航空通信專用の無線電信局を設置して居るが航空路の新設、運航の充實に伴ひ更に平壤、咸興、江陵、鬱陵島及秋風嶺の各地にも同樣の無線局を新設すると共に京城、淸津及新義州に於ける既設設備の擴充を爲し航空通信網の整備を圖ることと爲つて居る。

電話　明治三十八年通信機關の合同を見てより、每年鮮內電話線の增設を行ひ漸次通話區間を擴張し、更に大正十二年度より鮮滿連絡電話線の架設に著工し、同十四年京城奉天間百九十里、仁川奉天間二百里其の他二區間を、昭和三年には新義州局に眞空管電話中繼器を裝置するに伴ひ、京城大連間二百九十里其の他の九區間の各長距離通話を開始したる結果、通信引繼當時に於ては普通區間十六に過ぎなかつたものが、昭和十二年度末に於ては普通一萬一千五百六十二區間、長距離四百七十五區間となり、其の普及に於て昔日の面目を一新した。尙內地及滿洲國との電話通話も現在に於ては躍進的增加を示しつつあり、爲に各連絡電話回線は總て輻輳し居る狀態にして、同年末に於ては對內地百四區間、對滿洲三百八區間の通話區域を有するに至り內鮮滿一如に寄與する所大なるものがある。

放送無線電話　朝鮮に於ける放送無線電話は大正十五年十一月社團法人朝鮮放送協會の前身たる京城放送局の設立を許可せられ昭和二年二月より電力一「キロワット」の單一裝置を以て內鮮兩語の放送を開始したが、其の後內地其の他に於ける放送業界の異常なる發展を遂げつゝある狀況に鑑み規模を擴大し、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二裝置を以て內鮮兩語の二重放送を開始するに至つたが、更に昭和十二年九月より京城中央放送局第二裝置の電力を五十「キロワット」に增大した。而して全鮮的に聽取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て、昭和十年九月より電力百五十「ワット」に依る釜山放送局の放送開始を爲したが昭和十二年六月より同局の電力を二百五十「ワット」に增大し、又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平壤放送局の二重放送を開始

し、更に昭和十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を、次いで昭和十三年十月には五百「ワット」に依る裡里放送局の放送を何れも開始したが、二百五十「ワット」に依る咸興放送局も近日中に放送を開始する見込である。

因みに昭和十三年八月末現在に於ける聽取者數は内地人七萬四千六百十一人、朝鮮人四萬五千二人、外國人六百十九人、合計十二萬二百三十二人に達してゐる。

郵便爲替貯金　通信合同當時に於ける爲替貯金取扱局所數は、全鮮を通じ僅かに三十に過ぎなかつたが、通信事務の引繼を了るや全鮮各地に七十二箇所の爲替貯金取扱局所を增設し、明治四十年郵便貯金及郵便爲替事務を遞信省より統監府通信監理局に移管して漸次制度の改善に努め、今や爲替貯金業務取扱局所は九百七十九に達して居る。

先づ内國郵便爲替に付て見るに、明治三十六年民間金融の圓滑を圖る爲、高額爲替振出の制度を設けしより年々業務の發達を來し、殊に大正四年以降鑛業の勃興、輸移出品の激增、戰時用品引受等の爲金融益々繁劇を加ふるに及び て取扱高は著しく膨脹し、昭和十二年度に於ては其の受拂高二億九千二百二十九萬餘圓に達して居る。

次に外國郵便爲替事務は明治十三年當時に在つては僅かに英領香港政廳との間に交換したのみであつたが、明治十四年英國との交換を開始し同十八年佛國との交換約定成立するや、萬國聯合郵便爲替約定に加盟し、遂次他の各國とも交換を開始するに當り、次いで大正十四年以降、朝鮮も一箇の郵政廳として投票權を有するに至つた。而して其の受拂高は歐洲大戰中一時減退し、其の後漸增の趨勢を呈したが、大正十二年中華民國との交換を開始するに及び俄に受拂高を增加し、昭和十二年度に於て八百三十四萬餘圓に達して居る。尙昭和九年八月より日滿間に小爲替の交換を開始したが、昭和十年十二月日本國及滿洲國間に締結せられた日滿郵便條約に依り全面的に改正を加へ昭和十一年一月より日滿郵便爲替として小爲替、通常爲替及電信爲替を開始し之が受拂高も漸次增滿し昭和十二年度に於て千九百二十八萬圓に達して居る。

郵便貯金は通信合同當初は一般民衆の貯蓄思想乏しく且貯蓄機關の缺如し居りたりし爲其の發展も洵に微々たるものであつたが、其の後官民の協力と經濟狀態の發達とに伴ひ逐年預金額及預け人員の增加を見、殊に昭和十二年七月支那事變勃發するや、全鮮民衆の時局認識に因る貯蓄報國の實が大いに現はれ、昭和十二年度末に於ては預け人員四百二十四萬餘人、預金額六千八百三十萬餘圓に達した。

又郵便振替貯金は明治四十三年京城に、昭和二年釜山に各振替貯金口座を設置して本制度の利用方法及利便特徴を一般に周知せしむる途を講じ、又昭和十二年十二月電信振替制度を創設し、其の送金の迅速を期す方途を講ずる等、利用者の便益に供し健全なる發達を遂げ、殊に一般經濟界の發達と利用者の增加と相俟つて著しく膨脹し、其の受拂年額は昭和十二年度に於て約十三億千十六萬圓に上つて居る。尙昭和十一年十二月より日滿間に郵便振替の交換を關始し、相互間に於ける大衆的送金機關の整備擴充に付大いに稗益して居る。

朝鮮簡易生命保險　朝鮮に簡易生命保險を實施する計畫は、大正元年頃に其の端を發したが、爾來幾多の迂餘曲折を經て漸く昭和四年二月、第五十六回帝國議會に於て關係法律案、豫算案の通過を見、同年十月一日より實施せらるるに至つた。本事業は實施以來意外の好成績を示し、昭和十二年度末に於て契約件數百二十二萬二千九百六十五件、保險金額二億三千九十一萬餘圓を算して居る。之が昭和十二年度に於ける成績は左の通りである。

事業成績表

種別	件數	金額
年度始現在契約	九六五、八四五件	一八一、一〇七、一九四圓
新契約	三五四、九二六	七三、〇四五、三六〇
復活契約	五、二九〇	九四六、二七〇
保險金支拂の事由發生したる契約	二一、三九二	四、一四三、七一五
其の他の事由に因り消滅したる契約	八一、七〇四	二〇、〇三六、四八五
年度末現在契約	一、二二二、九六五	二三〇、九一八、六二四
純增加契約	二五七、一二〇	四九、八一一、四三〇
年度始積立金	—	二八、三〇五、四七〇
收入保險料	—	一三、五六八、六九〇
收入諸利息	—	一、三三一、七三三
雜收入	—	四一、一九三
支拂保險金	—	二、五九〇、一二三
支拂還付金	—	三五七、三九七
事業費	—	二、九三八、六九八
年度末積立金	—	三七、三六〇、八六八

積立金の運用　本事業の積立金は朝鮮總督の管理する所にして、其の運用方法は規定に依り、保險契約者に貸付くる場合の外國債にて保有するか又は預金部に預入することとなれるが、此の預入額を限度として、之を朝鮮に於ける公共團體又は營利を目的とせざる法人若は組合に對して低利で融通し、資金の地方還元を圖つて居る。

昭和七年本資金の融通を開始してより、昭和十三年五月末日迄の融通內定のものを併せ三千四百八十九萬餘圓に上り、朝鮮に於ける教育、產業、交通及衞生等各方面に亘つて其の公共的又は社會政策的事業に貢獻するもの蓋し尠からざるものがある。昭和十三年五月末現在に於ける積立金放資狀況は左の通りである。

	契約者貸付額	九六五、一五二圓
公共貸付額	預金部預金額	九、一八九、九〇八
一七、七二〇、四七一圓	合計	三七、三六〇、八六六
債券引受額		
八、四七五、一七五		
國債保有額		
一、〇一〇、一六〇		

第二節　臺灣

道路　古來臺灣の習慣として、官廳は殆んど道路施設に關與することなく、富豪等の篤志經營に委すべきものと看做され來つたが、明治二十八年我が工兵隊の手に依り南北縱貫の軍道を開鑿したのを嚆矢として、同三十三年には道路設備準則を定め、地方廳管內の住民に其の改修を奬勵し、更に同三十八年以降內地の國府縣道に該當すべき重要道路約二千七百五十粁を指定して改修せしが、現在此の指定道路は約三千三百五十二粁に達して居る。指定道路の路面は最近に於ては大部分が有效幅員五米以上に擴張されしが、何分急造なる爲路面軟弱にして橋梁、暗渠等の構造物完備せず、今後の施設に俟たざるべからざるものが極めて多い。本島道路の根幹を成し、交通上多大の利便を與ふるこ

とを期待せられるものに基隆・屏東間四百六十一粁三の縦貫道路がある。本道路は大正八年以來國費を以て改修に著手し、現在に於て濁水・下淡水の兩溪附近を除き自動車の交通可能となり、昭和十六年末迄には全部の工事を完了する豫定である。昭和五年度には各州管内の指定道路の内重要なる路線約一千四百八粁を選定して、之を昭和十五年度迄に有效幅員五米乃至九米に改修する國庫補助の州費事業を起せしが、本事業の開始に依つて本島の道路施設は急激に進展した。

尙道路と關係を有する自動車運輸事業は、昭和十二年末に於て經營者百名營業線路數三百九十一線、五千七百一粁を算するが自動車の普及狀態は他に比し尙著しく劣つて居る。各年末に於ける道路の狀況は左の通りである。

道路狀況

年次＼種別	三米六三未滿	七米二七未滿	七米二七以上	計
昭和九年末	六、七四三・三粁	四、九三九・二粁	四、二二三・二粁	一五、九〇五・七粁
同十年末	六、九三七・六	五、一〇七・七	四、四五五・八	一六、五〇一・一
同十一年末	六、六三八・四	五、一二九・三	五、二一二・〇	一六、九七九・七
同十二年末	六、二七三・七	四、九八一・九	五、七〇七・三	一六、九六二・九

鐵道　國有鐵道　我が領有當時に於ては清國の敷設せる基隆・新竹間百粁の不完全なる鐵道ありしに過ぎざりしが、領有後著々鐵道敷設計畫を進め、先づ縦貫線の竣成に次いで幾多支線の開通となり、更に東部線の全通を見るに至つた。而して國有鐵道の概況を示せば左の通りである。

(イ)縦貫線　基隆・高雄間四百五粁九、明治三十二年起工、同四十二年開通、複線は大正八年四月臺北・基隆間が竣成せしが、將來之を縦貫線全線に及ぼす必要あり、昭和二年度より同十年度に至る繼續事業として臺北・竹南間及臺南・高雄間の工事に著手し、既に之が竣成を見た。

(ロ)淡水線　臺北・淡水間二十二粁四、縦貫線竣成前に開通。

(ハ)潮州線　全長四十七粁、高雄・九曲堂間は縦貫線竣成前に開通、九曲堂・屏東間は大正元年十二月、屏東・溪州間は大正十二年十月開通。

(ニ)臺東線　花蓮港・玉里間は大正六年十一月、玉里・關山間は同十五年三月開通し、一方大正十一年四月に私設の臺東・關山間を買收して玆に花蓮港・臺東間百七十三粁が完成した。

(ホ)宜蘭線　基隆・蘇澳間九十八粁八、大正十三年十二月全通。

(ヘ)臺中線　竹南・王田間九十一粁四餘、元縦貫線として開通したが、大正十一年十月海岸線(同區間同粁)開通の結果之を縦貫線に編入し、本線を臺中線と改稱した。

(ト)集集線　二水・外車埕間二十九粁七、元私設にして昭和二年四月買收。

(チ)平溪線　三貂嶺・菁桐坑間十二粁九、元私設にして昭和四年七月買收。

(リ)阿里山鐵道　嘉義・新高口間八十二粁餘、阿里山迄は大正元年十二月、阿里山・新高口間は昭和九年三月全通。是れは營林所管の森林專用鐵道であるが、一部分は營業線の様に貨客の便乘取扱をなしてゐる。

(ヌ)羅東森林鐵道　羅東・工場間三十七粁餘、大正十三年全通、是れは營林所管の森林專用鐵道であるが貨客の便

乘取扱をなしてゐる。

尙中央山脈に依つて阻隔されたる東部地方の文化及資源開發の爲、臺灣一周及横斷鐵道の建設は將來に殘されたる問題である。

總督府は臺灣に於ける鐵道、自動車相互の經濟的經營と共の統制連絡とを圖る目的を以て、大體國有鐵道併行線、鐵道建設豫定線等に於ける乘合自動車事業は之を國營とするの方針を採り、昭和八年度に於て先づ北部基隆・新竹間及臺北・淡水間百三十四粁の兩路線、昭和九年に於て中部豐原・二水間及苑裡・南王田間百二粁の路線、昭和十一年に於て南部嘉義・高雄間百五粁の路線に於て自動車營業を開始し、其の他は順次之が營業を開始するの豫定である。因みに昭和十二年度に於ける自動車營業成績は、乘車人員八百五十九萬六千五百十六人、收入百四十二萬千八百六十圓、支出百五十七萬百六十七圓である。

私設鐵道及軌道　私設鐵道は製糖業の勃興に伴ひ甘蔗輸送を主目的として發達したものである。明治三十九年創設以來主として中南部方面に普及した官鐵と相俟つて產業の開發に資して居るが大部分輕便用の〇・七六二米軌間で直通連絡し得るのは極めて一少部分に過ぎない。近來乘合自動車の勃興が官私鐵道の收入に影響するに促されて昭和六年十一月より兩者の連絡運輸を實施して居る。

私設軌道（所謂トロ）は手押の臺車に過ぎざるも、明治四十二年より到る所之が敷設を見、道路の不完全なる地方に於ては重要なる交通補助機關として利用せられて居る。昭和十二年末の營業粁數八千三十八粁四に及んで居る。

民營乘合自動車　臺灣に於ける乘合自動車事業（除官設）は、昭和十二年末現在に於て路線粁程五千百四十三粁七、乘合自動車數千二十五輛にして鐵道、軌道と鼎立して重要なる公共交通機關となり尙發展の途上にある。

海事　**海運**　我が領有前に於ける海運は英商ドグラス汽船會社が獨占し、淡水と安平とを起點として南支那との航海に當つて來たが、領有後總督府は海運助成の方針を樹て、大阪商船、日本郵船の二會社に每年度補助金を與へ、內地及支那大陸方面に定期航海を開設せしめたる爲、外國船は終に廢航の已むなきに至つた。爾來港灣の修築、貿易の發展に伴ひ既設命令航路の整備改善、南洋方面命令航路の新設、自由航路の開始等あり、本島海運も亦漸く活況を呈せんとして居る。

昭和十三年度に於ける總督府命令航路は左の如く、其の補助金總額は百三十四萬五千五百圓である。

	名稱	區間	航海年回數	就航船數	同總噸數
沿岸航路	東沿岸線（基隆、高雄間）		七二	二	三、〇〇〇
	高雄　馬公線		一五六	一	七〇〇
內國航路	基隆	神戸線	一四〇	五	四〇、〇〇〇
	高雄	東京線	九〇	六	二四、〇〇〇
	高雄	東京線附屬線	二四	二	五、〇〇〇
	高雄	仁川線	二四	二	四、〇〇〇
	高雄	清津線	一二	一	二、〇〇〇
	基隆	香港線	二四	一	一、五〇〇
	高雄	廣東線	休航中	—	—
	臺灣	厦門線	（十ケ月）五〇	二	四、〇〇〇
	高雄	上海線	三六		

外國航路

高雄	天津線	二四	四、〇〇〇
高雄	大連線	三六	四、〇〇〇
基隆	爪哇線	一二	六、〇〇〇
基隆	比律賓線	二四	九、〇〇〇
高雄	アバリ線	四八	三〇〇
歐洲航路基隆寄港		二四	—

前記各航路の主なる經營者は大阪商船株式會社、近海郵船株式會社、日本郵船株式會社、大連汽船株式會社、南洋海運株式會社、臺灣海運株式會社等である。

尙海事制度としては從來律令を以て定めたる臺灣船籍規則、臺灣汽船檢査規則、臺灣汽船職員規則、臺灣汽船職員懲戒規則等に依つたが、海運の發展に伴つて種々の不便を生じ、法制統一の必要が叫ばるるに至れる爲、相當の考慮を加へ、船舶法、船舶檢査法、船舶職員法及海員懲戒法を施行するを適當とするに至り、又船舶滿載吃水線、船舶無線電信、船員及水路嚮導に關しては從來律令の規定を缺きたるも、是れ亦臺灣海運の現狀に照らし此の際併せて船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設法、船員法、船員最低年齡法及水先法を施行するを適當と認め、數年來之が施行方を手續中のところ、昭和六年十一月九日勅令第二百七十三號海事諸法臺灣施行令を以て之が公布を見、附屬法令の完備を俟つて昭和八年五月二十五日より施行せらるるに至り、玆に海事諸法規は初めて內臺共通となるに至つた。更に尙昭和四年及同五年に夫々成立したる海上に於ける人命の安全の爲の國際條約及國際滿載吃水線條約は、漸次重要海運國に於て之を採用するに至り、我國に於ても亦之を採用することとなり、此の條約の要求に應ずる爲、從來の船舶檢査法、船舶滿載吃水線法及船舶無線電信施設法を廢止し、新に船舶安全法を制定せらるるに至つた。臺灣に於ては前記廢止の三法律は、海事諸法臺灣施行令に依り施行せられて居たが、之に代り制定せられたる船舶安全法は當然之を施行することとなり、昭和九年二月勅令第十四號を以て、海事諸法臺灣施行令中改正の件及府令第三號を以て船舶安全法施行に關する件が公布せられ、昭和九年三月一日內地と同時に施行するに至つた。尙今次支那事變に關聯し、海上に於ける一般交通運輸の調整を圖る目的を以つて制定を見たる臨時船舶管理法は、內外地を通じ同時に施行せらるゝことゝなり、之が施行に關し、昭和十二年九月勅令第五百五十二號を以て朝鮮及臺灣に於ける臨時船舶管理法の特例等に關する件及府令第百十七號臨時船舶管理法施行に關する件を公布して、同年十月一日より施行せられた。又昭和十二年法律第七十九號を以つて改正せられた船員法は、臺灣に於ても內地と同時に施行することゝなり、昭和十三年三月勅令第百三十六號を以つて海事諸法臺灣施行令中改正の件及府令第二十七號船員法施行に關する件改正の件を公布し、同年三月二十八日より施行せられ、同時に船員最低年齡法は廢止せられた。而して昭和十二年末現在に於ける船舶、船員等の狀況は左の如くである。

在籍船舶

汽船				帆船		計	
船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數		
一三八	九、四九六	四六	三、四七八	一八四	一二、九七四		

船員手帳受有者

内地人	本島人	朝鮮人	其ノ他	計
三、一一二	一、〇一四	二八五	五五九	四、九六九

海技免狀受有者

内地人		本島人		其ノ他		計
甲板部	機關部	甲板部	機關部	甲板部	機關部	
三六七	三四七	八五	一一〇	三	一二	九二四

救命艇手適任證書受有者

内地人		本島人		其ノ他		計
	八四八		二八		四九	九二五

港灣及航路標識　臺灣は海岸線單調にして自然の良港と目すべきもの極めて少く、其の缺陷を補ふ爲計畫されたる工事中主なるものに基隆、高雄、花蓮港の築港、蘇澳、新港の漁港及馬公港修築等がある。

A　基隆港　臺灣と內地とを連絡する最も重要なる港である。領臺當時は何等の設備なく、明治三十二年初めて築港計畫を樹て多少の設備を爲し、次いで同三十九年擴張計畫を樹て、大正元年、同九年、昭和四年、同十年及同十二年に豫算を追加して工事を進め、爲に港灣の面目一新せるに至つた。當港の修築に著手してより昭和十二年度迄に支出したる經費の總額は約三千五百四十三萬圓に上つて居る。昭和四年度より新に豫算總額一千百三十二萬圓を以て昭和十一年度迄の繼續事業として擴張工事を起し、昭和十年度より更に豫算總額七百七十九萬餘圓を追加して昭和十八年度迄の繼續事業に改めたが昭和十二年度よりは再度豫算三百二十四萬一千圓を追加して目下施行中である。之が完成の暁には、港內に三千噸級以上の汽船を同時に四十隻收容し得ることとなる。尙當港には從來三千噸級の乾式船渠一基を施設して居つたが昭和十二年度より更に一萬噸級の乾式船渠一基を增設することとして總豫算額三百三十三萬五千圓を以て起工した。昭和十四年度完成の豫定である。

B　高雄港　南部第一の港で灣形良港であるが水深の淺き缺點がある。明治四十一年初めて修築工事を起し大正元年度同十五年度、昭和四年度、同九年度及同十二年度に豫算を追加して工事を進め來つたが、昭和十二年度迄に支出したる經費は三千二百四十七萬圓に達して居る。昭和十七年度完成の上は、一萬噸級汽船の出入を可能ならしめ、三千噸以上の汽船を同時に二十九隻繫留し得ることとなる。

C　花蓮港　東部臺灣に一の商港を設ける計畫の下に、昭和六年度より修築に著手したものである。豫算總額七百十九萬四千圓を以て、昭和十四年度迄の繼續事業として目下施行中である。現在では汽船の繫留、荷役は不能なるも、工事完成の暁に於ては汽船同時繫船能力は三千噸級型三隻となる。

D　蘇澳漁港　臺灣北部魚場の中心地に近く、漁港として最適の位置を占めて居る。大正十年度工費六十六萬餘圓を以て修築計畫を樹て、大正十二年に至り完成したが、更に大正十四年に工費一萬四千餘圓を以て暗礁の除去等を行ひ、漁港としての施設は略々備はるに至つた。

E　新港漁港　臺灣東部の漁場に近く、工費其の他の修築條件が東部臺灣の海岸中最良なりし爲修築に著手したのである。昭和四年度に起工し同七年に完成した。其の工費は八十四萬餘圓、同時收容可能漁船數は大型約四十隻である。

F　馬公港　澎湖島の交通と水產業の發展に資する爲昭和十二年度より昭和十四年度迄の繼續を以て修築に著手したもので豫算總額は八十五萬圓である。完成の曉には汽船、漁船、其の他雜船が突堤、浮標、又は船溜内に自由に繫留休泊が出來る。

次に航路標識は我が領有當時に於ては何等見るべきものも無かりしが、昭和十二年度末現在に於ける概況は左の通りである。

夜標	燈臺	燈竿	導燈	燈標	掛燈浮標	導標	浮標	霧砲	計
	二二	六	一	五	七	一	五	五	五二

通信　臺灣の通信事業は領有當時の野戰組織のものを總督府に移管して以來、明治三十三年に郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、電信法、同三十八年に郵便貯金法、大正四年に無線電信法が孰れも施行せられ、漸次發達して今日に至つて居る。

郵便　昭和十二年度末に於ける郵便局所の數は百九十三、郵便線路は道路九百八十九粁、鐵道一千二百九十三粁、航空路二千百二十粁、水路一萬四千百二十四浬に及んで居る。而して昭和十一年一月より内臺間定期航空を同年八月より島内定期航空を開設し、旅客及郵便物の航空輸送を行つて居る。

電信　我が領有當時既に南北都市の電信連絡、對岸福州及澎湖島への海底線があつたが、殆んど破壞されて用を爲さず、現在の線條は凡て其の後總督府の新設に係るものである。昭和十二年度末に於ける電信取扱局所二百十八（外に船舶内無線電信取扱所六）、陸上線百七萬八千四百六十四米、架空ケーブル線二萬七千四十四米、地下ケーブル線二百八十八米、海底線六萬七千九百八十九米（本島、膨湖島間）で島内に普く行き亘つて居る。又内地との間には臺北・那覇間一線、臺北・長崎間に二線の海底線があり、中華民國發著の外國電報は臺北・川石山間海底線に依つて取扱はれ、同線は明治三十二年一月清國より買收したものにして、同年十一月萬國電信條約に依る國際線となつた。其の他昭和五年十月に臺北・香港間無線、昭和七年三月臺北・マニラ間に無線が開通され、本島と南支・南洋間の通信を取扱ふこととなつた。

次に無線電信は明治四十三年九月富貴角に無線電信局を設け、翌月一般公衆通信の取扱を開始せるを嚆矢とする。現在基隆及臺南に夫々無線電信局があり、又高雄に海軍無線電信所がある外、澎湖・臺南の兩郵便局所間の短波無線電信、花蓮港・臺東の兩郵便局に無線電信の設備があり、是等施設に依つて内臺、沿岸、外國諸航路の安全を期し、兼ねて有線電信不通の際には補助機關として利用されて居る。又内臺間海底線の不足を補ひ、内臺間無線連絡を計る爲昭和三年一月宜蘭無線竣成し、次いで十月臺北無線（板橋送信、淡水受信）の竣功を見るに至つた。

電話　臺灣の電話は明治三十年三月澎湖島守備隊各部相互間及澎湖島郵便電信局、西嶼燈臺間に開通したるを嚆矢とし、一般に普及せしは同三十三年、總督府電話交換局官制が發布せられ七月業務を開始せし以後のことである。昭和十二年度末に於て交換及通話取扱局所は百十七、通話のみを取扱ふ局所は六十六、普通及特殊公衆電話は三十六線路四百十四萬八百五十五米に達した。

尙內臺間を連絡する無線通話は本島通信事業に一新紀元を劃するものとして其の實現を期待せられたが、昭和九年六月二十日より之が開始を見た。通信區域は現在內地側は北海道及四國の一部を除く全國主要都市及其の近郊百八十餘箇所に及び、臺灣側は臺北、基隆、臺南、高雄等全島主要地を網羅してゐる。一通話時の料金は各地均一にして、普通通話料六圓、至急通話料は十二圓である。

臺灣に於ける放送無線電話は大正十五年臺北に於て開かれた始政三十年記念展覽會に於て十日間の試驗放送を試みたに始まり、次いで昭和三年十一月交通局遞信部內に無線放送實驗室を設け、一キロワットの放送機を設置して十二月より各種の放送を行つたが、其の後昭和四年度に十キロ放送施設の計畫を樹て、昭和六年二月之が完成に依り臺北放送局の開設を見、同時に一キロ實驗放送は廢止せられた。其の後更に臺南市及臺中市に一キロ放送局の實現を見、臺南放送局は昭和七年四月一日より、臺中放送局は昭和十年五月十一日より之が放送を開始した。昭和十二年度末に於ける聽取者數は四萬三千五百五十一人に達して居る。

郵便爲替及郵便貯金　郵便爲替及郵便貯金の事業に付ても本事業實施以來口數、金額共に逐年增嵩しつゝあり。

簡易生命保險及郵便年金　簡易生命保險及郵便年金は共に昭和二年十月より振替貯金の媒介に依り開始せられた。成績は左の如くである。簡易生命保險、郵便年金積立金の公共の利益に運用せられ居るものは、昭和十二年度末に於て五百四十三件、二千三百九十二萬六百四十二圓である。臺灣に於て特筆すべき點は、臺灣人は各種統計の示すところに依り、內地人に比し危險率大なるに拘らず之を平等に取扱つて居ることである。其の概況は左の通りである。

簡易生命保險

年度	契約件數	保險金額	本島人に係る分の再掲 契約件數	保險金額
昭和九年度末	二七五、七九一	六四、六四一、九七九圓	二〇七、六〇二	四九、〇三六、〇五三圓
同　十年度末	三一六、七二五	七四、三〇四、〇一八	二四四、二二八	五八、〇九一、一五九
同　十一年度末	三六八、六〇七	八六、五一二、〇四三	二八九、六〇七	六九、〇四八、七二六
同　十二年度末	四一九、六八〇	九八、六九八、四九一	三三一、三九七	七九、一四一、九九五

郵便年金

年度	契約件數	年金額	本島人に係る分の再掲 契約件數	年金額
昭和九年度末	九〇一	八一、七四七圓	五四（但し分割拂のみ其の他不明）	六、七二〇圓
同　十年度末	九一〇	八五、二六二（同）	五一	六、二四〇
同　十一年度末	九三五	九一、一四二（同）	四八	六、〇〇〇
同　十二年度末	九五九	九五、〇二六（同）	四九	六、二〇〇

第三節　樺太

道路　露領時代に於て道路として稍々見るべきものは、大泊より東海岸に沿ひ北樺太に至る粗惡なる幹線道路及二、三小道路ありしに過ぎず、領有以來之が施設改善に創始的努力を要した。現在の道路網は東西兩海岸の縱貫線と、之を連結する橫斷線とを幹線とし、樞要地を連絡する支線と、農村植民部落を連絡する農耕道路とより成り、主要道路（幹線道路）の延長は一千七百二十七粁二六に達して居る。（昭和十二年度末現在）概況は左の通りである。

東部縱貫幹線　大泊に起り豐原を過ぎ榮濱より海岸を北上して國境に至る延長四百三十九粁餘、遠く露領アレキサンドルフスクに達する最重要なものである。幅員は概ね五米五乃至七米三である。

西部縱貫幹線　樺太の最南端より西海岸に沿うて國境に至る延長五百十九粁三、更に北走すればアレキサンドルフスクに達する。名好、白主間四百粁餘は既に竣成して幅員三米六乃至五米五である。其の內泊居、久春內本斗、白主間には乘合自動車及冬季には乘合馬橇の便がある。

橫斷線　中部には豐原眞岡間（延長七十二粁四幅員四米五）及眞縫久春內（延長二十九粁七幅員五・五米）の二線があり共に自動車の運行容易にして後者には乘合自動車及冬期乘合馬橇の便がある。

北部には內路、惠須取線（延長一〇八粁八幅員五米五）南部には大豐、遠節線（延長四十八粁四、幅員五・五米）が あり共に夏季は樺太廳鐵道事務所經營の乘合自動車の便がある。

鐵道　國有鐵道　樺太の鐵道は軍政時代に於て、明治三十九年九月軍需品輸送の爲陸軍鐵道大隊の敷設したる楠溪町、豐原間の輕便鐵道に初まる。樺太廳は之に改善を加へると共に新線敷設を進め、現在延長三百七十五粁八に達する。內譯は左の通りである。

（一）東海岸線　大泊、榮濱間九十六粁九にして、是れは前記陸軍の輕便鐵道を大泊に延長して同四十三年十一月改築し、同四十四年十二月榮濱迄延長し、尙昭和三年八月大泊突堤竣功に伴ひ大泊港驛迄延長。

（二）川上線　本線は小沼驛より川上炭山に至る二十一粁九にして、大正十一年一月全通。

（三）豐眞線　豐原より眞岡の西南、手井に至る八十三粁八にして、昭和三年九月全通。

（四）西海岸線　本斗、久春內間百七十三粁二にして、昭和十二年十二月全通。

樺太の國有鐵道は從來概して缺損續きであつたが、近來開發の進展、人口の增加に伴ひ漸次收支の均衡を得るに至つた。尙樺太に於ては其の地形上東西の縱貫線の完成と、之を連絡する數箇の橫斷線とが必要とせられて居る。國有鐵道の營業狀況等左の通りである。

私設鐵道　地方鐵道の營業免許を與へたるものは左の三線にして、樺太廳は拓殖の進展、地方開發の緊要に鑑み樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社に對しては、樺太地方鐵道補助法に依り補助金を交付して居る。其の概況は左の通りである。

（イ）樺太鐵道株式會社線　資本金二千萬圓、落合、敷香間二百四十五粁五の中落合、知取間百七十粁五は昭和二年十一月、知取、南新問間三十二粁は昭和五年十一月、南新問、敷香間四十三粁は昭和十一年八月開通。

（ロ）南樺鐵道株式會社線　資本金百二十萬圓、新場、留多加間十八粁六は大正十五年十月開通。

（ハ）三菱石炭油化工業株式會社線　資本金二千萬圓、本斗、內幌炭山間十六粁三は昭和六年十二月開通。

海事　海運　樺太の海運は大正十二年、鐵道省經營の稚泊連絡線の開始以來急速の進歩を爲し、同十三年には稚斗

連絡、同十五年には大泊、眞岡と小樽、青森間との船車連絡が開始せられて益々發達した。樺太廳命令航路は左の通りであつて、昭和十二年度の補助金總額は三十五萬三千百圓である。

沿岸航路

名稱	區間	航海回數	期間	船數	總噸數
東線	大泊、敷香間	一八	自五月至十月	一	四六八
	敷香、能登間	一〇〇	自五月至十一月	二	三五
	敷香、遠内間	一九	自六月至十一月	一	五三
西線	眞岡、安別間	四〇	自四月至十一月	一	二二七
	本斗（白主間）	七〇	自四月至三月	二	八二
	本斗（海馬島間）	九〇	自十一月至十一月	一	七六
	惠須取、安別間	一〇〇	自四月至十一月	一	九九
灣内線	大泊、西能登呂間	七〇	自四月至十一月	一	一二五
	大泊、札塔間	六三	同		

内地北海道航路

名稱	區間	航海回數	期間	船數	總噸數
大泊眞岡線	大泊、眞岡間	三	同	一	三、一六六
大阪線	大阪、敷香間	一二	自四月至十一月	二	六、二九四
	大阪、惠須取間	二二	自四月至三月	二	六、〇六三
	大阪、眞岡間	二二	同	二	八、四一六
	大阪、大泊間	四	自十二月至三月	一	三、八五〇

敦賀線	敦賀、大泊間	二〇	自四月至十一月	二	二、八七二
伏木線	伏木、敷香間	一二	同	二	二、〇二六
雄基線	雄基、惠須取間	一六	同	二	二、九九九
東海岸線	函館、能登間	一二	自五月至十一月	一	七三四
	小樽、敷香間	三〇	同	一	一、一二七
西海岸線	函館、安別間	二〇	自四月至十一月	二	二、五一三
	小樽、惠須取間	三二	同	一	一、八四三
	小樽、惠須取間	五一	自四月至三月	二	三、六〇五
稚斗連絡線	稚内、本斗間（夏毎日・冬隔日）			一	一、六一二

前記各航路の主なる經營者は北日本汽船株式會社、樺太郵船株式會社、近海郵船株式會社、川崎汽船株式會社及本斗海陸運輸株式會社等である。

樺太内地間の鐵道連絡には左の諸線がある。

鐵道省連絡線　汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を發航する。

樺太廳命令航路　是れは右に述べた稚内、本斗線にして、受命會社は北日本汽船株式會社である。

遞信省命令航路　汽船二隻を以て函館を起點として青森、小樽、大泊、眞岡間を四月より十一月迄四十八回、十二月より翌年三月迄汽船一隻を以て小樽を起點とし眞岡、泊居を經て惠須取に十二回往復する。

昭和十一年に於ける出入船舶は入港汽船一萬三千八百六十隻、五百九十九萬三千五百五十五噸、帆船六百七十三隻、一萬一千五百九十噸である。

樺太に於ける海事制度、海上衝突豫防法及船舶法が施行せられるのみで、其の他海事に關する法規を缺き船籍港もない。

港灣及航路標識　海岸線は單調で天然の良港に乏しいが、大泊、本斗、眞岡の三港を築港し、外に沿海航行の小汽船及漁船の爲樞要地二十數箇所に船入澗を築設してある。

A　大泊港　樺太の門戸を成し亞庭灣内に在る。露領當時の施設は見るべきもの無く、明治四十四年に約五十萬圓を投じ、次いで大正九年度起工繼續工事の計畫を樹て、總工費五百八十七萬四百圓を以て昭和三年度に竣成した。突堤延長一千米餘、三千噸級二隻及二千噸級二隻を繫留し得る。長さ四百二十七米の繫船岸壁と水深一米八乃至三米六面積十三萬九千八百平方米の船入澗が築設せられ海陸連絡の便に供されてゐる。

尚總工費二百五十萬一千圓を以て昭和十年度以降五箇年に亘る繼續事業として、大泊驛前面海岸より一條の繫船埠頭（岸壁延長六百十三米水深七米乃至八米）を築造し更に荷役設備用地として面積約六萬五千平方米の埋立工事を企劃し目下工事中である。是等の諸設備完成の曉には五千噸級二隻、三千噸級三隻の同時繫岸可能であつて一箇年約四十萬噸の荷役をなし得る見込である。

B　眞岡港　西海岸に於ける交通及産業の中心地である。港灣の施設として大正元年初めて六千九百三十四平方米の船入澗を設け、其の後大正十年度に築港工事を起し、工費二百五十萬圓を以て昭和二年度に竣成し、一千噸級四隻を繫留し得べき水深五米、面積二萬八千八百七十五平方米の濕船渠を主とし、之が航路に當る前港を浚渫し、船渠の背部に接して水深二・七米、面積九千二百四十平方米の船入澗を設け、海面十萬五千六百餘平方米を埋築した。

更に第二期工事の必要を認め總工費百七十八萬五千圓を以て五箇年の繼續事業として、南北二條（延長五百八十米）の防波堤を築造し、面積二十二萬八千平方米の安全水面を包容し、且つ從來の濕船渠内一部水深を七・三米に增堀して三千噸級四隻の同時繫岸を可能ならしめ、尚本町一丁目より六丁目に至る陸岸に沿ひ延長七百五十米の物揚場（水深二米七）を築設して、その後方水面四萬四千平方米を埋立て荷役用地竝に市街地に充つべく目下工事中である。

C　本斗港　西海岸南部の要地を占め樺太唯一の不凍港である。大正五年度に繼續工事を起し、工費二百五十萬圓を以て昭和元年度に竣功した。北防波堤七百七十七米、埋築十二萬二千三百十四平方米、船入澗一萬六千五百平方米、水深一米八乃至二米七、既成防波堤内港域十六萬餘平方米、水深五米乃至九米に浚渫して一千噸級四隻を繫留し得る。昭和二年度には繫船棧橋を築設した。

尚昭和九年度より第二期工事に着手し、南防波堤の築設港内の浚渫、繫船岸壁の築造及埋立工事等目下施行中で昭和十二年度末には岸壁長三百八十二米（水深七米三）が完成せられ、港内水深を五米五乃至六米四に增鑿し、順次七米三に浚渫の上三千噸級三隻の同時繫岸を可能ならしむる豫定である。現在は千五百噸級三隻の岸壁荷役が可能である。

航路標識は遞信省の所管に屬し、昭和十二年末現在に於て燈臺九、燈竿三五、導燈三、燈標一、浮標一、及霧信號五の施設あるも、尚幾多燈臺建設の必要を認めて目下調査中である。

交通　樺太は人口稀薄、然かも交通機關不完全にして僻陬の地方は交通甚だ不便なりし爲、之を補ふ爲明治三十八年七月驛遞制度を樹てて必要の箇所に驛遞を設置し、旅行者の宿泊、人馬の供給、郵便物の繼立等に備へることとした。爾來諸般の事情を斟酌して適當に普遍せしめ地方交通の便に供して居る。昭和十二年末現在に於ける數は四十で

ある。

通信・通信事業は領有當時の野戰組織のものを樺太廳が承繼して以來、明治四十年に郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、電信法、大正四年に無線電信法が施行せられて今日に至つて居る。

郵便　昭和十二年度末現在に於ける郵便局數は八十七、郵便線路は道路千四十二粁、鐵道六百六十八粁、水路千七百四十三粁に達して居る。尙日蘇間の通常郵便物交換は、昭和二年二月以降冬期に限り國境半田に於て行はれて居るが、小包郵便に付ても昭和六年十一月小包郵便約定締結の結果、昭和七年冬期より直接交換の行はるる筈なりしも、未だ實施に至らない。

電信及電話　樺太特有の現象として冬期は風雪の襲來、沿岸の結氷等の爲交通杜絶することが少くない。從つて電信の利用は極めて盛んにして、通信機關中最も長足の進歩を示して居る。昭和十二年度末現在に於ける電信取扱所數は百十五にして、郵便局中電信事務を取扱はざるものは一箇所あるに過ぎない。線條は陸上六千九十二粁、海底二百八十二粁である。內地との連絡は豐原、札幌間二回線及眞岡、小樽間一回線があり、露領樺太との連絡は豐原よりアレキサンドルフスクに通ずるもの一回線がある。

樺太沿岸航行船舶の利用に供し且內地連絡有線電信の故障に備へる爲、大正十年八月大泊に又昭和十二年八月惠須取に無線電信局を設け、更に夏季の通信輻輳に備へる爲、豐原郵便局に短波長無線電信を裝置し、昭和六年八月より之が通信を開始した。

電話も逐年發達し、昭和十二年末に於て交換局三十九、通話局六十三、公衆電話四十二、線條六千九百三十一粁に達し、昭和十二年度末現在の加入者數は六千九十四に達して居る。

尙內地との電話連絡は昭和九年十二月十二日より之が開通を見、內鮮、內臺電話連絡と相俟つて內外地電話連絡の充實に寄與する所大なるものがあつた。通話區域は內地側は北海道は勿論東北、關東、關西地方主要都市及九州、福岡に迄及んで居るが、通話區域は全體として約四百に達せんとして居る。

郵便爲替及郵便貯金　樺太に於ては金融機關の普及未だ完からず、預金及送金の大部分は郵便局を媒介とし郵便爲替及郵便貯金共に逐年增當の傾向にある。

簡易生命保險及郵便年金　簡易生命保險は大正十五年十月より、郵便年金は昭和三年十月より、小兒保險は昭和六年十月一日より孰れも郵便振替貯金を媒介として取扱ふこととなり、實施後日尙淺きに拘らず著しく發達した。簡易生命保險積立金の公共の利益に運用されたものは八十六件、二百三十一萬一千餘圓に達して居る。其の概況は左の通りである。

簡易生命保險

年度	契約件數	保險料	保險金額
昭和十年度	一〇〇、八七一	一一六、〇五九圓	二〇、六二一、九三三圓
同十一年度	一一四、二七七	一三〇、二一五	二三、二四二、九三九
同十二年度	一二三、七五八	一三八、二八四	二四、八一六、七七七

郵便年金

年度	契約件數	掛金額	年金額
昭和十年度	五五八	一八五、七六四圓	八二、八七八圓
同　十一年度	六三九	二一三、七四一	九〇、七二一
同　十二年度	六九〇	二八二、二七七	九七、七四二

第四節　南洋群島

道路及鐵道　南洋群島に於ける道路は從來各島共不完全にして、主要島中本支廳所在地附近の外は、僅かに島民の通行を目的とする通路があるに過ぎず、爲に南洋廳開設以來鋭意之が施設改善を圖り來りしも、未だ充分なりとするを得ない。昭和十二年末現在に於ける道路の延長は五百四十六粁にして、內四米未滿のもの三百五十四粁、七米未滿のもの三百七十二粁、七米以上のもの二十粁である。

南洋群島には鐵道無く、軌道も亦一般交通用として敷設されたるもの無く、僅かに南洋拓殖株式會社のアンガウル島に於ける燐鑛運搬用のもの八哩と、サイパン島テニアン島及ロタ島に於ける南洋興發株式會社の事業用のもの約百二十六哩があるのみである。

海事　**海運**　南洋群島は內地と懸絶した太平洋上廣汎なる區域に散在する多數の小島より成り、海上交通の便否は群島諸般の進展に至大の影響あり。近時群島產業の著しき發達と人口激增の爲交通の便大いに開け、南洋廳命令航路の定期回數も年々增加し受命航路は左の三航路より成る。

群島內相互間航路　各支廳所在地を中心として附近離島間を航海する。其の概況は左の通りである。

名稱	航海年回數	船數	總噸數	備考
パラオヤツプトラック線	六	一	九六八	
ヤップ、パラオ離島線	九	一	一九九	
ボナペ離島線	六	一	三二〇	
マーシャル群島線	二六	二	七六一	本線は更に滬洲委任統治地ケビアン、ラバウル、サルモアを經て南太平洋諸島と連絡交通す
マリアナ群島	一九	一	一九五	本線は更に英領ギルバート島に至る

環礁內航路　小巡航船を以て支廳管內を巡航する。其の概況は左の通りである。

名稱	航海年回數	船數	名稱	航海年回數	船數
パラオ諸島巡航船	一、二一二	七	トラック諸島巡航船	一三六	三
ボナペ巡航船	一三二	一	ヤップ島巡航船	二四〇	一

內地、群島間連絡航路　孰れも神戸を起點とし門司、橫濱を經て連絡して居る。其の概況は左の通りである。

名稱	經路	航海年回數	船數	總噸數	神戸よりの往復航程及日數
東廻線	サイパン、トラック、ポナペ、クサイ、ヤルート	一五	五	二〇、三三〇	七、一六八浬 五〇日
西廻線	サイパン、テニアン、ヤップ、パラオ、米領ダバオ、タワオ、メナード	三六	八	三一、一一九	七、五七八 五六
サイパン線	八丈島、二見、サイパン、テニアン、ロタ	七	三	一三、二九五	三、七四八 三〇
パラオ直航線	神戸、門司、パラオ	六	三	一七、七四八	一、六三〇 七

前記各航路の主なる經營者は日本郵船株式會社、南洋貿易株式會社、パラオ運送組合等である。

昭和十二年中に於ける貿易出入船舶は汽船一千二十七隻、二百四十六萬九千六百噸、帆船四十五隻、三千八百噸である。

南洋群島には船舶法が行はれず、又之に準ずる法規もなく從つて船籍港も無い。

港灣及航路標識　南洋群島に於ては海上の交通が主要なる爲、港灣の施設は最も緊要である。島嶼は概ね環礁を以て天然の防波堤を形成し、陸岸附近も亦相當の水深あり、各港共六千噸級船舶の出入にはさまで困難を感ぜぬが、緣礁が陸地の四周に發達して居る爲、船舶の碇泊には相當程度の人工施設を加へる必要がある。仍て大正十五年度より繼續事業として、サイパン島タナパク灣の修築工事に著手し、昭和七年度に於て總工費百七萬三千三百餘圓を以て第一期工事の完成を見たので、海陸連絡の便を計る爲昭和八年度より棧橋新設工事に著手し、昭和十年度末竣功し十三年度より六ケ年繼續工事として工費百八十七萬圓を以て工事に著手した。

又パラオ島コロールに於ては航距短縮の爲、昭和二年度より四箇年の繼續事業として岩山開鑿工事に著手し、昭和五年度に工費十萬六千九百餘圓を以て竣功したので、更に引續き昭和九年度に於て水道の幅員擴張工事に著手し、昭和十年度末竣功し、尙パラオ港修築の計畫を樹て、總工費二百七十一萬五百六十一圓を以て昭和十一年度より著手した。

本群島は海面廣大にして且つ各島附近には暗礁多く、航路標識の必要特に大であるに拘らず、現在の施設としては燈臺三、燈標七、掛燈浮標四、浮標三十三、繫船浮標一二、立標六〇、導標一三、陸標二を有するに過ぎない。

通信　獨逸は太平洋通信權の確立を圖り、千九百六年（明治三十九年）ヤップ島を中心として北は上海及グアムに、南はセレベス島メナードに海底電線を敷設したる外、千九百十三年（大正二年）同島に大規模の無線電信を建設せしが、大戰中無線電信は破壞せられ、海底電線は我國に占領された。我國の施設は海軍占領當時軍用郵便所及軍用無線電信所の設置に端を發し、南洋廳開設と共に全部移管せられて今日に至つて居る。大正十一年より郵便電信の業務に關しては郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、電信法、無線電信法等に依ることとなり、大體內地と同一の取扱となりしも尙一定範圍の制限が存する。

郵便　昭和十二年末現在に於ける郵便局は九、線路は專ら水路に依り一萬一千八百浬に達する。尙外國發著郵便物は、大正十四年七月よりパラオ局と蘭領セレベス島メナード局との間に、同十五年八月よりヤルート局と英領ギルバート島ブタリタリー局との間に、昭和五年四月よりパラオ局と米領比律賓群島ダバオ局との間に、又昭和六年一月よりサイパン局と米領グアム局との間に直接交換を開始した。

電信及電話　電信業務は主として無線電信裝置に依つて居る。即ち各郵便局は孰れも無電裝置を有して群島間を連絡し、大正十二年四月完成せるパラオ無電局は、内地と交信し兼ねて群島内各局を統制して居る。又トラック局は濠洲委任統治地ラバウルとの交信を取扱つて居る。

海底電線は三線あるも、現在ヤップ、那覇線のみ内地及外國に對する實用に供して居り、ヤップ、グアム線は大正十四年十二月以來破損中止中で、又ヤップ、メナード線は實用されてゐない。

電話は昭和二年九月よりパラオ局に於て、又同三年七月よりサイパン局に於て其の取扱を開始した。昭和十二年度末現在に於ける線路は三十七粁、線條七百九十八粁で、加入者は昭和九年度末四百三十六、同十年度末四百五十二、同十一年度末四百六十七、同十二年度末五百二十である。

郵便爲替及郵便貯金　南洋群島に於ては他に金融機關無き爲、爲替貯金業務は金融上重要なる地位を占めて居り、口數、金額共に逐年增加しつゝある。

簡易生命保險　簡易生命保險は大正十一年四月より、管内郵便局に駐在する保險局兼務官に依つて取扱を開始し、昭和六年十月一日よりは小兒保險の取扱をも爲すに至つた。其の概況は左の通りである。

年度	契約件數	保險金額（圓）
昭和十年度末	三、七〇八	六二一、三二七
同　十一年度末	四、九九八	八六二、八三八
同　十二年度末	一六、五〇五	三、三六二、九二五

支那事變と外地

第三編　支那事變と外地

昭和十二年七月七日夜半蘆溝橋事件發生以來帝國政府が支那に對して採り來つた根本方針は飽く迄も支那政府の反省を求め誤まれる抗日政策を抛棄せしめ以て日支兩國の國交を根本的に調整せむとし唯其の手段として政府は出來るだけ事件の擴大することを防ぎ局面を限定して事態を收拾すべく努めて來たにも不拘支那側は公正なる帝國政府の眞意を了解せざるのみならず益々每日抗日の氣勢を擧げ事態は急速なる惡化を來し局面は北支のみならず中南支迄も波及するに至つた。玆に於て帝國政府は消極的且局地的に事態を收拾することの不可能を認め遂に斷乎として積極的且全面的に支那軍に對して一大打擊を與ふるの已むなきに立至つた。

我が忠勇なる將兵は全支に亘り萬難を排して堂々正義の陣を進め皇軍の向ふ處敵なく廣東及武漢三鎭をも陷れて蔣政權をして一地方軍閥に轉落せしめるに至つたが、之が背後に在りても官民心を合せ全國津々浦々に至る迄銃後の熱誠湧き美はしき擧國一體の實を示し、今や長期建設へと邁進しつゝある。

本事變を梃機として湧き起つた愛國運動は外地に於ても內地と差違無く時局の重大性を認識し國民精神總動員運動に、銃後の後援に、國防獻金恤兵金品の釀出等に於て又第七十一回第七十二回及第七十三回帝國議會に於て通過を見たる所謂非常時立法も夫々各外地に施行せられ精神的方面に於ても經濟的方面に於ても克く政府の方針に順應し眞に內外一體の實を示顯してゐる。

第一章　支那事變と外地一般概況

第一節　朝鮮

一般民心の動向　當局の周到なる警戒と民衆の自覺とに依り、鮮内民心は至つて平靜にして治安上憂慮すべきものを認めず、却つて滿洲事變以來半島同胞の間に芽ざしつゝあつた愛國觀念は今次事變を通じて一層熾烈を加へ、教育令の改正、志願兵制度の實施と相俟つて今や始政以來曾て見ざる内鮮一致融合の實を結びつゝある殊に本年七月長鼓峰事件勃發し日蘇關係險惡となり咸南、咸北の地方は蘇聯の空爆下に曝らされたが、よく皇軍の勇武に信倚し些の動搖をも示さず冷靜に難局に善處した。

基督教の動向　外國宣教師の指導下にあつた基督教徒は當初極めて冷淡にして、殊に長老派の如きは時局を他所に神社不參拜等の物議を醸したる事例もあつたが當局の熱誠なる指導と白熱的輿論に刺戟されて遂に神社參拜を決議し漸次認識を新にし祈願祭、時局講演會を實施し或は國防獻金をなす者等輩出するに至り、又監理派に在つては京城に大會を開き愛國日を設定して市中に一大愛國行進を行ひたる等漸く一般に伍して積極的愛國運動への轉換を見つゝある。

天道教一派の動向　朝鮮に於ける宗教類似團體の大宗とも謂ふべき天道教並に同系の各派に在つては事變の勃發と共に其の態度を明らかにし、當局より時局の眞相を聽取し其の協力を求めらるるに及んでは率先民心の指導啓發に盡力し、巡回講演及時局講演會等を實施し、或は戰勝祈願祭、愛國獻金等の指令を發する等嘗て見ざる忠順の態度を現はしてゐる。

思想運動者の動向　曾ては帝國の施政を喜ばざりし民族主義者又は共産主義者等も事變が現出せる超驚異的内鮮一致の愛國的熱誠に漸く迷夢より醒め、眞の東洋平和確立のためには帝國を中心とする亞細亞民族の結成によるの外無しとて續々過去を清算し、或は進んで時局講演會を行ひ、或は國防獻金をなす等夫々銃後國民の責務を分擔遂行せんと努むるに至つたが、更に之等全鮮の轉向者を打つて一丸とする思想報國聯盟の結成をさへ見るに至つた等著しき好轉を示しつゝある。

半島同胞の赤誠　事變發生以來總督府に於ては講演會、座談會紙芝居等を通じて時局の正しき認識徹底に努めたる爲、半島同胞の愛國熱は翕然として起り、涙ぐましい銃後赤誠は到る處に美擧美談の華と咲き競ひ、出征軍人の歡送迎に、遺家族の慰問援護に、間然するなき内鮮一體の實を顯現し、慰問金、國防獻金、飛行機其の他の軍用器材等の獻納運動等は枚擧に遑ない程の盛況を示してゐる。就中從來内房に閉居し家庭外に出ずること稀なりし上流婦人等が率先して國防獻金、軍事慰問金の募集に乘り出したことや、皇軍の勞苦に感激して缺食獻金を申合せた農村の主婦達や、或は又休暇中に勤勞して得たる金を獻納した健氣な朝鮮人學童等續出して、今や半島二千三百萬餘の同胞が皇國臣民として欣然歸一するに至つたことは、今次事變に於ける一つの偉大なる收穫として統治史上の劃期的業績と謂ひ得られる。

最近に至る迄の半島同胞の赤誠より成る獻金額を示せば次の如くである。

朝鮮軍經由の分

防空資材費	四、一九四、一三一、円	五八
恤兵金	三二〇、六八八、	五二
其の他	一五、九〇二、	八三
鎮海要港部經由の分	一、〇二〇、四九一、	〇〇
軍事後援聯盟寄託の分	九二三、八四〇、	〇〇
其の他	一九〇、〇〇〇、	〇〇
總計	六、六六五、一〇三、	九三

以上の外未集計のもの及直接内地に送付せるもの等を合算すれば優に七百萬圓を突破するものと推測される。

在滿朝鮮人の動向　在滿朝鮮人にして、都邑地及其の近郊に在留する者は北支事變發生の報傳はるや、帝國の行動に滿腔の信賴を寄せ不信不法行爲を反覆して、東洋の平和を攪亂する支那を徹底的に膺懲反省せしむるため、此際斷乎たる態度に出づるは當然なりとの意向を表示し、我々も帝國の一員として安閑たるを得ず自ら奮起し銃後の國民として帝國の所信斷行に遺憾なきを期せざる可らずとて一致團結して其の赤誠を披瀝するの氣風旺なるものがある。各地に時局大會、懇談會、講演會等を開き國防獻金、皇軍慰問金品を募集し又奉天協和會分會朝鮮人役員の如きは、同胞の感奮を一層喚起する爲時局に關する美事德行を蒐集し自費を以て印刷配布する等、時局宣傳に努め此の氣風は漸次避地にも波及し從軍志願する者等ありて在滿の我軍官民を痛く感動せしめて居る。

在留中國人の引揚及新政權參加狀況　支那事變直前の鮮内在留中國人は六萬四百七十九名であつたが、事變勃發後昭和十二年十月一日迄に引揚歸國した者はその約五十四%三萬二千五百七十五名に達した。然しそれ以降に於ては引揚た者殆んど無く、首都南京が陷落して中華民國臨時政府の成立を見るに及んで、在京城中國總領事范漢生を始め各地領事以下續々新政權に參加するに至り在留者のある處例外なく五色旗が翻つてゐる。

第二節　臺灣

一般民心の動向　今次事變發生以來島内民心は概ね平穩にして齊しく政府の方針を支持し各種集會を開催し或は國防獻金皇軍慰問金等に赤誠を披瀝し又は皇軍必勝を祈る等銃後國民としての熱意を示し來り、而も出征本島人軍夫の勇敢なる活躍が報道せらるゝや本島人、高砂族青年層の間に軍夫志願者激增し愛國の赤誠を示してゐる。一方南支方面より引揚歸臺せる避難民等は帝國海軍の保護、臺灣當局の救護に感謝し居り何等の動搖なきのみならず寧ろ引揚本島人に在りては對岸に於ける支那側の暴戾非道に痛憤し其の眞相を暴露せる爲、皇民意識に目醒る者が多くなつた。在留支那人にして歸國する者、其の總數の三割二分を超過したるも大部分は未だ滯島し帝國の庇護下に安居樂業を希望して居る。殊に南支作戰の赫々たる進展により廣東、廈門の陷落を見るに及んでは今更の如く皇軍の威武に服し東亞新秩序の確立を待望しつゝある。

銃後後援、國防獻金及恤兵金品　事變發生以來臺灣島民の赤誠に依る國防獻金、皇軍慰問金及軍人遺家族慰問金は次の通り續々と醵出されつゝある。

(一) 國防獻金	二、一九〇、四二九圓（昭和十三年三月末現在）
(二) 恤兵金品	五〇七、一八一圓（昭和十三年三月末現在）

（三）出征軍人遺家族慰問金　一、二七三、七六六圓（昭和十二年二月末現在）

總計　三、九七一、三七七圓

邦人の引揚及其の後の狀況　南支の風雲險惡を告げし爲居留民は續々歸臺し、臺灣總督府に於ては此等避難民救護の爲避難民の船舶入港の都度、係官を入港地に派遣し、現地係員を指揮し醫療救護、身上相談、荷物運搬及宿泊斡旋等に遺漏なきを期した。

其の外避難民中の老衰者及疾病者にして救護を要する者に對しては島内各社會事業施設及方面委員を總動員して、極力收容に努め又商工會、職業紹介所其の他各機關と協力し引揚民中就職希望者に對しては極力之が斡旋に努めたが、時局復舊後の對岸に對する善後措置竝に避難民の救濟、就職斡旋等は頗る重要なる問題なるを以て、總督府に於ては周到なる對策樹立に努めて居る。

一面此の間に於ける避難本島人の動靜を見るに何れも對岸に於ける支那側の暴戻非道を痛憤し、又島内各地に於て「對岸の實情を聽くの會」或は座談會等開催せられ、席上避難本島人より暴戻飽くなき支那の實情を如實に聞知せる會同者等は何れも臺灣に於ける治安の整然たると比較し　皇恩の有難さに感激新なるものを覺え相當の效果を收めて居る。

在留中國人の引揚狀況　事變の擴大に伴ひ在中事國人にして歸國する者遞增し、昭和十二年八月十五日以降頓に增加した。然るに九月に入るや船腹の不足と歸國後「漢奸」として支那當局より虐待を受け銃殺に處せられたる者ある等の實情判明したる爲、引揚を躊躇して居たが九月下旬に至り再び歸國者增加の傾向あり、此の趨勢は事變の深刻化に不安を感じたる結果に基因すると云ふよりも寧ろ事變の影響に禍せられ最近に於ける取引は現金取引を餘儀なくされ、爲に資金に窮せる者續出したるに因る、而して事變發生以來昭和十二年九月十五日迄の引揚者六百六十名、其の後和英兩國船廻航の事情等もあり同年十月三十一日迄の引揚者數は一萬九千七百八十九名、計二萬四百四十九名に達したが、昭和十二年六月末現在在留中國人總數六萬二千九百十七名に對するに猶四萬二千四百六十八名の在留者ありて其の大部分は内心憂慮しつつも完全に治安の維持せられある臺灣に滯留を希望し居る狀況である。

第三節　樺太

一般民心の動向　事變發生以來島内住民は齊しく今次時局の重大性を認識し帝國の方針を克く理解し、全幅の支持を爲し官民共に擧國一致の精神は時局の進展に伴ひ益々旺盛となつた。各地に國防義會、銃後後援會、國防婦人會等の時局團體の結成を見、時局に關する講演會、戰勝、武運長久の祈願祭等隨時開催せられ國防獻金、愼兵金品の募集に活動しつつある。島内には朝鮮人六千六百六十七名居住し其の大部分は勞働者なるに不拘日本國民の一員として銃後の責務ありとなし、五百九十二圓餘の獻金を爲し又在留外國人は舊露國人を始めとし二百三十名あるが、之亦帝國の立場を理解し平和日本を讃美且永年居住の保護を感謝し皇軍の勞苦を多とし獻金を申出でたる者三十三名金額百八十三圓に達し又在留支那人中にも獻金するもの十二名百八十六圓に上り、内地人側を感激せしめつつあつて、治安上憂慮すべき事態なく經過しつつある。

銃後後援の狀況　今次事變勃發と同時に島内官民協力し陸海軍に飛行機獻納運動起り、已に過般各一機を獻納手續を終り引續き國防獻金慰問金品の釀出に努め、他面應召軍人をして後顧の憂なからしむる爲、樺太廳、支廳、市町村

に夫々銃後後援會を設置し、共の他の團體と協調協力して銃後の赤誠に萬全を期し又島内主要會社竝に事業關係者に於ても當局と相呼應し、所屬從業者の應召軍人遺家族に對する待遇に十分考慮優遇の途を講じ銃後の完璧を期して居る。

在留支那人の引揚狀況　在留支那人は主として行商、飲食物營業、雇傭等に從事し、事變當初百八十一名居住し其の言動は多く島内に於て日本官民の保護を感謝し動亂の故國に引揚げずとする意見相當強かりしも事變の擴大に伴ひ急速引揚げされば歸國困難なるべしとの危懼の念を生じ漸次動搖を來し八月末の引揚を初めとして今日迄六十四名の退島者があつた。目下殘留の支那人は百十七名となり、此等退島者は一應北海道又は横濱に向ひたるものにして直接歸國せる者はない。

第四節　南洋群島

一般民心の動向　今次事變の進展に伴ひ官民共に未曾有の緊張振を示し、擧島一致邁進、何等の不安動搖を認めない殊に在鄉軍人分會、愛國婦人會、邦人會、新聞社共の他公私の團體にあつては當局の非常時體制充實に全幅の協力を捧げつゝあるが、之等團體の主唱に係る各種の時局的行事や國防獻金、慰問金品の募集等は島内各層にも普く徹底し、島民、小學兒童よりスペイン宣教師に至るまで熱誠溢るゝ幾多の獻金美談を傳へてゐる。かくの如く愛國熱は愈々高潮し事變を轉機として我が南方發展の重要基點たるの地位を切實に自覺し事變第三段階に備へて國策の第一線に立つの概を示しつゝある。

銃後活動の狀況　島内に於ける國防獻金、慰問金等は其の後續々增加しつゝあるが、昭和十三年八月末に於て南洋廳取扱に係る分だけでも邦人九萬二千二百三十圓餘、島民六千百六十八圓、外國人七百十七圓、支那人百三十圓にして總計九萬九千二百四十六圓三十錢に達してゐる。一方精神的方面の活動も亦目覺しいものがある。卽ち、在鄉軍人分會員、青年團員其の他の各種團體に在つては軍事教練、防空訓練又は團體運動等を實施して時艱克服の心構を練ると共に時局認識の徹底の爲、時局ニュース映畫會及び時局講演會を開催し、或は戰勝祈願祭を執行し、勤勞奉仕に從事し或は出征遺家族の慰問を爲し、廢品の回收及貯蓄の奬勵に努むる等銃後の務に遺憾なきを期してゐる。

第三在留中國人の動靜　群島内在留の中國人は極めて少數にして事變前僅か三十四名を算したが現在では内地及本國への旅行歸國者九名を除く二十五名である。之等殘留者は事變の成行にさしたる關心を有せざるもの〻如く、或は邦人への氣兼からか言動を愼み却つて皇軍の勝利を望むが如き言辭を洩すもの〻さへあつて、皇國に對し獻金を爲したものも數名に及んでゐる。又邦人側に在つても之等に接するに極めて寬容なる態度を以て臨んでゐるので彼等も群島に聊も不安なく生活し得ることを感謝してゐるが如き實情にある。

第二章　國民精神總動員運動

支那事變に關し政府に於ては國民精神總動員運動を開始し、之が徹底を期せんが爲昭和十二年九月十一日内閣總理大臣の告諭及内閣訓令を以て國民精神總動員計畫の實施要綱を發表した而して朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島に於ても

之に卽應し東洋平和と人類永遠の福祉確保の大義に立脚せる帝國不動の大方針を會得し、愈々擧國一致、尊嚴なる我が國體に對する觀念を明徵にし、盡忠報國、堅忍不拔の精神を振作し、以て現下の時局に對處するのみならず今後如何なる時艱の永續することあるも斷乎之を克服して益々國運の伸張を圖り皇運を扶翼し奉る爲此の際時局に關する宣傳方策及國民敎化運動の徹底を期し官民一體となりて國民精神作興に關し一大運動を起さんとする趣旨に依り國民精神總動員實施要綱を夫々決定し着々其の實效を收めて居る。

第一節　朝鮮

事變の勃發と同時に朝鮮總督府に於ては道知事會議が招集せられ、時局に對處すべき政府の所信と國民の態度に關し大方針が樹立され、各道に於ては、府尹、郡守、警察署長會議を開催し、上下一體となりて活動し、總督府及各道に情報委員會を設置して內外の諸情勢を一般に報道し輿論の指導啓發に努め、銃後の援助團體を指導監督すると共に軍事後援聯盟を組織し皇軍に後顧の憂なからしめ、國民精神總動員聯盟を結成せしめ、內鮮一體擧國一致國民精神總動員の趣旨を達成することゝし、官公署は各自一個の團體として、內に於ては出征軍人の送迎並に接待、その家族、遺族の扶助救濟、又は國防獻金等に團體行動をとり、或は特設防衛團を組織して自らを擁護して居る。

因みに朝鮮に於ける國民精神總動員實施要綱を示せば次の如くである。

實施機關

（一）　本運動は朝鮮中央情報委員會、文書課、學務局、警務局、內務局、農林局等を主務とし各局課總掛りにて之が實施に當る

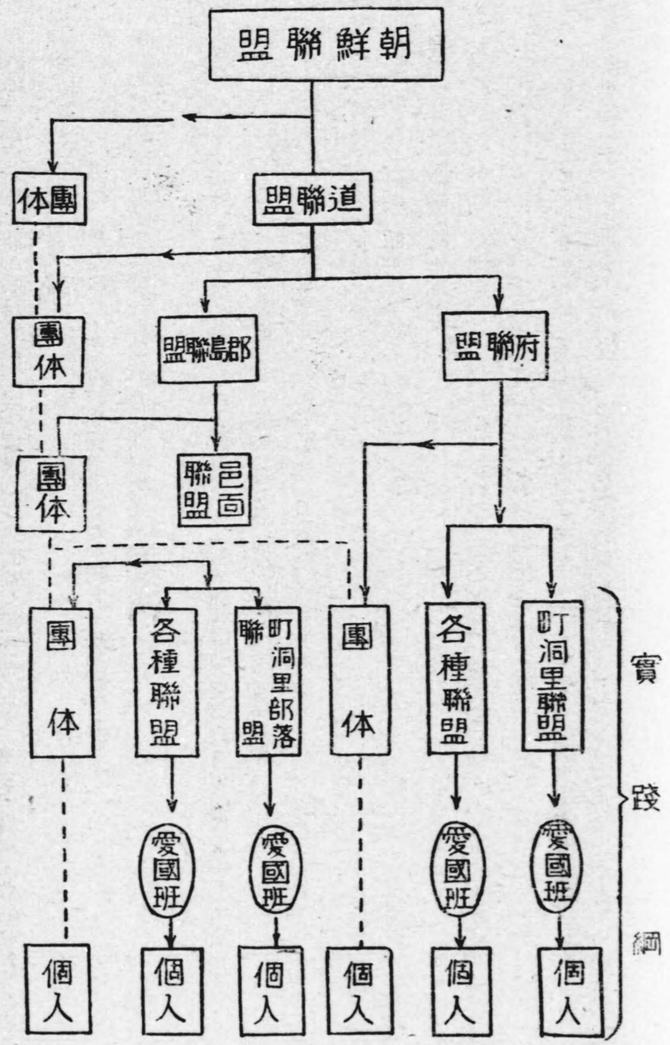

（二）本運動の趣旨達成を圖る爲總督府、道、府郡島、邑面は勿論警察官署、學校、農會、金融組合等凡ゆる機關の總動員を以て之が實施に當る

（三）總督府、道、郡島、邑面に存する農村振興委員會の活動を一層徹底せしむ

（四）朝鮮軍事後援聯盟竝に各道府郡島軍事後援聯盟を活動せしむ

實施方法

（一）總督府、各局部課及其の他第四號の實施機關は各其の所管竝に關係事務及施設に關聯して實行す

（二）諸會社、銀行、工場、商店等の職場に就きては其の責任者に積極的協力を求む

（三）各種言論機關に對しては本運動の趣旨を懇談して積極的協力を求む

（四）ラジオの利用を圖る

（五）文藝、音樂、演藝、映畫等關係者の協力を求む

（六）神社參拜竝に國體明徵對策

（イ）國民擧つて神社、神祠の參拜及皇居遙拜を行ひ皇室の彌榮、皇軍の武運長久を祈念し我國體の尊嚴を感得して報本反始敬神崇祖の赤誠を捧げ以て日本精神の發揚を圖ること

（ロ）右は官公署に於て職員一團となり率先之を行ふこと

（ハ）各部落に於ては振興會、鄕約、契、共勵組合其の他の團體中心となり之を行ふこととし中心となるべき團體なき處は此の際此の種の團體を結成すること

（ニ）神社、神祠なき處にありては自家奉祀の神棚に參拜し神棚なき向は伊勢神宮及皇居を遙拜すること

（ホ）各種團體、學校等に於ては隊伍を整へ參拜を行ふこと

（七）勤勞尊重、生業報國對策

（イ）生業、事務、學業、家事等に一段の努力を拂ひ自己の職務の尊き所以を以て認識覺醒し難關突破一事貫行の精神を發揚すること

（ロ）各種團體、學校等に於ては特に勤勞作業に服すること

（ハ）部落に於ては成るべく青年團中心となりて勞力奉仕の訓練を爲すこと

（八）生活改善、反省戒心對策

（イ）生活樣式の改善合理化、消費の節約、家庭の團欒、時間尊重、定時勵行、趣味娛樂の向上、規律節制の保持、家族制度の美風高調、陋習の打破、固有の醇風美俗の保存等に留意すること

（ロ）外國品及不足物資の徹底的消費節約竝に國產品使用の實行を高調し一は以て國家非常時に於ける物資需給の圓滑化に資し他は以て個人の消費調節は卽ち國富增進の途なることを認識せしむること

（ハ）婦人團體を總動員して本運動の趣旨を了解せしめ不用品の整理等を行ひ生活環境を清新簡潔ならしむること

（ニ）物質の活用と廢物利用の工夫を爲すこと

（ホ）物心兩方面に於ける生活の內容を反省して自戒を加へ生活の進步向上を圖ること

（ヘ）國家興亡の歷史及其の因由を究明考察すること

（ト）我國民性の長所短所を反省すること

（チ）戰勝氣分に陶醉し奢侈に陷らざるやう心構を堅くすること

(九)　克己忍苦、時局認識對策

(イ)　戊申詔書及關東大震災に際し喚發せられたる國民精神作興に關する詔書の御聖慮を深く拜察し衷心銘記し實踐躬行して御聖旨に奉答することを誓ひ奉ること

(ロ)　各官署、學校、銀行會社、大商店、工場、各種團體、部落等に於て伊勢神宮及皇居遙拜、前記詔書奉讀、訓話等を爲すこと

(ハ)　克己忍苦凡ゆる缺乏に耐へ質實剛健、堅忍持久の精神を振起し輕佻浮薄なる思潮の一掃を期すること

(ニ)　出動皇軍將兵の勞苦艱難を偲び銃後奉仕の覺悟を固くすると共に出動將兵を優遇し遺家族を援助すること

(ホ)　時局に對する認識を新にし之が推移に順應善處するの工夫を凝すこと

(ヘ)　日本の國力、我皇軍の威力を周知せしむると共に國家機密の保持、防空訓練等を爲すこと

(ト)　時局の認識を深め國民の自覺を促す爲皇國臣民の誓詞及皇國臣民體操竝に愛國日を制定實施すること

(チ)　內鮮一體、官民協和、軍民一致、勞資共力の念を强調すること

(十)　銃後の後援對策

(イ)　皇室の御鴻恩を欽仰し奉り皇居の遙拜を行ひて盡忠報國を誓ひ奉ること

(ロ)　國家竝に皇軍に對し報恩感謝の誠を表する爲國防恤兵獻金品の氣運を醸成すること。

(ハ)　軍事扶助の趣旨竝に皇軍援護の精神を强化し出動皇軍の將兵に感謝の誠意を表すること

(ニ)　出動軍人家庭の慰問戰死傷者の家庭の慰弔問

第二節　臺灣

臺灣總督府に於ては政府の國民精神總動員運動に呼應し本島の實情に稽へ實施要綱及總動員本部規程を府議決定して本部參與會に於て實施事項を議決し、尙地方に於ても各州及廳に支部を設置し各市、郡には支會を設置し、行政官公衙中心となり關係諸團體と協力官民一體の下に言論機關の活動、ラヂオ文藝の利用、講演講習會の開催、實踐運動に依る國家報恩銃後の後援等の事項を實施し以て全島民をして國策遂行の決意を固めしめつゝあり。之が爲實施せる事項として主なるものを擧ぐれば　(イ)本島特殊の事情に鑑み國民精神の徹底を期する爲、戰勝祈願祭の執行、大麻奉齊竝び正廳改善、國語普及、舊慣陋習の改善打破等の事項を實踐せしめ島民皇民化の促進に努め　(ロ)非常時經濟對策への協力事項として豫てより實施中の產業擴充計畫の促進に努力し就中棉花、黃麻蓖麻等國家的重要農產物の增產を奬勵し軍用秣の調達に力を致す等內臺一致の實を擧げつゝあり。

因みに本運動の實施要綱は次の如くである。

實施機關

(一)　本運動は官房調査課、情報部、內務局地方課、文教局社會課を計畫主務所とし本府を擧げて之が實施に當るものとす

(二)　府に國民精神總動員本部を置き州、廳には知事、廳長を中心としたる州、廳支部を置くこと

(三)　郡、市、街、庄に於ては郡守、市尹、街庄長中心となり支會を置き部落會、町會又は工場、銀行會社其の他

諸團體を所屬單位とす

臺灣總督府國民精神總動員實施機關組織系統圖解

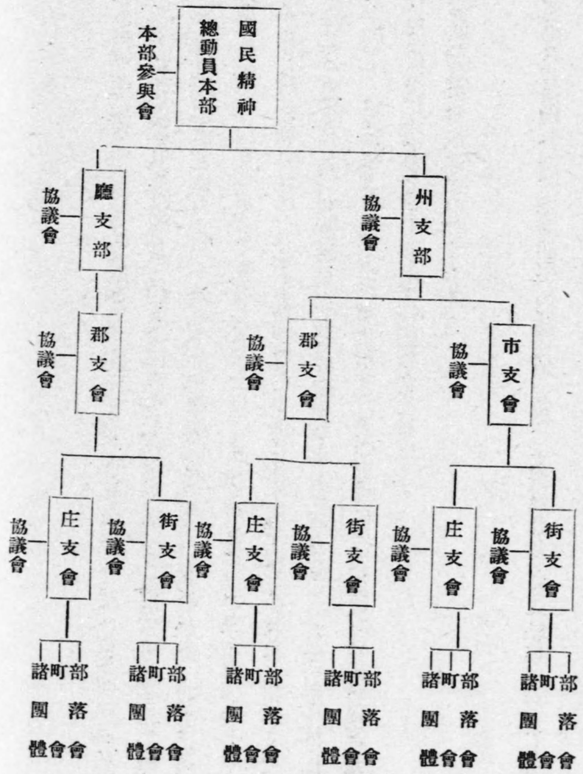

實施方法

(一)　本運動は行政官公衙中心となり關係諸團體と協力し官民一體となりて之を實施すること

(二)　實行に當りては、本部、支部、支會の方針を體し部落會、町會又は工場、銀行、會社其の他諸團體を單位として其の實行に努めしめ以て國民精神總動員の趣旨徹底を圖ること

(三)　各種言論機關と聯絡を密にし積極的協力を求むること

(四)　映畫、文藝、音樂、演劇、ラヂオ等の關係者の協力を求むること

實施事項

(一)　島民の國家報恩の實踐

(二)　部落會、町會等の實行機關の設立完成

(三)　教化宣傳資料の刊行

(四)　講習會、講演會、協議會の開催

(五)　映畫の巡回及レコードの製作頒布

國民精神總動員州(廳)支部に關する要綱

(一)　州(廳)支部設置の目的並に其の設置に關する方針

地方に於ける本運動は地方長官に於て自ら其の中心となりて之が實施に當るべきこと勿論なるも實踐上の便宜と其の效果の徹底を期せんが爲官民合同の役員を選任し地方廳と協力して本運動の實踐に當るものとす。

既に州又は廳に於て民風作興委員會又は之と同一の目的を以て設置せる委員會は此の際之を國民精神總動員州

(廳)支部に充當するものとす

(二)　州(廳)支部の組織に關する方針

支部は地方長官を支部長とし地方に於ける重要なる官公衙の職員、市尹街庄長、府評議會員、州會議員、廳協議會員、各種團體代表者、通信報道機關代表者、教育家、宗教家、實業家、其の他民間の有力者を網羅して之を組織し地方長官に於て之を委囑し又は任命するものとす

(三)　州(廳)支部の事業

支部は地方長官指導の下に實踐事項の普及徹底を圖るを以て其の目的とし之が爲本部の方針に準據し當該州廳に適切なる具體的實施計畫の樹立竝に本運動の實施に關し審議決定するものとす

支部は本部と密接なる聯絡を保持し且つ郡市街庄支會を指導統制するものとす

第三節　樺太

樺太廳に於ける國民精神總動員運動に關しては昭和十二年九月十二日管內各支廳、出張所に各部長及課長を派遣の上各官公署長、各種團體代表者參集の下に全島一齊に打合會を開催卽時着手方を協議し參集者は夫々各官公署、團體員に右傳達の上特に是を島民の日常生活に之が實踐することとし、更に十月四日官公署各種團體及民間各階層の代表者を同廳に招致し本島に於ける本運動實施の中樞機關の結成方に付協議會を開催したる結果滿場一致國民精神總動員樺太中央實行委員會の卽時結成を見、引續き實施方法に付討議し「協議事項及實施要綱」竝に「國民精神總動員實施計畫要綱」に基き本運動の組織化を見た其の實施要綱を示せば次の如くである。

實施機關

(一)　本運動は內閣情報部及拓務省其の他關係機關と連絡の上之が實施に當ること

(二)　本運動の趣旨達成の爲樺太廳に官民合同より成る樺太國民精神總動員中央實行委員會を組織すること

右は特に民間各方面の有力なる團體を網羅する如くし官民一致强力なる外廓團體たるの機能を有せしむること

(三)　地方に於ては市町村長中心と成りて各市町村に市町村實行委員會を設け各種團體を綜合的に總動員し更に部落又は職場を單位として其の實行に當らしむ

右委員會は市町村長を會長とし管內區長其の他會長に於て適當と認むる者を以て委員とし官民渾然一致眞に强力なる地方實行機關たらしむること

(四)　各支廳及出張所に實行委員會を設け管內市町村實行委員會の統制竝に計畫を統理せしむ

實施方法

（一）　中央實行委員會は本運動に付特に島情に適する具體的計畫を樹て之を實行し本運動の中樞機關たらしむること

（二）　市町村に於ては市町村實行委員會之が主體となり綜合的に部落又は會社、銀行、工場、商店等の職場單位に實施計畫を樹立して其の實行に努め各家庭、個人に至る迄滲透せしむること

（三）　支廳又は出張所實行委員會に於ては中央實行委員會と連絡し當該區域に付實情に應じたる計畫を樹立實行すること

（四）　各種言論機關に對しては本運動の趣旨に付懇談して積極的協力を要請すること

（五）　文藝、音樂、演藝、映畫等の關係者に協力を求むるは勿論凡有る文化機關又は娛樂機關を可及的に利用して本運動の大衆的徹底を期すること

（六）　市町村實行委員會は特に左記各種團體員に本運動の趣旨を徹底せしむるやう考慮すること

諸學校、青年訓練所生徒兒童、青年團員、愛國婦人會員、國防婦人會員、在鄉軍人會會員、帝國軍人後援會會員、海軍協會會員、消防組員、水難救濟會員、各種組合員、山火消防隊員、林野火防組合員、共の他各種團體組合員

第四節　南洋群島

擧國一致堅忍不拔の精神を以て現下の時局に對處すると共に今後持續すべき時艱を克服して愈々皇運を扶翼し奉る爲官民一體となりて國民精神總動員運動を起し實踐事項は右の目標に基き日本精神の發揚に依る擧國一致の體現竝に非常時財政經濟に對する擧國的協力の實行を主として之を定め、又地方に於ては地方實行委員會設置せられて本運動の實踐に當り着々其の效果を收めて居る。

本運動の實施要綱を示せば次の如くである。

實施機關

（一）　本運動は長官官房調査課及內務部地方課を計畫主務課とし各課各地方總掛りにて之が實施に當ること

（二）　各支廳に於ては支廳長を中心とし官民合同の地方實行委員會を組織すること

（三）　實行に付ては支廳長中心となり各種團體等を綜合的に總動員し更に部落町內又は各職場を單位として其の實行に當ること

（南洋群島國民精神總動員實施機關組織系統圖解）

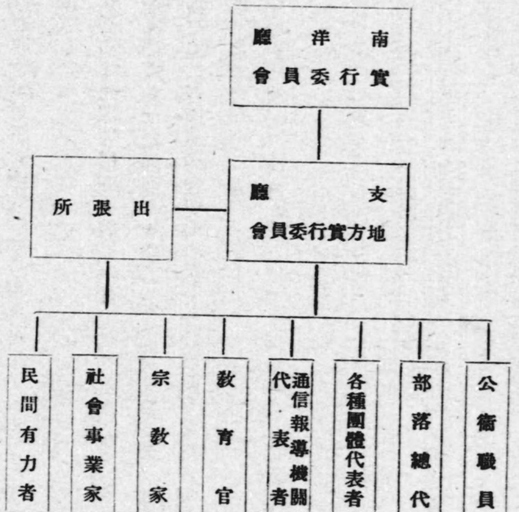

實施方法

（一）南洋廳及各所屬官署は夫々其の所管の事務及施設に關聯して適當なる協力を求むること

（二）廣く南洋廳及所屬官署關係團體に對し夫々其の事業に關聯して實行すること

（三）各支廳に於ては地方實行委員會と協力して綜合的に且部落又は町內每に實施計畫を樹立して其の實行に努め各家庭に至る迄滲透する樣努むること

（四）諸會社、銀行、工場、商店等に於ては實施計畫を樹立し且實行する樣協力を求むること

（五）各種言論機關に對しては其の協力を求むること

（六）ラヂオの利用を圖ること

（七）文藝、音樂、演藝、映畫等關係者の協力を求むること

南洋群島に於て實施すべき國民精神總動員に關する地方實行委員會要綱

（一）地方實行委員會設置の目的竝に其の設置に關する方針

地方に於ける本運動は支廳長に於て自ら其の中心となりて之が實施に當るべきこと勿論なるも實踐上の便宜と其の效果の徹底を期せむが爲官民合同の實行委員會を組織せしめ各方面と協力して本運動の實踐に當らしめむとす

（二）地方實行委員會の組織に關する方針

（イ）本委員會は支廳長を會長とし地方に於ける重要なる官公衙の職員、部落總代、各種團體代表者、通信報道機關代表者、教育家、宗教家、社會事業家、實業家其の他民間の有力者を網羅して之を組織せしめ支廳長に於て之を委囑し又は任命するものとす

（ロ）委員の數は二十人程度を目途とし地方の事情に依り多少之を增減するも妨げなきこと

(三)　地方實行委員會の事業

本委員會は支廳長指導の下に實踐事項の普及徹底を圖るを以て其の目的とし之が爲支廳長の諮問に應じて當該支廳内に適切なる具體的實施計畫の樹立に關し答申を爲し又は本運動の實施に關し支廳長に對し意見を述べ若は適切なる事項を選んで自ら實施に當るものとす又本委員會は中央に本部を有する地方系統團體が中央の指揮に基き本運動の實踐を爲さむとする場合常に地方に於ける當該團體をして本委員會と密接なる聯絡を保持せしめ本運動の統制を圖るものとす

第三章　支那事變と外地の財政的協力

事變前に於ては時局竝に一般會計の現狀に鑑み内外地協力の實を擧ぐる爲應分の寄與を外地特別會計より一般會計に對し爲すことの最も適切なることを認め、昭和十一年度各外地特別會計に於て一年度限りの措置として一般歳出財源に充つる爲一般會計へ繰入金を爲すと共に、國債整理基金特別會計に對する國債償還資金の繰入金を特に增額（前年度首國債總額の萬分の百十六迄增額）した

次いで昭和十二年度に於ても引續き一般會計繰入金を爲すと共に國債整理基金特別會計繰入金の增額を實行したのであるが、

支那事變勃發後に於ては事件費（昭和十二年度追加豫算）の一部に充當せんが爲南洋群島を除く各外地に於ては内地順應し北支事件特別税を創設し其の收入を擧げて一般會計に繰入るゝ事とした。

次いで昭和十三年度に至りては時局愈々重大を加へ所謂北支事件は支那事變と稱せらるゝに至りたるを以て昭和十一年度より實施し來れる一般會計に對する繰入金は南洋廳特別會計のみ之を行ふことゝし其の他の外地特別會計に在りては新に臨時軍事費特別會計に對する繰入を爲すことゝした、又國債整理基金特別會計に對する繰入金は前年度に引續き之が增額繰入を實施し、北支事件特別税收入（南洋廳特別會計を除く）の臨時軍事費特別會計繰入も前年度に引續き之を爲したる外、昭和十三年度より内地に呼應し各外地（南洋廳特別會計を除く）に於ても臨時軍事費財源に充當する目的を以て支那事變特別税、臨時利得税の新設又は增徴竝に煙草價格の引上を實施し其の增收額の一部（八割）を臨時軍事費特別會計へ繰入るゝこととし、現下の重大時局に對處し財政的にも内外地協力の精神を表現することとなつた。（昭和十三年法律第二十二號及第二十三號）

昭和十二年度北支事件特別税收入に依る北支事件費財源繰入

朝鮮總督府	一、五八三、九三三圓
臺灣總督府	一、〇六五、〇二一
樺太廳	六八、六五〇
計	二、七一七、六〇四

昭和十三年度臨時軍事費特別會計へ繰入額一覽表

會計名	臨時軍事費財源繰入	北支事件費財源繰入	支那事變特別税收入其他繰入	計
朝鮮總督府	一七、五〇〇、〇〇〇	五二五、七九五	八、九五二、〇〇七	二六、九七七、八〇二

臺灣總督府	一一、〇〇〇、〇〇〇	二、八六五、二七七	一四、五三七、八〇九
樺太廳	二、三〇〇、〇〇〇	三三四、二三六	二、六七一、三七五
計	三〇、八〇〇、〇〇〇	一二、一五一、五二〇	四四、一八六、九八六

	六七二、五三二	
	三七、一三九	
	一、二三五、四六六	

第四章　支那事變と外地産業經濟

支那事變に對し長期建設の稱へらるる今日內外地一體の見地の下に產業經濟の方面に於ても之が對策に付萬全の措置を講ずるの緊要なることは言を俟たぬ、之が爲に內外地緊密なる連絡を保持することは絶對に必要である。拓務省に於ては今次事變に對する中央の計畫方針に付ては可及的に順應せしむると共に外地の特殊事情にして特に考慮を要すべきものは之を中央に傳達し外地統治の方針をして些の齟齬なからしむるやう絶へず緊密なる連絡保持に力めつつある。以下第七十一回、第七十二回、第七十三回帝國議會に於て通過を見たる時局に對應すべき產業經濟の方面に關する諸法律所謂非常時立法其の他各種施設と外地との關係を略述する。

物價對策に關する件　物價の抑制は現下の時局に鑑み國民生活の安定上は勿論輸出貿易の振興上も極めて緊要事なるを以て外地に於ても內地に於ける物價抑制策に順應し物價委員會を設置して一般物價を適正ならしむると共に暴利取締を强化するの外之が實效を顯揚すべく一般消費の節約貯蓄の奬勵等種々の方策を講じつつある。

產金法に關する件　時局に鑑み產金の增加を圖り之を集中して對外決濟力を豐富ならしむると共に正貨準備を鞏固ならしむるは喫緊の要約なるを以て內地に於ては產金業の助成監督及產金の集中に必要なる事項を規定したる產金法を制定し昭和十二年八月二十五日より施行した。仍て右趣旨に鑑み朝鮮に於ては制令を以て同趣旨の朝鮮產金令を制定し同年九月十五日より、臺灣に於ては勅令を以て產金法の一部を施行し同年九月二十五日より夫々實施した而して右法令の施行に伴ひ朝鮮に於ては昭和十一年產金二十噸を昭和十七年に於て七十五噸に達せしめんことを目標とする五年計畫を樹立し臺灣に於ても昭和十一年產金三噸半を昭和十六年に於て六噸に達せしめんことを目標とする增產計畫を樹立し產金奬勵に邁進することとなつた。

臨時資金調整法を外地に施行するの件　今回勃發せる支那事變に關聯し、物資及資金の需給の適合に資する爲、國內資金の使用を調整することを目的とし、昭和十二年九月十日法律第八十六號を以て臨時資金調整法公布せられ、同月二十七日より施行されることとなつたのであるが、各外地に於ても之に順應し內地と同樣の制度を實施することにした。

併しながら各外地には夫々特殊事情の存するに鑑み、必要な特例を設けた上、朝鮮、臺灣に對しては昭和十二年十月十五日勅令第五百九十四號及勅令第五百九十五號を以て、又樺太に對しては同月二十三日勅令第六百三號を以て同法を施行することとし、孰れも卽日實施せられた。

尙南洋群島に付ては昭和十二年十一月十一日勅令第六百三十五號を以て南洋群島臨時資金調整令公布せられ同群島に於ても臨時資金調整法に依ることとし、卽日施行となつた。

而して各外地に於ける主な特例を摘記すれば

（イ）　內地に於て事業設備の新設、擴張、改良の資金の貸付又は有價證券の應募、引受、募集に關し拘束を受ける

金融機關は、銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及道、府、縣を區域とする信用組合聯合會であるが、朝鮮に於ては銀行、信託會社、保險會社、東洋拓殖株式會社及朝鮮金融組合聯合會、臺灣に於ては銀行、保險會社及臺灣拓殖株式會社、樺太に於ては銀行及樺太を區域とする信用組合聯合會、南洋群島に於ては南洋拓殖株式會社としたこと

（ロ）政府の認可又は許可に關する事務を日本銀行をして取扱はしめる旨の規定、興業債券發行に關する規定、臨時資金調整委員會及臨時資金審査委員會に關する規定、貯蓄債券發行に關する規定等は各外地とも之を施行せざること

（ハ）資金調整に關し、大藏大臣、商工大臣等の有する權限は外地に於ては總督又は長官之を有すること等である。

軍需工業動員法の適用に關する法律　支那事變に要する軍需品の厖大なる需要に鑑み之が整備するの用意を整へ以て補給に遺憾なからしむる樣對策を樹立するは現下の急務である。

從つて內地に於ては曩に施行せられたる軍需工業動員法中戰時に關する規定を今次事變に對しても運用し其の切實なる要求を充足する爲、昭和十二年九月十日法律第八十八號を以て軍需工業動員法の適用に關する法律を公布卽日施行するに至つた。

朝鮮、臺灣及樺太に於ても時局の重大性に鑑み同年九月十六日勅令第五〇五號を以て右法律の施行勅令を公布卽日施行し內地と同一步調を保ち本對策の萬全を期した。

臨時肥料配給統制法に關する件　我が國に於ける肥料問題は農村經濟上極めて重要なる關係を有することは今更贅言を要しない所である。

然るに今次事變に遭逢し人馬の應召徵發等に因る自給肥料の生産減退、貿易關係又は船腹不足其の他の事情に依る輸入の困難硫安製造業の軍需資材生産への轉換等に基き就中最も重要なる硫安に付ては近時市價著しく昂騰し且供給の圓滑を缺くの虞あるに鑑み內地に於ては差當り硫安に付配給統制に關する施設を行ひ需給の圓滑と價格の公正を期するの外時局の進展に伴ひ肥料に關する事情の變化に對應して適宜の措置を講じ得るの途を拓き以て肥料政策上遺憾きを期する爲臨時肥料配給統制法の制定を見た。

朝鮮及臺灣の現狀も亦右と全く同樣の事態に逢着し居り殊に配給統制の完璧を期せんには常に內地と同一步調を採らねばならぬから朝鮮に於ては曩に同法第二條以下の規定を內容とする朝鮮肥料配給統制令を制定した。

物資調整に關する件　時局に鑑み重要物資の需給調整を圖る爲拓務省、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳等に於て夫々事務官、技師以下職員の增員を見內地に對應し之が施設に遺憾なきを期して居る。尙拓務省に於ては特に殖産局に物資調整課を新設し內外地の物資需給調整に關する事務連絡上遺憾なきを期して居る。

殊に外地は元來主要物資に付ては概ね內地よりの供給に待つの事情にあるが之が物資の供給確保を圖る爲には次の樣な方法で行はれてゐる。

鐵鋼配給統制　官民より成る鐵鋼統制協議會で各四半期毎に內外地に亙る配給數量を決定し之に基き外地に於ても切符制度を實施して居る。

食料品罐詰製造用空罐配給統制　官民より成る食料品罐詰製造用需給調整協議會で必要に應じ原則として輸出向、軍需向空罐の內外地に亙る配給數量を決定し、之に基き外地に於ても切符制度を實施して居る。

銅配給統制　官民より成る銅配給統制協議會で每月內外地に亙る銅の配給に付き註文統制を實施して居る。

鉛、亞鉛、錫、アンチモンの配給統制　內地の各業者を以て夫々統制組合を組織し內外地に亙り夫々註文統制を實施して居る。

綿配給統制　綿關係業者の單一統制團體たる綿需給調整協議會で每月特免絲竝ス・フ絲の生產及消費計畫を決定し、その中漁業用網地及撚絲又綿縫絲に就ては夫々商業組合で配給統制を實施中である。

新聞用紙の配給統制　外地でも內地に順應し原則として一割二分の節約を實行中である。

漁業用マニラ麻製品配給統制　マニラ麻同業會で內地麻工業者の販賣實施に基き內外地の配給統制を實施中である。

石油配給統制　物動計畫の決定に基き外地でも切符制度を實施中である。

生ゴムの配給統制　日本ゴム工業組合聯合會、日本ゴム輸入組合、東京ゴム原料卸商業組合、大阪生ゴム卸商業組合、神戸ゴム原料卸商業組合で內外地の配給統制に當つて居る。

硫安の配給統制　日本硫安株式會社、日滿商事株式會社及滿洲化學工業株式會社の間で內外地に亙り硫安配給協定をなして居る。

鑛山用機械配給統制　官民より成る鑛山機械配給統制協議會で各四半期每に製造及輸入する鑛山用機械に付いて內外地に亙り註文統制を實施して居る。

電氣機器竝に其の材料の配給統制　內地の主要業者で日本電氣機器工業組合を結成し註文統制を實施して居る。

鑛山用（製鐵用）コンベヤーベルト配給統制　官民からなる鑛山用コンベヤーベルト配給統制協議會で內外地に亙り註文統制を實施して居る。

醫藥品の輸入統制　日本醫藥品輸入統制會で醫藥品の輸入統制に當つて居る。

輸出入品等に關する臨時措置に關する件　支那事變に關聯し政府に於て輸出入の制限又は禁止を爲すと共に輸入の制限其の他の事由に因り需給關係の調整を必要とする物品又は之を原料とする製品に關し必要なる措置を爲し以て國民經濟の運行を確保するの要を認め第七十二回帝國議會の協贊を經て昭和十二年九月十日附を以て輸出入品等に關する臨時措置に關する法律を公布し卽日施行を見た。

而して本法制定の趣旨に鑑み朝鮮、臺灣及樺太に於ては同年九月二十二日勅令を以て本法を施行し南洋群島に於ても勅令を以て本法に依ることとし同時に施行を見た。

本法に基いて公布せられた諸統制法規の中外地に於ても內地に卽應して公布施行を見たものとしては次の如きものがある。

外地ニ於テ施行シタル統制法規一覽

內地	朝鮮	臺灣	樺太	南洋群島
○輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律　昭和一二、九、一〇　公布施行　法律九二	同上	同上	同上	南洋群島ニ於ケル輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件　昭和一二、九、二二　公布施行　勅令五一六
○需給調整協議會令　昭和一三、五、二四	同上	同上	同上	

○臨時輸出入許可規則	昭和十二年法律第九十二號第一條ニ依ル命令ノ件	昭和一二、一〇、一一 公布施行 商工省令二三
○重要物資在庫數量調査規則	同	昭和一二、一一、二二 公布施行 商工省令三一
○銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件	同	昭和一三、五、六 府令九四 告示三九九
○鋼製品ノ製造制限ニ關スル件	同	昭和一三、七、一 告示五七九
○鐵鋼配給統制規則	同	昭和一三、八、四 府令一五五 告示六四二
○鐵鋼工作物築造許可規則	同	昭和一二、一〇、一一 商工省令二四 同告示一一〇
○綿絲販賣價格取締規則	同	昭和一三、五、二 公布 昭和一三、五、二 施行 商工省令二四
○綿絲ノ種類及最高	右ニ同ジ	

○臨時輸出入許可規則	昭和十二年法律第九十二號第一條ニ依ル命令ノ件	昭和一二、一〇、一一 公布施行 商工省令二三
○重要物資在庫數量調査規則	昭和十二年法律第九十二號第一條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ニ關スル件	昭和一二、一〇、一一 公布施行 府令一三六（商工省令ニ依ル）
○銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件	重要物資在庫數量調査規則	昭和一二、一二、九 公布施行 府令一六四
○鋼製品ノ製造制限ニ關スル件	同	昭和一三、七、一 府令八三 告示二五五
○鐵鋼配給統制規則	同	昭和一三、七、二六 府令八九 告示二六七
○鐵鋼工作物築造許可規則	同	昭和一二、一〇、一一 商工省令二四一 告示二五五
○綿絲販賣價格取締規則	同	昭和一三、七、六 府令八〇

○臨時輸出入許可規則	昭和十二年法律第九十二號第一條ノ規定ニ基ク臨時輸出入許可ニ關スル件	昭和一二、一〇、一一 公布施行 廳令五八（商工省令ニ依ル）
○重要物資在庫數量調査規則	同	昭和一二、一一、二二 公布施行 廳令五九（商工省令ニ依ル）
○銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件	同	昭和一三、五、八 廳令三八 告示八二
○鋼製品ノ製造制限ニ關スル件	同	昭和一三、七、二八 廳令五七 告示一六一
○鐵鋼配給統制規則	同	昭和一二、一〇、二〇 廳令六〇 告示二四八
○鐵鋼工作物築造許可規則	同	昭和一二、一〇、二〇 廳令二一 告示三六
○綿絲販賣價格取締規則	樺太物品販賣價格取締規則ニ依リ公布 昭和一三、六、八、四 指定 告示一七一	

價格	昭和一三、五、二〇商工省告示一四二	
○ステープルフアイバー及ステープルフアイバー絲販賣價格取締規則	昭和一三、六、五、公布商工省令三一昭和一三、六、一八施行	朝鮮物品販賣價格取締規則ニ依リ一一、一七公布一一、一〇指定告示九〇一
○人造絹絲販賣價格取締規則	昭和一三、七、二三公布昭和一三、七、二商工省令六三	右ニ同シ
○綿製品ステープルフアイバー等混用規則	昭和一二、一二、二七公布昭和一三、二、一施行商工省令三五	同昭和一三、三、一公布施行府令二二

樺太物品販賣價格取締規則ニ依リ八、六公布八、四指定告示一七一	右ニ同シ	
樺太物品販賣價格取締規則ニ依リ八、六公布八、四指定告示一七一	同昭和一三、三、一二公布施行廳令一八	

○繊維工業設備ニ關スル件	昭和一三、二、一二公布〃一三、二、一八施行商工省令五	
○毛絲販賣價格取締規則	昭和一三、八、二四公布一三、八、二六施行商工省令七五	
○皮革使用制限規則	昭和一三、七、一公布施行商工省令四三	同昭和一三、八、二三公布〃一三、九、一施行府令一七六
○皮革配給統制規則	昭和一三、七、一公布〃一三、八、一施行商工省令四五	同昭和一三、七、一五公布〃一三、八、一施行府令八四
朝鮮物品販賣價格取締規則ニ依リ一一、二四公布一一、一〇指定告示九一五		同昭和一三、七、一五公布施行府令八五
樺太物品販賣價格取締規則ニ依リ八、六公布八、四指定告示一七一		同昭和一三、七、一九公布施行廳令五一
樺太物品販賣價格取締規則ニ依リ八、六公布八、四指定告示一七一		

○ゴムノ使用制限ニ關スル件	昭和一三、七、九公布施行 商工省令五三	同
○米松販賣取締規則ニ關スル件	昭和一三、七、九公布施行 商工省令五二	同 昭和一三、八、一公布施行 府令一〇三
○白金使用制限規則	昭和一二、一二、二八公布	昭和十二年法律第九十二號及第三十二號ノ規定ニ依ル白金ノ使用制限ニ關スル件
	商工省令三六 昭和一三、一、一施行	昭和一三、一、四公布施行 府令三
○銅使用制限規則	昭和一二、一一、六公布 一一、一二、一〇施行 商工省令二八	昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル銅ノ使用制限ニ關スル件 昭和一二、一一、一三公布 一二、一一、一五施行 府令一八〇
		同 昭和一三、八、一九公布施行 府令一〇三
		昭和十二年府令第百四十一號中改正ノ件 昭和一三、二、二〇公布施行 府令一五
		昭和十二年府令第百四十一號中改正ノ件 昭和一二、一一、二五公布施行 府令一五九
		同 昭和一三、七、二八公布 〃 一三、八、五施行 廳令五五
		白金使用制限規則 昭和一三、二、一七公布施行 府令一四
		銅使用制限規則 昭和一二、一一、一二公布施行 廳令六五

○鉛、亞鉛、錫等使用制限規則	昭和一三、七、九公布 〃 一三、七、一五施行 商工省令五一	昭和一二、法律第九二號第二條ノ規定ニ依ル鉛、亞鉛、錫等ノ使用制限ニ關スル件 昭和一三、八、二三公布 〃 一三、九、一施行 府令一七五
○揮發油及重油販賣取締規則	昭和一三、三、七公布 〃 一三、五、一施行 商工省令八	同 昭和一三、六、一三公布 〃 一三、七、一施行 府令一二七
○物品販賣價格取締規則	昭和一三、七、九公布施行 商工省令五六	朝鮮物品販賣價格取締規則 昭和一三、一〇、一二公布施行 府令二一八
		同 昭和一三、五、一公布 〃 一三、七、一施行 府令五一
		鉛、亞鉛、錫等使用制限規則 昭和一三、九、二〇公布施行 府令一二一
		同 昭和一三、九、一三公布施行 府令一一四
		同上 昭和一三、七、二八公布 〃 一三、八、五施行 廳令五六
		同 昭和一三、七、二三公布 〃 一三、九、一施行 廳令三三
		同 昭和一三、八、六公布施行 廳令六三

製鐵事業法に關する件

本邦鐵鋼需給の現狀に鑑み製鐵事業に適當なる統制を加へ以て斯業の健全なる發達を圖るは産業上竝に國防上喫緊の要務なるを以て斯業の保護助長を圖るを主眼とする製鐵業奬勵法に代へ新に斯業の保護助長に關する事項に付改正を行ふの外之が指導監督に關する事項を規定したる製鐵事業法を制定し昭和十二年九月二十二日より施行を見た。而して本法制定の趣旨に鑑み朝鮮に於ても勅令を以て必要なる部分を施行し內地と同時に實施し

た。

臨時船舶管理法に關する件　支那事變に關聯し船舶の確保、運賃、傭船料及配船の調整、造船の促進等を圖り以て海上に於ける一般交通運輸を調整する爲臨時船舶管理法を制定し昭和十二年十月一日より之が施行を見た。而して本法は海運の特殊性に鑑み內外地を通ずる法律として制定せられ本法の施行に伴ひ必要なる法令に付ては外地に於ても內地と同趣旨の規定を設けて居る、

支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租稅の減免徵收猶豫等に關する件　曩に內地に於ては支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對し、租稅の減免又は其の徵收の猶豫等を爲し以て出征軍人及軍屬竝に其の家族の負擔の輕減を圖る爲、昭和十二年法律第九十四號の公布施行を見たが、朝鮮及臺灣に於ても同法制定の趣旨に鑑み、夫々制令又は律令を以て同法を施行し、南洋群島に於ては勅令を以て同樣の規定を設け、以て特に今次事變の從軍者等に對して租稅の負擔緩和の措置を講ずることとした。（詳細は第五章財政篇參照）

臨時軍事費特別會計の財源の一部に充つる爲の增稅關係　支那事變に際し內地に於て臨時軍事費特別會計の財源の一部に充つる爲昭和十二年八月北支事件特別稅を、同十三年四月支那事變特別稅を創設したのに順應して朝鮮、臺灣及樺太に於ても夫々其の分に應ずる增稅を行つた、尙南洋群島に於ては內地及他の外地に對應して利益配當稅及通行稅を新設した。（詳細は第五章財政篇參照）

時局に關聯して租稅上採るべき臨時措置に關する件　內地に於て支那事變に關聯して租稅上の負擔輕減等に關する臨時措置を講ずる爲臨時租稅措置法の制定せられたのに對應して、朝鮮、臺灣及樺太に於ても同法制定の趣旨に鑑み同樣の規定を設け以て現下の時局に鑑み租稅上の負擔輕減等に關する特例を設けた（詳細は第五章財政篇參照）

東洋拓殖株式會社

第四編　特殊會社

第一章　東洋拓殖株式會社

第一節　設立の沿革

設立迄の經過　東洋拓殖株式會社は明治三十八年の韓國保護協約の趣旨に鑑み、韓國に於ける産業資源の助長、開發の目的を以て設立せられたものである。卽ち明治四十一年三月、帝國議會に東洋拓殖株式會社法案提出の運びとなり、該法案は衆議院に於て若干の修正を施された上、同年三月二十六日兩院を通過し、同年八月二十六日法律第六十三號を以て公布せられた。

而して一方韓國政府に於ても我が法律に照應して略々同樣の內容を有する法律を發布し、同時に日韓取極に依り東洋拓殖株式會社に關する監督權を日本政府に委任した。次いで日韓兩國は明治四十一年九月設立委員（日本側八二名、韓國側三三名）を任命し、該設立委員會に於て定款を作成し、同年十月八日日韓兩國政府の認可を受け十一月一日より株式募集に著手した。株式募集の要項中主なるものを摘記すれば左の通りである。

一　會社の資本金は一千萬圓とし株式總數二十萬株、一株の金額を五十圓と

二　韓國政府は田五千七百町歩、畑五千七百町歩を會社へ出資し、其の價額三百萬圓に相當する六萬株を引受く

三　募集すべき株式數は二十萬株の內、韓國政府引受濟株數六萬株を除きし十四萬株中千株を控除し、其の殘十三

萬九千株を公衆より募集するものとす

四　會社の株式申込人は日韓兩國人に限るものとす

同年十二月十四日總株に付第一回の拂込を完了し、同月二十八日創立總會を開催し、茲に東洋拓殖株式會社の成立を見るに至つた。

會社の變遷　明治四十三年八月韓國併合のことあり、創立以來會社の事業も順調に進捗し資金の需要も亦著增して逐次第二回、第三回の株金拂込を爲し、大正二年四月を以て之が全額の拂込を了し資金の充實を圖つた。

然るに時勢の進展に伴ひ政府は大正六年七月同會社法に改正を加へ、營業地域の制限を撤廢し且つ業務範圍を擴張すると共に同年十月本店を東京に移し、新に奉天及大連の二支店を增置し、以て從來の營業地域たる朝鮮の外に滿洲に其の營業範圍を擴張した。右事業擴大の第一步として先づ滿蒙に進出するや、資金の需要を喚起し多額の供給を見たのみでなく、益々增加の趨勢にあるを以て大正七年五月資本金を倍加して二千萬圓としたが、依然資金の需要旺盛にして加ふるに世界戰爭終熄後列國は競ふて經濟的發展を企圖せんとする情勢なるを以て、會社も亦對外放資を促進し更に營業區域を中華、東部西比利亞、ブラジル、南洋方面に擴張し、同時に資本金增加の要を認め、大正八年九月資本金三千萬圓を增加して五千萬圓とした。其の後大正十二年一月馬來半島、昭和十二年二月邏羅國をも業務地域と爲すに至つた。

右の如く資本金の漸增を以て資金の需要に應じ來つたが大正九年に於ける財界の反動、同十二年に於ける關東地方震災の厄あり、我が經濟界も亦未曾有の打擊を受けた茲に於て大正十二年度より配當率を低下し、一方業務の改善、經費の節約並に關係會社の整理を行ひ、以て內容の充實を圖りしも財界の不況依然深刻を極め殊に滿洲方面に於ては

益々惡化し同社の業務上受くる惡影響尠くなかつたので、更に根本的整理を敢行するの喫緊なるを認むるに至つた。

昭和元年度に於ける整理及整理後の經過　昭和元年度決算期に於て資産中回收困難なるか、若は價格減少の虞ある貸付金、有價證券等資産の切下を決行し、此の結果に依る資産不足額二千八十三萬四千圓は之を補塡するに、同期純益金百八十三萬四千圓を充當したる外、朝鮮內社有農耕地評價益金一千百四十五萬圓及既往に於ける不動産讓渡處分益金二百萬圓を以てし、差引不足額五百五十五萬圓は前期繰越益金及積立金中より全部之を補塡し、四千七百餘圓を後期に繰越した。

右特別整理の結果不良資産一掃せられて內容著しく改善せられ、其の次年たる昭和二年度決算に於ては諸償却金も相當金額を計上せる外、一般株主に對しては年五分の配當を爲したるのみならず積立金及繰越金にも相當の餘裕を得た尙右整理に關聯し政府は昭和二年五月の臨時議會に資金調達及收利上援助の爲、外國債四千萬圓に對する保證案及政府持株配當免除の法律案を提出し、其の協贊を經て之が公布を見るに及び多大の便益を得た。

最近に於ける業況　金輸出再禁止後爲替相場の暴落に依り、同社は其の擁せる米貨社債の元利拂より生ずる爲替差損の異常的負擔に依り、昭和七年上期以降遂に無配を餘儀なくせられたが、滿洲事變後同社の滿洲國に於ける諸權益の復活、伸張、朝鮮、南洋、北支方面に對する飛躍的發展竝に同社理事者の不斷の努力に依り、其の業績は次第に好轉し、昭和十一年上期に於て年四分の配當を復活し次いで昭和十二年上期より年五分配當、昭和十三年上期より年六分配當を爲すに至つた。

斯の如く同社事業の躍進に鑑み且今後に於ける積極的事業進展に備ふる等の爲政府は昭和十三年三月第七十三議會に同會社法の改正案を提出し其の協贊を經て同年五月之が施行を見るに及び茲に副總裁一名を置くこととなり又社債發

行限度を從來の拂込資本額に對する十倍より十五倍に擴張するに至つた。尙今事變に對する帝國國策の線に沿ふべく北支に於ては北京、天津及青島の三支店を置き北支方面に於ける貸付業務、天津に於ける紡織事業、青島に於ける鑛業、倉庫事業及不動產金融業務等を營み又中支に於ては上海に駐在員を常駐せしめ近く同地に支店設置の見込にして江蘇省に於て棉作事業を營みつつある。其の總投資額は昭和十三年六月末現在に於て千八百餘萬圓である。斯の如く同社は北支及中支に於て邦人の拓殖事業進展に貢獻しつゝある。

第二節　會社の組織及經理

會社の職制　會社は內地以外の地域に於ける拓殖資金の供給其の他拓殖事業の經營を目的とするものにして、本店は東京に在る。會社は業務執行機關として總裁一人、副總裁一人、理事五人を、業務參與機關として參與理事三人を、又業務監査機關として監事三人を置いて居る。總裁は會社を代表し其の業務を總理する。總裁に事故あるときは副總裁が其の職務を代理し、總裁缺員のときは其の職務を行ふのである。副總裁及理事は總裁を輔佐し定款の定むる所に從ひ會社の業務を分掌し、又は之に參與し、監事は會社の業務を監査する。而して總裁及副總裁は政府の任命に係り、其の任期は五年である。理事は五十株以上を所有する株主中より株主總會に於て二倍の候補者を選擧し、政府其の中より之を任命し、其の任期は四年である。又監事は三十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し、其の任期は二年である。

本店は總裁直轄の總裁席の外人事、庶務、經理、資金、貸付、農林、第一事業及第二事業の八課に分たれ、又朝鮮に支社を置き、庶務、金融、地所及事業の四課に分たれ、各主要地に支店がある。

會社の組織概況を圖示すれば左の通りである。

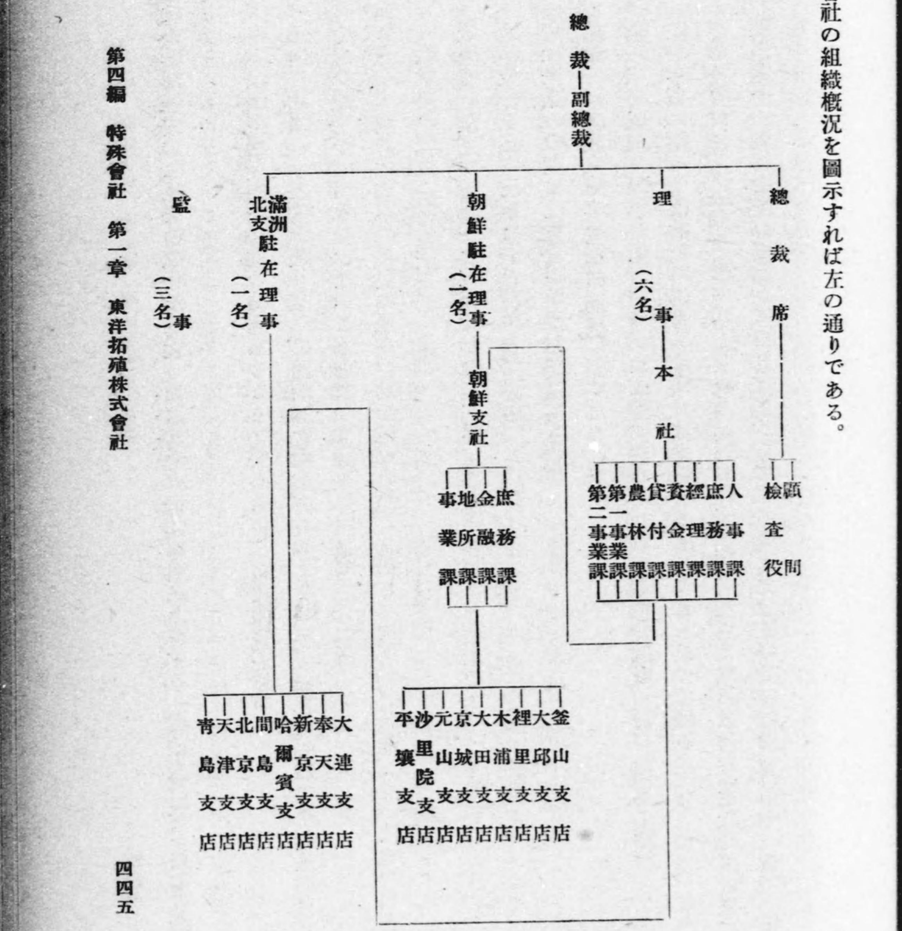

會社の特別能力竝に政府の監督及保護　特別能力　會社は商法上有する一般機能の外、更に資金充實に關し次の如き特殊機能を有する。

一　資本增加の場合株金全額の拂込あることを要しない。（東拓法第四條）

二　拂込資本額の十五倍を限り東洋拓殖債券を發行することを得る。而して此の場合商法第百九十九條及第二百條の二の規定の適用を受けないこととなつて居る。（同第二十三條）

政府の監督　政府は會社の性質に鑑み特別の監督を爲して居る。卽ち其の主なるものは次の如き事項である。

一　一般業務の監督（東拓法第三十二條）

二　監理官を置き常時業務を監視せしむ（同第三十三條）

三　業務監督上必要なる命令を發する（同第三十四條）

四　會社決議の取消又は役員の解職（同第三十五條）

五　總裁、副總裁及理事の任命（同第九條）

六　總裁、副總裁及理事の他の職務又は商業に從事せむとする場合政府の許可（同第十條）

七　左の事項に關しては政府の認可、承認又は指定を要することとなつて居る。

資本の增加（東拓法第二條）、存立期間の延長（同第五條）、支店又は出張所の設置（同第六條）、東洋拓殖株式會社法第十一條第七號の事業の經營（同第十一條）、營業上の餘裕金を以て一時買入れ得べき有價證券（同第二十一條）、營業上必要ある資金の借入（同第二十二條）、東洋拓殖債券の發行（同第二十四條）、東洋拓殖債券の買入消却（同第二十條）、利益金の處分（同第三十六條）、移住規則其の他諸規定の制定（同第三十七條）、貸付金の利子及割引料の最高步合（同第三十七條ノ二）、政府の認可を受けたる事項を變更せんとするとき（同第三十八條）等に於て政府の認可を、株金の拂込徵收、他會社の株券又は債券の應募引受、重要なる財產の處分、主要投資會社の業務監督等に於て政府の承認を受けしめ又營業上の餘裕金を預け入るべき銀行等に付ては政府の指定を受くるを要する。（同第二十一條）

政府の補給金　東拓法第三十九條及第四十條の規定に基くものにして、明治四十一年度より大正四年度迄八年間に毎年度に亘り總額二百三十七萬八千圓の補給金を受け、其の後大正九年度より同十一年度迄に七十七萬八千圓の償還を爲し、現在に於ける補給金殘高は百六十萬圓である。

爲替差損に依る補給金　對米爲替相場下落の爲同社の米貨債元利支拂より生ずる損失は巨額に達し、同社の營業純益を以てしては到底之を補塡すること能はざるを以て政府は同社存立の特殊事情に鑑み、之が損失補塡の爲補給金を交付することとなり、右補給金は昭和八年度に於て百五十萬圓、同九年度に於て四十萬圓を當省豫算に計上し、昭和九年六月末迄に百六十五萬六千圓を交付したのであるが、其の後業績の好轉に伴ひ右補給金は昭和十一年六月末を以て全額政府に返納した。

社債の保證　會社が外國に於て社債を募集する場合は政府が元利支拂の保證を與へた。第一回佛貨社債（償還濟）、第二十五回及第五十七回の米貨社債は卽ち之である。

不均一配當　東拓法第四十條ノ二の規定に依り政府の所有する株式に對しては、昭和二年度以降昭和六年度迄の每營業期の利益配當の割合より年五分を低下したる割合を以て配當を爲し得ることを認められて居た。

事業資金の構成　資本金　明治四十一年設立當初の資本金額は一千萬圓（一株五十圓、二十萬株）にして、大正二年

四月全額拂込を了したが、朝鮮産業界の進展、滿蒙への業務地域擴張の結果大正七年五月之を二千萬圓と爲し、次いで中華民國、東部西比利亞、ブラジル、南洋方面に進出するに及び翌八年九月三千萬圓を增資して五千萬圓とした。現在の資本概況は公稱資本金五千萬圓（內拂込濟額三千五百萬圓）、株式總數は一百萬株（內政府所有株式六萬株）にして、昭和十三年六月末現在に於ける株主數は一萬二千五十名である。

社債　設立當初數年間に於ける營業資金は拂込株金を以て賄つて來たが、業務の進展に伴ひ更に資金の充實を圖るの必要を生じ社債發行の要を認むるに至つた。大正二年三月第一回社債發行以來、昭和十三年六月末迄の發行回數百四十回、發行總額七億九百七萬餘圓、償還總額四億四千五百三十九萬餘圓、差引發行現在高二億六千三百六十八萬餘圓である。

而して東拓債券所有者は同社財産に就き他の債權者に優先して辨濟を受くるの特權を有する。（東拓法第二十七條）

定期預り金　會社は同會社法に依り特に定期預り金を爲すことを認められて居る。昭和十三年六月末現在高は二千五百四十四萬餘圓である。

會社の業務地域及業務範圍　**業務地域**　現在會社の營業地域は朝鮮、關東洲、滿洲、蒙古、東部露領亞細亞（貝加爾湖以東）、中華民國直隸省、山東省及江蘇省、比律賓、南洋ブラジル、馬來半島並に邏羅國にして、創業以來漸次地域の擴張と共に大正六年本店を京城より東京に移轉した現在朝鮮內に釜山、大邱、裡里、木浦、大田、京城、元山、沙里院及平壤の九支店、滿洲に新京、奉天、哈爾賓、大連及間島の五支店、支那に北京、天津及青島の三支店があり、尙上海及蘭領ボルネオ、バンジヤルマシンに駐在員を常時派遣し業務を執らしめて居る。而して特に京城には朝鮮支社を置き、朝鮮に於ける一般業務を統理して居る。

業務範圍　會社の業務は東拓法第十一條に規定せらるる處にして、卽ち左の通りである。

一　拓殖の爲必要なる資金の供給
二　拓殖の爲必要なる農業、水利事業及土地の取得、經營、處分
三　拓殖の爲必要なる移住民の募集及分配
四　移住民の爲必要なる建築物の築造、賣買及貸借
五　移住民又は農業者に對し拓殖の爲必要なる物品の供給及其の生産したる物品の分配
六　委託に因る土地の經營及管理
七　其の他拓殖の爲必要なる事業の經營

叙上の外定期預り金（東拓法第十三條ノ二）を爲し、且つ日本勸業銀行の代理店として同行の貸付事務を取扱ふことを得る。（同第二十二條ノ二）

會社の經理及業績　最近五年間に於ける各期末現在の資産、負債の概況は左の通りである。

最近五箇年に於ける財産狀況

年度		資産								負債						
		拂込未濟資本金	貸付金	株券及債券	特種事業	地所山林建物及機械器具	預け金及現金	其他	合計	資本金	諸準備金	社債	借入金定期預り金特別受託金	其他	前期繰越金及當期純益金	合計
昭和九年	上半期	千圓 一五、〇〇〇	千圓 一一九、三六四	千圓 三四、二三一	千圓 一二、五三五	千圓 三九、九六二	千圓 七、六三二	千圓 四五、三八一	千圓 二七四、一〇五	千圓 五〇、〇〇〇	千圓 一、九〇〇	千圓 一八八、五〇九	千圓 二一、九七〇	千圓 一一、五七九	千圓 一四六	千圓 二七四、一〇五
	下半期	一五、〇〇〇	一一五、三二八	三六、〇三八	一二、六九三	四〇、一八七	九、三三七	四六、二四四	二七四、八二七	五〇、〇〇〇	一、九〇〇	一八四、五六〇	二六、七八八	一二、〇七一	五〇八	二七四、八二七

同十年上半期	一五、〇〇〇	一二五、八四六	三七、三七三	一三、二三四	三九、九九九	八、二七一	四六、一九二	二七五、九一六	五〇、〇〇〇	一、九三六	一八六、〇八七	二五、二三八	一一、五九三	一、〇七四	二七五、九一六
同十年下半期	一五、〇〇〇	一三八、一〇九	三九、五七九	一五、一八五	四〇、二〇四	五、八七一	四八、八五八	三〇二、八〇六	五〇、〇〇〇	二、〇一三	一八九、五〇七	四六、二〇八	一三、一四四	一、九三四	三〇二、八〇六
同十一年上半期	一五、〇〇〇	一三三、四七四	四〇、〇七九	一二、五〇八	四二、四二一	一一、五七四	五四、五七五	三〇九、六三〇	五〇、〇〇〇	二、一四一	二〇七、八五〇	三四、二九〇	一二、五八二	二、七六八	三〇九、六三〇
同十一年下半期	一五、〇〇〇	一四三、六〇五	四九、四二一	一三、〇八九	四二、八八四	一三、四六六	五二、六八八	三三〇、一三三	五〇、〇〇〇	二、三三一	二三五、八七四	三五、九四六	一三、八一六	二、一六六	三三〇、一三三
同十二年上半期	一五、〇〇〇	一四七、二〇三	五八、九九六	一三、五一九	四三、六二五	一一、一八四	五四、一一三	三四三、六三九	五〇、〇〇〇	二、四二三	二四八、八六〇	二五、六六四	一四、一〇五	二、五八七	三四三、六三九
同十二年下半期	一五、〇〇〇	一五九、五七三	七八、二八六	一三、七八六	四五、六七五	一九、一〇〇	五四、二〇三	三八五、六二三	五〇、〇〇〇	二、五五六	二四六、六九九	六七、六五五	一五、九三五	二、七七七	三八四、六二三
同十三年上半期	一五、〇〇〇	一六一、二〇一	九五、一七四	一四、七三一	四六、八五七	一六、二三二	六九、九八五	四一九、一八〇	五〇、〇〇〇	二、六八三	二六三、六八〇	八〇、九四三	一八、八三九	三、〇三五	四一九、一八〇

會社の營業年度は創立以來昭和三年度迄は毎年四月一日より翌年三月末日迄であつたが、昭和五年度よりは毎年一月一日より六月三十日迄を上半期、七月一日より十二月三十一日迄を下半期とする二期決算に改正した。

最近五ヶ年間に於ける損益状況は左の通りである。

最近五箇年に於ける損益状況

年度	利益 諸利息	利益 證券收入	利益 事業收入	利益 諸收入	利益 政府補給金	利益 合計	損失 人件費	損失 諸稅	損失 仕拂利助	損失 諸償却金特別引當金	損失 其他	損失 合計	差引 純益金
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
昭和九年上半期	三、九五四	一、六七三	三、四四八	一、四六三	一七一	一〇、七〇九	七七三	五四一	五、六七二	五三一	三、一九二	一〇、七〇九	—
昭和九年下半期	三、九三〇	一、一七〇	四、七七八	一、〇九九	—	一一、〇七七	八六九	五八二	五、三三七	八二三	三、一〇五	一〇、七一五	三六一
同十年上半期	三、九〇四	一、三〇〇	四、五八二	六五二	—	一〇、四三七	七七七	五四一	五、〇四一	六七九	二、六三五	九、六七三	七六四
同十年下半期	三、九〇八	一、二六五	五、五二九	八六九	—	一一、五七〇	九二七	七一八	五、二三九	五八三	二、八三二	一〇、二八九	一、二八一
同十一年上半期	四、三〇七	一、九五一	五、六六七	四〇三	—	一二、三二八	八四二	五一七	五、七八八	八三一	二、七九五	一〇、七七三	一、五五六
同十一年下半期	四、四八九	一、三〇八	五、五三三	五三一	—	一一、八六一	九八〇	七七一	五、五五九	一、一五五	二、四九一	一〇、九五七	九〇四
同十二年上半期	四、五三二	一、八二六	五、四六四	七四〇	—	一二、五五一	一、〇四〇	五七八	五、九八四	一、三〇七	二、三七一	一一、二七九	一、二七三
同十二年下半期	四、八六〇	一、九一五	六、九七九	四九〇	—	一四、二四四	一、三二五	八六三	六、六二〇	一、四〇一	二、七八〇	一二、九八八	一、二五九
同十三年上半期	三、〇八九	二、七〇〇	五、九五三	一、〇二三	—	一四、七六四	一、二六二	八六二	七、三四〇	一、五一七	二、三七五	一三、三七五	一、三三〇

會社の利益金處分に付ては東拓法第三十六條に依り政府の認可を要し、且つ左の方法に依るものとして居る。（東拓法第三十一條及定款第七十八條）

一　缺損補塡準備金　利益金の百分の八以上
二　配當平均準備金　同　百分の二以上
三　役員賞與金　同　百分の十以下
四　株主配當金
五　翌年度繰越金
六　定款第八十條第二項の規定に依る特別積立金
七　前各號に掲ぐるものの外會社は必要と認むるときは積立金を爲すことを得

最近五箇年間に於ける利益金分配狀況は左の通りである。

利益金處分狀況竝に利益率と配當率との關係

年度	利益金 當期純益金	利益金 前期繰越金	利益金 合計	之ガ處分 社内保留金	之ガ處分 社外分配金	利益率	配當率
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	年%	
昭和九年上半期	一、一四六	一四六	一、二九二	一四六	一、一四〇	八・八	同六・〇%
同　九年下半期	一、三六一	一四六	一、五〇七	三四五	一、一六三	八・一	同五・〇%
同　十年上半期	一、〇七五	三〇九	一、三八四	七三〇	一、三一六	七・三	同五・〇%
同　十年下半期	一、二八一	六五三	一、九三四	一、三四〇	五九四	七・三	同
同十一年上半期	一、五五六	一、二一二	二、七六八	一、四五二	一、三一六	八・九	年四・〇%
同十一年下半期	九〇四	一、二六二	二、一六六	一、四〇六	七六〇	五・二	同四・〇%
同十二年上半期	一、二七三	一、三一四	二、五八六	一、六五一	九三五	七・三	同五・〇%
同十二年下半期	一、二五九	一、五一八	二、七七七	一、八四二	九三五	八・一	同五・〇%
同十三年上半期	一、三二〇	一、七一五	三、〇三五	一、八九五	一、一四〇	八・八	同六・〇%

（備考）利益率は純益金の拂込資本額に對する割合なり。

四五二

第三節　事業の概況

會社の事業は之を金融業、及拓殖事業の二に分つことが出來る。是等の事業に付概述すれば左の通りである。

金融業　**概說**　現在に於ける會社の拓殖資金供給の方法は、東拓法第十三條の明示するところにして卽ち左の通りである。

一　移住民に對し二十五年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る移住費の貸付

二　生產者に對し其の生產物を擔保とする一年以內の貸付

三　三十年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る不動產、鐵道、鑛業權其の他不動產上の權利を擔保とする貸付

四　公共團體又は特別の法令に依り組織したる產業に關する組合に對し三十年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る無擔保貸付

五　農業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對し五年以內の定期償還の方法に依る無擔保貸付

六　移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募、引受

七　移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以內の定期償還の方法に依る貸付

八　法令の規定に依り設定したる財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る貸付

前項第二號の貸付を爲す場合に於ては手形割引の方法に依ることを得

右により拓殖資金運用の方法を大別すれば貸付に依るものと株式及社債の應募引受に依るものとの二となすことが出來る。

貸付　創業當初より貸付高は逐年遞增の歩武を辿りしも、一時財界の不況に因り、大正十三年度よりは稍々漸減の

傾向を呈したが更に最近朝鮮滿洲及支那方面に於ける各種事業の勃興進展に因り貸付高は累期著しく增加して居る。卽ち左の通りである。

貸付金地方別期末現在高

年度	朝鮮	滿洲	北部支那	南洋	合計
昭和九年上半期	千圓 八八、二三六 七四%	千圓 二五、九〇五 二一%	千圓 一、九九五 二%	千圓 三、一八八 三%	千圓 一一九、三六四
同　九年下半期	八四、四五六 七三%	二五、七五一 二二%	一、四九六 一%	三、六二五 三%	一一五、三二八
同　十年上半期	八一、二三三 七〇%	二六、八九二 二三%	一、五三七 一%	六、一八四 五%	一一五、八四六
同　十年下半期	九六、五四八 七〇%	二八、二五三 二一%	一、七九七 一%	一一、五一一 八%	一三八、一〇九
同　十一年上半期	八九、〇三六 六七%	二九、二九八 二二%	二、七一六 二%	一二、四二五 九%	一三三、四七四
同　十一年下半期	九四、二九〇 六六%	三三、七一七 二三%	二、八〇四 二%	一二、七九四 九%	一四三、六〇五
同　十二年上半期	九四、九八二 六六%	三四、七七二 二四%	四、三八六 三%	一三、〇六三 七%	一四七、二〇三
同　十二年下半期	一〇一、九四三 六四%	三六、五五二 二三%	五、二〇〇 三%	一五、七四三 一〇%	一五九、四四五

同　十三年上半期　一〇五、二〇八 六四%　三四、八七〇 二三%　五、六四九 四%　一五、三七三 九%　一六一、一〇〇

貸付金利率

昭和十三年六月末に於ける貸付金利率及手形割引料率認可最高歩合は左の通りである。

朝鮮に於ける	貸付金利率	最高年	八	分	
	手形割引率	最高年	七	分	五厘
關東州に於ける	貸付金利率	最高年	八	分	五厘
	手形割引率	最高年	八	分	三厘
其の他の地に於ける	貸付金利率	最高年	一		割
	手形割引率	最高年	九	分	五厘

然し右は最高歩合を示したるものにして實際貸付歩合は相當低率である。

株式、債券の應募及引受　大正六年七月東拓法を改正して業務地域を擴張すると共に「移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募、引受」を營業項目に加へ、以て鮮滿其の他の方面に於ける各種事業會社の設立を援助し產業開發を助長した。而して是等事業會社は所謂東拓の關係會社と稱するものにして、昭和十三年六月末に於ける概況は左の通りである。

株式及債券引受高（東拓關係會社一覽表）

會社名	本店所在地	設立年月	業務	資本金 公稱	資本金 拂込濟	總株數	東拓引受株式 引受株數	東拓引受株式 總拂込額	引受社債	最近配當
		年月		千圓	千圓	千株	株	千圓	千圓	年分
海外興業	東京	大正 六、三	移民取扱、植民地經營、海外企業の投資	二、五〇〇	一、八七五	五〇	一三、五九四	五一〇	—	—
日魯漁業	同	同 三、三	漁業	五三、八〇〇	四二、三〇〇	一、〇七六	(優先株) 一八〇、〇〇〇	九、〇〇〇	—	一〇・〇
南洋興發	南洋サイパン	同 八、一一	製糖	四〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	八〇〇	四一〇、〇〇〇	三、八一三	—	一三・〇
朝鮮鐵道	京城	同 一二、八	鐵道業	五四、五〇〇	一七、六五〇	一、〇九〇	一二三、四九六	一、四九〇	—	八・〇
東洋畜産興業	同	同 七、一〇	耕牛の貸付、生牛の移出及畜産に關する事業	五〇〇	二九四	一〇	五、三七六	一九〇	三七〇	四・〇
朝鮮米穀倉庫	同	昭和 五、一〇	米穀倉庫經營	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇〇	七、七〇〇	一五一	—	七・〇
朝鮮都市經營	同	同 六、一〇	不動産經營	五〇〇	二五〇	一〇	一〇、〇〇〇	二五〇	—	一〇・〇
西鮮合同電氣	平壤	大正 八、五	電氣事業	一七、七五〇	一四、〇六〇	三五五	四八、〇〇七	一、六八〇	—	八・〇
鴻業公司	大連	同 一五、六	不動産經營	五〇〇	一二五	一〇	一〇、〇〇〇	一二五	—	六・〇
滿蒙毛織	奉天	大正 七、一二	毛糸毛織物製造販賣	一〇、〇〇〇	六、六二五	二〇〇	一七四、一八五	五、六三三	一、〇〇〇	(優先)七・〇 八・〇
東省實業	同	同 七、五	金融、株式引受、生産品取次販賣	五、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	四・〇
大同酒精	哈爾濱	昭和 八、一一	酒精釀造	滿洲國幣 一、六七〇	同上 一、六七〇	一七	八、三五〇	滿洲國幣 八三五	—	八・〇
山東鑛業	青島	大正 一二、五	支那鑛山に對する投資	五、〇〇〇	二、二五〇	一〇〇	五、〇〇〇	一一三	—	—
山東起業	同	同 九、一	土地建物賃貸業	五、五〇〇	二、七五〇	一一〇	四〇、三三〇	一、〇〇八	—	五・〇
東拓鑛業	京城	昭和 八、六	採炭竝に煉炭の製造販賣	七、〇〇〇	四、二〇〇	一四〇	一四〇、〇〇〇	三、五〇〇	—	四・〇

會社名	本店所在地	設立年月	業務	資本金 公稱	資本金 拂込濟	總株數	東拓引受株式 引受株數	東拓引受株式 總拂込額	引受社債	最近配當
朝鮮送電	同	同 九、五	電氣事業	一五、〇〇〇	九、〇〇〇	三〇〇	五一、〇〇〇	一、五三〇	—	六・〇
滿洲採金	新京	同 九、五	鑛業	滿洲國幣 一二、〇〇〇	同上 一二、〇〇〇	二四〇	四〇、〇〇〇	滿洲國幣 二、〇〇〇	—	五・〇
日滿製粉	哈爾濱	同 九、六	製粉業	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	二〇〇	二九、八八〇	九三四	—	七・〇
北鮮製紙化學工業	咸北吉州	同 一〇、四	製紙業	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇〇	五、〇〇〇	一三五	—	一〇・〇
滿洲特産工業	奉天	同 一〇、六	滿洲特産物加工及酒類製造	三、〇〇〇	七五〇	六〇	五、〇〇〇	六三	—	—
朝鮮石油	京城	同 一〇、六	石油共他鑛物精製竝に賣買	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇〇	二〇、二〇〇	一、〇一〇	—	八・〇
多獅島鐵道	新義州	同 一〇、七	鐵道業	三、〇〇〇	一、五〇〇	六〇	三、〇〇〇	七五	—	五・〇
アマゾニヤ産業株式會社	東京	同 一〇、一二	アマゾニヤ流域に於ける移植民及拓殖事業	一、〇〇〇	五〇〇	二〇	二、四〇〇	六〇	—	—
滿洲電業	新京	同 九、一二	滿洲國内に於ける電氣事業	一六〇、〇〇〇	一〇七、五〇〇	三、二〇〇	五四、一六九	二、〇三一	—	六・〇
日伯棉花	大阪	同 一一、二	ブラジル國に於ける繰綿及荷造工場の經營	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四〇	二、四〇〇	一二〇	—	—
朝鮮無煙炭	京城	大正 一五、一	無煙炭の採掘及販賣	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇〇	三三、八五七	八四六	—	九・〇
海南産業	南洋サイパン	大正 九、六	麻椰子、栽培事業に對する投資	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇	四二、二七四	二、一一四	—	七・〇
滿洲鹽業	新京	昭和 一一、四	採鹽事業	五、〇〇〇	二、五〇〇	一〇〇	二、〇〇〇	五〇	—	三・〇
朝鮮電力	京城	同 一〇、七	電氣事業	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六〇〇	一五〇、〇〇〇	七、五〇〇	—	五・〇
富寧水力電氣	咸北富寧	同 一一、八	同	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	二〇〇	二〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	—	—
鮮滿拓殖	京城	同 一一、九	滿洲國に於ける朝鮮人移住者に必要なる事業	二〇、〇〇〇	八、〇〇〇	四〇〇	一〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇	—	四・〇
臺灣拓殖	臺北	同 一一、一一	拓殖事業の經營及拓殖資金の供給	三〇、〇〇〇	一八、七五〇	六〇〇	五、〇〇〇	六三	—	六・〇
南洋拓殖	南洋パラオ	同 一一、一一	同	二〇、〇〇〇	一五、二七三	四〇〇	一〇、〇〇〇	二五〇	—	六・〇

南洋企業	東京	同一三、三	暹羅國に於ける護謨園の經營	二、〇〇〇	五〇〇	四〇	一三、五〇〇	一六九	—	—
天津紡績	天津	同一三、三	北支に於ける紡糸、紡績事業の經營	五、〇〇〇	二、五〇〇	一〇〇	五〇、〇〇〇	一、二五〇	—	—
日本無水酒精特許	東京	同一三、三	無水酒精製造に關する特許權の保有並賃貸	三、五〇〇	二、四五〇	七〇	三六、三一〇	一、二七二	—	—
朝鮮無水酒精	新義州	同一三、三	ショーラー・ヒアグ法に依る無水酒精の製造、販賣	五、〇〇〇	二、五〇〇	一〇〇	八七、五〇〇	二、一八八	—	—
朝鮮重工業	釜山	同一三、七	船舶の修理及一般機械の修繕、製作	三、〇〇〇	一、五〇〇	六〇	一二、〇〇〇	三〇〇	—	四・〇
朝鮮林業開發	京城	同一三、九	山林經營	二〇、〇〇〇	二、〇〇〇	四〇〇	八六、〇〇〇	四三三	—	五・〇
滿洲拓植	新京	同一三、八	滿洲國に於ける拓殖事業	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	二、四九八	—	—
滿洲鴨綠江水電	新京	同一三、八	水力電氣事業	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇	一、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	—	五・〇
朝鮮鴨綠江水電	京城	同一三、九	水力電氣事業	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇	一、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	—	五・〇
滿洲房産	新京	同一三、二	滿洲國に於ける建築事業並に建築金融	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	六〇〇	二〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	—	—
江界水力電氣	平北江界	同一三、一	北鮮に於ける水力電氣事業	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	八、七五〇	—	五・〇
長城炭鑛鐵道	天津	同一三、一	北支に於ける石炭採掘	一、五〇〇	一、五〇〇	三〇	七、八〇〇	三九〇	—	—
合計	四五社					一六、九六八	三、六〇九、三一八	八八、八〇三	二、七七〇	—

拓殖事業　**農事經營**　本會社の農事經營は明治四十二年の創始に係り、政府の出資地と會社の買收地とを基礎として朝鮮に於て農業の經營及農事改良に著手した。昭和十三年六月末現在に於ける農事經營面積は左の通りである。

農事經營面積

地目	面積	地目	面積
畓（田）	三五、三九五町歩	雜種地	四、一一三町歩
田（畑）	一八、八五二	竹林	二
垈（宅地）	五八三		
山林	一、七三四	合計	六〇、六八〇

右事業用地は大部分朝鮮內に在り、移住民に對する讓渡地（後述殖民事業の項參照）を除きたるものにして、是等は總て會社直接指導の下に小作に附して居る。

事業用地の管理方法　社有地の管理方法は支店を單位とし、之に社員を置き其の下に指導員、農監、小作人組合長等を配置し、農法の指導監督、農事改良及小作人の保護誘掖の任に當らしめて居る。

小作契約　小作契約に當りては直接小作人に面接し書面契約を締結し、土地の生產力の增進、小作人の安定を目的とし土地愛撫の念慮を增進せしむるに努めて居る。

收穫物分配の方法に關しては朝鮮は古來一般に收穫を折半する打租の方法に依るが、會社は農事の改善、能率增進上より却つて之を斥け、年々定額を納むる定租又は執租の方法に依つて居る。然し甚だしき災害に因り收穫激減せる場合等に於ては小作料を減免し、以て小作人をして困難なからしむることとして居る。

最近五箇年間小作料調定高

	昭和八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度
玄米	一一〇石	五、五〇一石	七、二四八石	八、六七八石	二〇、一四九石
籾	四三〇、九四〇	四二二、一八九	四三〇、九四八	三六八、九二八	四八七、八二三
大豆	七、三〇三	六、四八六	六、四九二	六、九七八	七、二六七
雜穀	一一、三六〇斤	九、四九九斤	一〇、六二七斤	一〇、五八八斤	七、七九九斤
棉花	四一、六一四圓	六〇、六五六圓	七七、三九一四圓	四八、九七六圓	六三、九〇九圓
金納	七七、四四八	八六、四三	八四、五二三	六六、〇八九	九七、九一三

小作人に對する保護施設　小作人に對しては其の福利を增進する爲各種の保護及社會的施設を爲して居る。其の主なる事項は食糧の貸付、種子及籾の補給、衞生及慰安設備、凶歉救濟、組合事業に對する補助、農家子弟の奬學、優良小作稷（小作人組合）の表彰、農業倉庫の設置等である。

農産物の處分　農産物は其の大部分を鮮內に於て處分するが一部玄米又は白米は之を內地に移出販賣して居る。

朝鮮に於ける畑作事業　朝鮮に於ける畑作改良指導の目的を以て昭和八年十二月、恰かも同社創立二十五周年に相當せるを以て、之が記念事業として昭和九年五月黃海道新溪郡に農場を設け畑作を基調とする試驗を行ひ、傍ら牛、緬羊、豚、鷄及兎等の飼育試驗を行ふ爲、事業地二千五百十五町歩に有畜多角形農業を實施して居る。

農事改良　農事改良は土地改良と相俟つて生產力を增進する所以なれば、會社は創業以來之に力を致して居る。其の改良事項は深耕法の奬勵、改良種子の頒布、正條植の普及、金肥の配給及施用奬勵、綠肥栽培及堆肥の增造、玄米收納の奬勵、副業の奬勵、農具及農材の貸付、指導部落の指定、農事の講習及講話、品評會の開催、指導員の派遣等である。

農事改良事業區の設置　朝鮮に於ける農業の發達に先んずる爲には更に集約的なる施設及指導を必要とし、大正十四年以來土地改良及農事改良の徹底を期する爲、試驗的に農事改良區又は農業增產區を設置したが其の成績極めて良好なるを見、所謂模範農村の建設を意圖し、作業及交通の便否、行政區劃等を勘案し、比較的密接集團せる約二百町歩乃至三百町歩の地域的區分を爲し之を農區（經營單位地區）と名付け、而して農區の集合せるものを事業區と稱し、是等事業區に對しては合理的農事改良施設或は社員の駐在等を爲し、又は小作人の特殊的指導方法を講じ以て集約管理經營の實を擧げ、年々收量の增加を圖つて居る。

土木事業（開墾、干拓、水利事業）未墾地の利用、荒地の開墾或は水面の干拓等は朝鮮開發上須要なるを以て、會社は銳意之が經營を怠らず、更に進んでは地方關係者に資金を供給し、起工を援助する等の外水利組合の設立を助成して居る。

山林經營　朝鮮に於ける山林事業に關しては會社創業以來夙に治山治水の根本義に立脚し、明治四十三年黃海道に國有林約一萬町歩の貸付を受け、事業開始以來年々經營の歩を進め國有林野の貸付又は讓渡を受け、或は國、民有林を買收して適樹を適地に植栽し、或は天然生稚樹の選擇保育を爲し共の成績は概して良好である。

山林經營面積　昭和十三年六月末に於ける山林經營總面積は左の如く十一萬六千餘町歩にして年々赤松、黑松、唐松等を新植し、良好なる成林を爲して居る。

山林經營面積

所在地	國有林野借受地	國有林野讓受地	買收林	計
慶尙南部、京畿道、江原道、咸鏡南道咸鏡北道、黃海道	三〇、二一七町歩	五八、〇一一町歩	二七、八八一町歩	一一六、一〇九町歩

管理及保護　經營山林は主として京城、元山及沙里院の三支店管內に在るを以て、之に專屬技術員及社員を配置し管理保護の任に當らしむる外、更に山林監視、地元有力者に山監を囑託し兩々相俟つて保護及管理の實を擧げて居る。

造林事業　人工植栽又は天然保有に依り造林事業を營み、植栽林は年々新植を爲すと共に補植を爲し、又天然稚樹保育林に在りては漸次除伐を行ひ以て林相の整備を圖つて居る。昭和十三年六月末現在に於ける造林經營面積は十萬四千六百餘町歩である。

苗圃事業　造林用種苗は明治四十三年以來直營苗圃を設置して自給自足の方針を採り、餘剩苗は之を一般に配給して民間造林事業奬勵の一助と爲して居る。現在に於ける苗圃面積は約一萬三千八百餘坪にして、造林用幼苗約四百四十九萬餘本を生產して居る。

林產事業　大正十三年以來林產物の利用を企畫し、木炭（東拓木炭と呼稱す）の生產を直營すると共に用材の生產をも爲して居る。

竹林事業　朝鮮に於ける竹林經營地は慶尙南道、蟾津江及洛東江沿岸の比較的溫暖地にして、自然保育と共に新植竹林の造成を爲して居る。既に相當の成績を收め年々竹材及海苔養殖に用ゆる簀竹を供給して居る。昭和十三年六月末現在に於ける面積は二百八十九町歩餘である。

製鹽事業　關東州に於ける天日製鹽地調査の結果其の有望なるを認め、鹽田開設の計畫を樹てて工事に著手した。會社が關東廳より貸下を受けたる面積は登沙河の河口干潟地一千町歩及虢子窩地方の二千五百町歩を合せて約三千五百町歩にして、先づ登沙河河口地に東西二箇所五百七十町歩の鹽田を開設し、更に虢子窩地先に付ても鹽田開設工事を行ひ、其の第一期計畫として六百七十町歩に對しては既に昭和九年十二月之が竣功を見た。而して昭和十二年七月以降昭和十三年六月迄一ケ年間に於て之等兩鹽田より三萬四千百九十九噸餘を揚鹽した。

緬羊事業　朝鮮總督府の緬羊奬勵政策に順應し且つ北鮮開發の一助として、昭和七年より咸鏡北道慶源、穩城及訓戎竝に黃海道谷山に夫々牧羊場を設け、昭和八年蒙古種羊、ボーダーレスター種羊、コリデール種羊等を輸入して面羊の改良增殖を企圖した。偶々朝鮮總督府に於ける緬羊奬勵計畫の發表せらるるに及び同社は種羊供給の任に當り、毎年濠洲よりコリデール種羊を輸入し、目下各牧場に於て飼育中である。同社は是等多數の種羊を飼育增殖し、生產せる仔羊は道農會及郡農會等に配給し之が普及を圖つて居る。而して昭和十三年七月末現在に於ける前記牧羊場に亘り飼養せる羊は成羊七千三百〇六頭、仔羊五千九百九十一頭に上つて居る。

殖民事業　移住民の募集　明治四十三年第一回移住民を募集して以來每年一回宛募集し、昭和二年度迄十七回に亘り移住せしめた。然るに現在移住適地漸次缺乏を告げ、且つ既墾地に對する移住民の過剩收容は小作關係の複雜化を來す虞あるを以て、其の後之が募集を中止して居る。

移住民の種類　會社の收容せる移住民は會社の割當土地代金年賦完濟後土地所有權を得て地主と爲るを得べく、其の農地經營の方法及割當面積の多少に依り之を次の二種に區別して居る。

一　第一種移住民第一回より大正十年迄に募集したるものにして、田畑約二町歩を割當て共の割當地全部を自作す

る自作移住民である。

二　第二種移住民　大正十一年以後募集したるものにして、田畑約五町歩を割當て割當地の內一町歩以內を自作し、爾餘は小作に附する地主移住民である。

移住民の現在戶數及移住民に對する讓渡地　移住民に對する讓渡地は總て旣墾の社有地なるを以て、直に集約的農耕を行ふに於ては數年ならずして、內地に劣らぬ收穫を擧ぐることが出來る。昭和十三年六月末現在に於ける移住民戶數及割當地面積は左の通りである。

移住民戶數及割當地面積

道別	移住民戶數 第一種	移住民戶數 第二種	移住民戶數 計	割當地面積 田 町	割當地面積 田 歩	割當地面積 畑 町	割當地面積 畑 歩	割當地面積 計 町	割當地面積 計 歩
慶尙南道	六五一戶	八三戶	七三四戶	一、〇四八		一一		一、一五九	
慶尙北道	四〇一	二七	四二八	二二六		二九		二五五	
全羅南道	六一〇	八三	六九三	四五六		四一		四九七	
全羅北道	四八五	八五	五七〇	三八九		二六		四一五	
忠淸南道	二五五	三三	二八八	三一二		一七		三二八	
忠淸北道	一四	一	一五	九		一		一〇	
京畿道	五一五	一〇七	六二二	四七五		九三		五六八	
慶尙南道	七	三	一〇	一		二		一三	
江原道	一	一	五一七	一五		一五		一五	
黃海道	三七七	一四〇	五一七	一五		一五		一五	
平安北道	五	一	五	一		一		一	
合計	三、三二〇	五六三	三、八八三	二、九四六		三二〇		三、二六六	

移住民に對する保護及奬勵施設　移住民に對する保護及奬勵施設は移住費の貸付、種苗、肥料、農具等の貸付、農業上の指導、講習、移住民子弟の教育、衞生施設、宗教施設、優良移住民の待遇、副業の奬勵である。而して昭和十三年六月末に於ける移住費貸付殘高は十一萬五千餘圓である。

移住民の現狀　移住民の多くは米作を主とし、進歩せる耕種、肥培を爲し收穫、調製の改良を圖り、傍ら養蠶其の他の副業に從事して居る。而して是等米作法の改良、養蠶法の進歩は著しく、爲に鮮農に其の範を垂れ朝鮮農村の開發に貢獻するところ甚大である。斯くて移住民は何れも其の生命財産の安定を得、內鮮人渾然融和して共存共榮の實を擧げて居る。

間島自作農創定事業　間島、琿春地方に於ける移住鮮農救濟の爲、朝鮮總督府は自作農創定計畫を立案し、昭和七年より五箇年の豫定を以て之が實行に移り、而して同社は右創定資金の調達に當り、卽ち土地の購入、改良、住宅の建築、耕牛の購入其の他營農資金の貸付等を實施して居る。斯くて昭和十三年六月迄に二千八百戶を創定し、之等に對する同社の投資額は百六十八萬一千餘圓に達する。

特種事業　大正六年東拓法の改正に依り、滿蒙、中華民國及南洋等に進出するに及び左の諸事業を遂行して居る。

中東海林採木有限公司　吉林省に於て森林二十七萬餘町歩に對する伐採權を獲得し、滿洲國及日本側との官商合辨にて資本金三百五十萬圓の本公司を設立し、伐木事業及其の附帶事業を營んで居る。

中華民國に於ける棉作事業　中華民國江蘇省に於て棉作事業を經營する爲、中華民國有力實業家と共に裕華公司及新農公司を設立し、之に事業資金を供給して大正十三年より開墾に著手し、現在約四千三百町歩の開墾を了し漸次生産量を增加して居る。

天津紡績事業　天津郊外に在る裕大紡織公司（綿絲紡績及織布）に對し、債權整理の目的を以て大正十三年以降二十箇年間該公司工場經營の委託を受けたが、會社は更に之を專門業者（大福公司）に復委託して居るが、以來業績は順調に經過して居る。

ボルネオ土地經營　大正八年蘭領ボルネオ、パンジヤルマシンの近郊に於ける佛人の長期租借せる官有未墾地一萬二千町歩の權利讓渡を得、同地法令の下に蘭領印度拓殖會社を設立し、七百五十町歩に水田開發及椰子栽培の目的を以て大正十一年以降開墾に著手せしも其の成育思はしからず、其の後計畫を變更し目下は護謨栽培を爲して居る。

馬來半島に於ける土地經營　昭和五年七月馬來半島ジョホール州に於て護謨栽培の目的を以て五千二百八十一英反の土地を買收し差當り既成護謨園の改良を圖ると共に新に芽接優良樹の植付を爲し現在千八百五十英反の造園を了し之が管理保育に當つて居る。

滿洲國に於ける住宅經營　滿洲國に於ける新京其の他各都市の急激なる膨脹に伴ひ住宅は極度の拂底を來し、斯くて新京市公署、伊斯蘭協會等の要望に依り同社は之等の爲住宅の建設を爲し以て之が需要の緩和を圖つて居る。

臺灣拓殖株式會社

第二章　臺灣拓殖株式會社

第一節　設立の沿革

設立の趣旨　臺灣は始政以來年を閲すること四十餘年、諸般の施設漸次整ひ治績大に擧り、各種産業の發達眞に驚異に値するものがあるが、其の天惠と資源とを考察するときは、今後の企畫經營に俟つ所尠しとしない。殊に臺灣の地理的位置に鑑みるときは、更に南支南洋との經濟的提携を緊密にし、相互慶福の增進を圖ることは目下の急務である。臺灣總督府に於ては昭和十年秋、熱帶産業調査會を開催し、「臺灣島内に於ては拓殖事業及拓殖金融を行ふと共に南支南洋に於ては主として拓殖金融を行ひ以て邦人の南方發展に協力するが如き官民協力の特殊機關を設置するは有效適切なる方策なり」との答申を得たので、政府は之に基き法律に依る特殊會社を設立することとなつた。

設立の經過　政府は昭和十一年五月、第六十九回帝國議會に臺灣拓殖株式會社法案竝に之が關係豫算を提出したが、該法案に對し貴衆兩院に於て種々論議せられたが、五月二十六日議會の協賛を經て六月三日法律第四十三號を以て公布せられ、之が關係勅令たる臺灣拓殖株式會社法施行令は、七月三十日勅令第二百三十八號を以て公布せられ、執れも即日より施行せらるるに至つた。

本會社の資本金は三千萬圓にして、政府は會社の特殊使命に鑑み資本の半額即ち一千五百萬圓に相當する官有地を

現物出資土地の適正なる評價を期する爲、諸問機關として臺灣官有財産評價委員會を設置することとなり、昭和十一年七月二十九日勅令第二百三十九號を以て同委員會官制の公布を見るに至つた。仍て會長及委員の任命を終り、同委員會は三日間に亘り臺灣總督府に於て開催せられ、政府の出資土地に就き公正なる評價を見、一千五百萬圓に相當する官有出資土地が左の如く決定せられた。

一、田	七千九百九十九甲一分七厘五毛五糸	
一、畑	五千三百四十八甲八分一厘五毛一糸	
一、養魚池	一千二十二甲七分七厘三毛二糸	
一、建物敷地	一百四十七甲二分四厘八毛四糸	
一、山林原野	三百八十四甲八分六厘三毛一糸	
一、雜種地其の他	一百三十九甲一分七厘三毛七糸	
右價格	一千五百萬圓	

更に政府は會社設立に關する一切の事務を處理せしむる爲、七月三十日設立委員長、副委員長及七十九名の委員を任命し、委員會は八月二十四、二十五兩日に亘り東京に於て開催せられ、定款、設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書、其の他會社設立に必要なる事項等を審議決定し、同月二十七日拓務大臣の認可を得るに至つた。

斯くて設立準備は著々進捗し、愈々株式の募集に著手したのであるが、本會社の株式は總數六十萬株にして、前記政府の出資財産に對し三十萬株を割當て、殘餘の三十萬株中約十萬株を製糖會社に、約十萬株を其の他の資本團體等に割當て、殘り約十萬株に付ては一般より公募することとした。仍て九月十日より株式募集に著手したが、同日のみにて公募十萬株に對し約二十五倍の應募を見たので直に之を締切つた。仍て引續き株式の割當を行ひ、十月十四日第一回の拂込を完了し、次いで十一月二十四日第二回の設立委員會を終へ、翌二十五日創立總會を開催し、玆に臺灣拓殖株式會社の設立を見るに至つたのである。

第二節　會社の概要

會社の職制　本會社は臺灣及南支南洋に於ける拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的とし、資本金三千萬圓、內拂込濟額一千八百七十五萬圓にして、其の本店を臺北市に支店を臺中、臺南、高雄及東京に置き、出張所を臺東に置いて居る。會社は其の業務執行機關として社長、副社長各一人、常務理事三人、參與理事四人を、又業務監督機關として常任監事、監事各一人を置いてある。社長は會社を代表し其の業務を總理する。社長に事故あるときは副社長が其の職務を代理し、社長缺員のときは其の職務を行ふのである。副社長及理事は社長を輔佐し、定款の定むる所に從つて會社の業務を分掌し又は之に參與する。監事は會社の業務を監査する。

而して社長及副社長は拓務大臣の認可を經て臺灣總督之を任命し、其の任期は五年である。理事は株主總會に於て選擧したる二倍の候補者中より拓務大臣の認可を經て臺灣總督之を任命し、其の任期は四年である。監事は株主總會に於て之を選任し、其の任期は二年である。

本店は社長室、總務部、業務部、拓務部に分たれ更に社長室に秘書課、調査課、檢査課、總務部に文書課、經理課、業務部に企畫課、事業課、拓務部に土地課、拓殖課を置いて居る。

會社の特權及政府の監督竝に保護　會社は商法上の一般能力を有するは勿論、更に次の如き特權を賦與せられて居る。

一　資本增加に際し株金全額の拂込を要せざること　（臺拓法第五條）
二　拂込株金額の三倍を限り臺灣拓殖債券を發行し得ること　（臺拓法第七條）
而して政府は會社の性質に鑑み特別なる監督を爲すこととし、卽ち政府は會社に對し監督上必要なる命令を發し、會社をして重要事項に付政府の認可、許可を受けしむる等の外、臺灣拓殖株式會社監理官を置いて常時會社の業務を監視せしめて居る。他面、政府は會社事業の圓滿なる發達を期せしむる爲、適宜助成の途を講ずることとせる外、次の如き保護を與へて居る。
一　會社は民間株式に對し年六分の配當を爲し得る迄政府に對し配當することを要せず　（臺拓法第十三條）
二　民間株に對し七分の配當を行ひ得る狀態に至りたるとき政府に四分を配當し、八分以上に於て始めて官民同率の配當とす　（臺拓法第十四條）
三　本會社に於て行ふ移民其の他特殊事業に對して政府より相當の補助金を交付せらるる見込なり

會社の營業種目　本會社の業務は臺灣拓殖株式會社法施行令第五條に規定せらるる所にして、卽ち左の通りである。

一　拓殖の爲必要なる農業、林業、水産業及水利事業
二　拓殖の爲必要なる土地（土地に關する權利を含む）の取得、經營及處分
三　委託に依る土地の經營及管理
四　拓殖の爲必要なる移民事業
五　農業者、漁業者若は移民に對し拓殖上必要なる物品の供給又は其の生産品の買取、加工若は販賣
六　拓殖の爲必要なる資金の供給
七　前各號の事業に附帶する事業

八　前各號の外拓殖の爲必要なる事業

事業資金の構成

（一）　資本金　會社の資本金額は三千萬圓（一株金額五十圓、六十萬株）にして政府は其の半額を臺灣に於ける官有地價額一千五百萬圓に相當する土地を以つて現物出資と爲し、他の半額一千五百萬圓は民間から株式を募集して其の第一回拂込金（四分の一）三百七十五萬圓と合計一千八百七十五萬圓である。

（二）　社債　社債は臺灣拓殖株式會社法及同法施行令の定むる所に依り拓務大臣の認可を經て拂込株金額の三倍を限り之を發行する事が出來る尙現在の所未だ發行して居ない。

（三）　定期預り金　會社の定期預り金に關する規定は昭和十二年四月二日臺灣總督府令第四十號を以て定められて居る卽ち左の通である。

第一條　臺灣拓殖株式會社ハ左ノ各號ノ者ヨリ定期預リ金ヲ爲スコトヲ得
一　臺灣拓殖株式會社ヨリ資金ノ供給ヲ受ケタル者
二　臺灣拓殖株式會社ヨリ土地ノ貸付又ハ分讓ヲ受ケタル者
三　移民及移民事業ヲ行フ者
四　南支那又ハ南洋ニ於テ事業ヲ經營スル者

第二條　定期預リ金ハ臺灣拓殖株式會社資金供給規則第一條第一項第二號、第三號又ハ第九號ノ貸付ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三條　臺灣拓殖株式會社定期預リ金ニ關スル規程ヲ定メントスルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙現在の所未だ定期預り金は無い。

會社の經理　會社の營業年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄で一期決算である。

會社の利益金處分に付ては臺灣拓殖株式會社法第十一條及同法施行令第八條に依り政府の認可を要し且つ左の方法に依るものとして居る。（定款四十七條）

（一）利益金の百分の八以上　缺損補塡準備積立金

（二）利益金の百分の二以上　配當平均準備積立金

（三）利益金の百分の十以內　役員賞與金

（四）利益金の百分の五以內　職員退職給與積立金

（五）利益金の內より前四號の金額を引去りたる殘額は之を株主に配當し又は後期繰越金と爲すべし。

第三節　事業の概況

會社の事業は之を金融業、島內事業及島外事業に分つことが出來る。是等の事業に付概說すれば左の通である。

金融業　會社の拓殖資金供給の方法は昭和十二年四月二日臺灣總督府令三十九號臺灣拓殖株式會社資金供給規則に定められて居る。卽ち左の通である。

第一條　臺灣拓殖株式會社ニ於テ行フ資金ノ供給ハ左ノ方法ニ依ルベシ

一　移民ニ對シ二十年以內ノ年賦償還又ハ五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル不動產、鑛業權其ノ他不動產上ノ權利ヲ擔保トスル拓殖資金ノ貸付

二　特殊產物ノ生產者ニ對シ其ノ生產物ヲ質トスル一年以內ノ貸付

三　特殊產物買取代金ノ前貸

四　二十年以內ノ年賦償還又ハ五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル不動產、鑛業權其ノ他不動產上ノ權利ヲ擔保トスル拓殖資金ノ貸付

五　五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル不動產ヲ擔保トスル債權ヲ質トスル拓殖資金ノ貸付

六　五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル漁業權ヲ擔保トスル拓殖資金ノ貸付

七　農業者、林業者、漁業者、工業者及商業者（南支那又ハ南洋ニ於ケル商業者ニ限ル）五人以上連帶シテ債務ヲ負フ者ニ對シ五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル拓殖資金ノ無擔保貸付

八　移民事業其ノ他拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株式又ハ社債ノ應募引受又ハ買入

九　移民事業其ノ他拓殖事業ヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債券ヲ質トスル五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル拓殖資金ノ貸付

十　法令ノ規定ニ依リ設定シタル財團其ノ他確實ナル物件ヲ擔保トスル二十年以內ノ年賦償還又ハ五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル拓殖資金ノ貸付

前項第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得

第二條　擔保ハ第一順位ノモノナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ臺灣拓殖株式會社ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル効果ニ依リ新債ノ第一順位ノ擔保ト爲ルコトヲ得ベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　擔保ハ土地ニ在リテハ永續スベキ確實ナル收益ノ見込アルモノ、建物ニ在リテハ保險附ノモノナルコトヲ要ス

第四條　不動產、財團、鑛業權、漁業權又ハ不動產上ノ權利ヲ擔保トシテ貸付クル金額ハ臺灣拓殖株式會社ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以內トス

第五條　貸付金ノ年賦償還ニ付テハ五年以內ノ据置年限ヲ定ムベシ但シ据置年限間ノ利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　貸付金ノ利子及割引料ノ最高歩合ハ每營業年度ノ始ニ於テ臺灣總督ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條　臺灣拓殖株式會社第一條ノ規定ニ依ラズシテ資金ノ供給ヲ爲サントスルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ

第八條　臺灣拓殖株式會社拓殖資金ノ供給ニ關スル規程ヲ定メントスルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右により拓殖資金運用の方法を大別すれば貸付に依るものと株式及社債の應募引受に依るものとの二つになる。

貸付　貸付回收狀況左の通りである。

年度	貸付高	回收高	年度末現在高
昭和十一年度	六六、〇〇〇圓	七一、〇〇〇圓	六六、〇〇〇圓
昭和十二年度	一、〇六五、五七九	一、〇六〇、五七九	一、〇六〇、五七九

貸付金利率

昭和十三年度に於ける貸付金利率及手形割引料認可最高歩合は左の通りである。

臺灣內に於ける	貸付金利率	最高年八分
	手形割引率	最高年七分三厘
臺灣外に於ける	貸付金利率	最高年一割
	手形割引率	最高年九分一厘二毛五糸

而して右實行標準利率は日歩一錢七厘乃至一錢三厘である。

株式及社債の引受

會社名	本店所在地	設立年月	業務	資本金 公稱	資本金 拂込濟	總株數	臺拓引受 引受株數	臺拓引受 總拂込額	最近社債引受當配
臺灣棉花	臺北	昭和二、五、四	棉花ノ買入及繰棉	二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、五〇〇、〇〇〇圓	六〇、〇〇〇株	三、〇〇〇株	一五〇、〇〇〇圓	—
臺灣海運	高雄	同二、六、八	海陸運送	二、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇〇	二〇、〇〇〇	—
臺東興發	臺東	同二、四、一〇	人夫ノ募集及供給	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	二、五〇〇	—

臺灣國產自動車	臺北	昭和二、七、三〇	自動車及附屬品ノ製造販賣	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
福大公司	臺北	同　二、一二、一	南支那ニ於ケル諸事業	三、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
臺灣畜產興業	臺北	同　二、三、二九	畜產ノ加工並ニ販賣	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
南邦產業	高雄	同　二、四、一八	南洋山林開發ベニヤ製板	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
南興公司	臺北	同　二、六、一五	臺灣專賣品及原料ノ島外販賣	四五、〇〇〇、〇〇〇	一一、二五〇、〇〇〇
南日本鹽業	臺南	同　二、六、三〇	鹽及其ノ副產物ノ製造並ニ賣買	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
南邦金屬	臺北	同　二、七、二八	金屬製錬並ニ加工販賣	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
星規那產業	臺東	同　二、九、九	規那樹其ノ他ノ藥用啫好料類及一般有用植物ノ栽培	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
臺灣野蠶	臺中	同　二、二、二九	テグス蠶及其ノ他野蠶ノ生產	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
臺灣パルプ工業	臺中	同　二、三、二〇	パルプノ製造及加工	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇

島內事業　土地經營　政府出資土地一萬五千甲歩は從前通り之を小作に付する爲本年三月以降小作契約を締結中の處四月中右契約を完了した。昭和十二年度に於ける貸付甲數一四、九六八甲、貸付料收入一、五一一五三九圓、貸付件數一一、一七一件である。

移民事業　健全なる內地人を島內に定著せしむる爲本會社は臺灣總督府の計畫に基き國庫の補助を得て、官有未墾地に移民村を建設し以つて內臺融和を圖らんとするものである。

栽培及加工事業　臺灣の氣候風土を利用して、現在全部を輸入に仰ぎ居る棉花の國內生產を奬勵する爲に本年五月臺灣棉花株式會社（資本金三百萬圓、拂込額七十五萬圓、全額臺拓の出資）を設立して棉花の買入、繰棉等を行ひ原料纖維國策に寄與せんとするものである。又蓖麻、苧麻、キヤツサバ、規那樹等の栽培及パルプの生產奬勵等の事業を營むものである。

アセトンフタノール工業　甘藷を原料として總督府中央研究所の研究に成れる特許方法に依り差當り年產三千石程度の設備を以て本事業開始の準備中である。

島外事業　福建省を中心として南支との經濟提携を促進し南支の資源開發を行ひ相互福利を增進する目的を以つて臺拓が中心となり株式會社福大公司を設立した、右は資本金三百萬圓（一株金額五十圓總株數六萬株、第一回拂込四分の一）である。

佛領印度支那に於ける鐵鑛業　佛領印度支那に於ける鑛物資源開發の目的を以て昭和十三年一月二十日河內に佛國法人たる印度支那產業株式會社（資本金十萬比弗、一萬株、臺拓全額出資）を設立し鐵鑛石の輸入を開始した。

英領馬來に於ける鐵鑛業　英領馬來ジヨホール州の邦人經營に係る鐵鑛開發の爲に融資を爲し事業の發展を助成しつゝある。

其の他の事業　右の外遲羅に於ける農企業、蘭領東印度リオ群島に於ける護謨栽培等がある。

ひ其の得たる土地を分譲して將來堅實なる自作農を創設する豫定である。

南洋拓殖株式會社

第三章　南洋拓殖株式會社

第一節　設立の沿革

設立の趣旨　南洋群島は大正三年、我國の統治開始以來其の面目を一新し、各般の施設大いに備り産業の開發も亦目醒しき進歩を遂ぐるに至つた。然れ共本群島の資源と地理的位置とに鑑みるときは、今後の企畫經營に依り一層共の産業的發展を促進し、以て外南洋方面との經濟的提携を圖ることは目下の急務に屬する。而して是等の事業は獨り政府の力のみを以てしては、到底完全なる効果を收むることは困難にして、官民一致協力事に當ることが必要である。昭和十年十月、拓務省に於て開催せられたる南洋群島開發調査委員會に於ても同樣趣旨の答申ありたるを以て、拓務省に於ては前記趣旨竝に方針に基き竝に南洋拓殖株式會社設立の計畫を進めたのである。

設立の經過　政府は昭和十一年五月、第六十九回帝國議會に會社設立に關する豫算を提出して協賛を經、次いで昭和十一年七月二十七日勅令第二百二十八號を以て南洋拓殖株式會社令の公布施行を見るに至つた。

本會社の資本金は二千萬圓にして、政府は會社の基礎を強化ならしむる爲、アンガウル及フハエス兩島に於ける燐鑛の採掘に關する權利及之に附屬する財産を現物出資することとなり、而して右現物出資財産の評價は能ふ限り公正、妥當を期する爲、政府の諸問機關として昭和十一年七月二十七日、勅令第二百二十九號を以て、南洋群島官有財産評價委員會官制の公布を見るに至つた。仍て會長及委員の任命を終り、同委員は前後三回に亘つて會議を開催し、政

府出資財産の價額を一千五十四萬六千圓に評價するを適當とし、之を拓務大臣に答申したので、政府は之に基き右を以て出資財産の價額と決定した。

次いで昭和十一年七月二十七日、同會社令第二十八條の規定に基き設立委員長及二十八名の設立委員を任命して設立委員會を構成せしめ、更に委員會の事務を處理せしむる爲、東京に設立事務所を開設した。而して設立委員等は前後二回に亙つて設立委員會を開催し、定款其の他を審議決定し、定款は八月三十一日拓務大臣の認可を得るに至つた。

斯くて設立準備は着々進捗し、愈々株式の募集に着手したのであるが、本會社の株式は總數四十萬株にして、前記政府の現物出資財産に對し割當つる二十一萬九百二十株を控除せる殘餘の十八萬九千八十株に就ては、其の中十三萬九千八十株は南洋群島に於ける拓殖事業關係者其の他に所謂贊成人として之を割當て、他の五萬株を一般に公募した。而して十月十六日を期限として第一回の拂込を完了し、次いで十一月二十六日第三回設立委員會を終へ、翌二十七日東京市に於て創立總會を開催し、玆に南洋拓殖株式會社の設立を見るに至つたのである。

第二節　會社の組織及經理

資本　會社の資本金は二千萬圓、內拂込濟額一千五百二十七萬三千圓にして、之が詳細は左表の通りである。（以下諸計數は何れも單位未滿四捨五入す、從つて計算上符合せざる處もあり）

區別	總額	內譯 政府出資	內譯 民間出資
總公稱資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓		
拂込濟資本金	一五、二七三、〇〇〇	一〇、五四六、〇〇〇圓	九、四五四、〇〇〇圓
株式數	四〇〇、〇〇〇株	一〇、五四六、〇〇〇	四、七二七、〇〇〇
一株金額	—	二一〇、九二〇株	一八九、〇八〇株
一株拂込額	—	五〇、〇〇圓	五〇、〇〇圓
		五〇、〇〇	二五、〇〇

右の內政府の出資に係る一千五十四萬六千圓は南洋廳長官の管理に屬したるアンガウル及フハエス兩島に於ける燐鑛の採掘に關する權利及之に附屬する財産を評價し現物出資せられたるものである。

昭和十三年九月一日現在に於ける株主の數は千百九十名である。

會社の職制　會社は南洋群島及南洋方面に於ける拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的とするものにして、其の本店を南洋群島パラオ諸島コロール島に置き、支店を東京市に置いて居る。

會社は業務執行機關として社長一人、理事四人を、業務參與機關として參與理事三人を、又業務監査機關として監事二人を置いて居る。社長は會社を代表し其の業務を總理する。社長事故あるときは定款の定むる所に從ひ理事中の一人が其の職務を代理し、社長缺員のときは其の職務を行ふのである。理事は社長を輔佐し定款の定むる所に從ひ會社

の業務を分掌し又は之に參與する。監事は會社の業務を監査する。而して社長は拓務大臣の奏請に依り內閣に於て之を任命し、其の任期は五年である。理事は株主總會に於て選擧したる二倍の候補者中より拓務大臣之を任命し、其の任期は四年である。監事は株主總會に於て選任し、其の任期は二年である。

本店は庶務、經理及業務の三課並に調査班に分たれ、更にアンガウル鑛業所及フハエス鑛業所を直轄し、東京支店は總務、經理及業務の三課に分たれて居る。

會社の特別能力並に政府の監督及保護　特別能力　會社は商法上の一般能力を有するのは勿論、更に次の如き特權を賦與せられて居る。

一　資本增加に際し株金全額の拂込を要せざること（南拓令第四條）

二　拂込資本金額の三倍を限り南洋拓殖債券を發行し得ること（南拓令第十二條）

政府の監督　政府は會社の性質に鑑み南洋拓殖株式會社令其の他の規定に基づき特別なる監督を爲して居る。卽ち政府は會社に對し監督上必要なる命令を發し又會社をして重要なる事項に付認可、許可等を受けしむる外、南洋拓殖株式會社監理官を置いて常時會社の業務を監視せしめて居る。

政府の保護　他面政府は會社の事業の圓滿なる發達を期せしむる爲、每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年六分の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せざることとして居る。

會社の業務地域及業務範圍　業務地域　會社の營業地域は南洋群島一圓にして、南洋群島以外の地域に於て事業を營まんとするときは其の地域に付政府の認可を要することとなつて居る。而して現在南洋群島以外の地域にして政府の認可を受け事業經營中の所は「セレベス海、マカツサル海峽、バリ島及東經百十度、南緯二十度の點を結ぶ線以東にして南緯二十度以北の外南洋及北濠洲」である。

業務範圍　會社の業務は同會社令第九條に規定せらるる所にして、卽ち左の通りである。

（一）拓殖の爲必要なる農業、水產業、鑛業及海運業

（二）拓殖の爲必要なる移民事業

（三）拓殖の爲必要なる土地（借地權其の他の土地に關する權利を含む）の取得、經營及處分

（四）委託に依る土地の經營及管理

（五）農業者、漁業者若は移民に對し拓殖上必要なる物品の供給又は其の生產品の買取、加工若は販賣

（六）拓殖の爲必要なる資金の供給

（七）前各號の事業に附帶する業務

（八）前各號の外拓殖の爲必要なる事業

敍上の外定期預り金を爲し（南拓令第十條）、且つ銀行業務の代理を爲す（南拓令第十一條）ことを得る。

會社の經理及業績　會社は昭和十一年十一月二十七日設立後十二月三十一日を以て第一期決算を締切つたが、此の間は所謂創業準備中なりしを以て收支計算其の他には何等見るべきものがなかつた。然るに昭和十二年一月一日南洋廳より燐鑛採掘事業の實際引繼を受くるに及び、直ちにアンガウル島に於ける燐鑛の採掘精製事業を開始し、更に昭和十三年六月よりフハエス島に於ける燐鑛採掘を開始せる外南洋群島及外南洋方面に於ける各種の事業に染手するに至り、其の業績も極めて順調にして斯くて第二期以降年六分配當を繼續して居る。

會社設立後四期間各期末に於ける財産の概況を示せば左表の通りである。

各期末に於ける財産狀況

期別	借方								貸方							
	未拂込資本金	鑛業權	固定資産	貸付金	株券及債券	預金及現金	其の他	合計	資本金	諸準備金	借入金	定期預り金	其の他	前期繰越金	當期純益金	合計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
昭和十一年下期	七、〇九一	一〇、五七〇		—	—	二、二五六	八四	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	(〇、三)	二〇、〇〇〇
昭和十二年上期	七、〇九一	九、五七一	一、〇四〇	一三七	一、二八九	一、〇〇七	八二九	二〇、九六三	二〇、〇〇〇	(〇、三)	—	—	三六七	—	五九六	二〇、九六三
昭和十二年下期	七、〇九一	九、四二〇	一、〇六五	五七九	二、三八九	一、〇七七	一、八七四	二三、四九五	二〇、〇〇〇	六〇	二、〇〇〇	二八四	四五二	一〇九	五九〇	二三、四九五
昭和十三年上期	四、七二七	八、九八五	一、三八九	一、三四九	四、一二三	七九三	二、九〇三	二四、二六八	二〇、〇〇〇	一七〇	二、〇〇〇	二七一	六四七	一六二	一、〇一八	二四、二六八

同じく四期間に於ける損益の狀況を示せば左表の通りである。

各期中に於ける損益狀況

期別	利益金				損失金				差引純益金
	燐鑛收入	其の他收入	合計	營業費	仕拂利息	償却金	合計		
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓		千圓
昭和十一年下期	—	九	九	九	—	—	九		(〇、三)
昭和十二年上期	一、二四七	三九	一、二八六	三九四	—	二九六	六九〇		五九六
昭和十二年下期	一、三三六	八六	一、四二二	五九四	八	二二九	八三一		五九〇
昭和十三年上期	二、八三九	一四六	二、九八五	一、〇七一	六三	八三三	一、九六七		一、〇一八

會社の利益金處分に關しては同會社令第十五條の規定に依り政府の認可を要することとなつて居る。而して之が處分は同會社令第十六條及同社定款第五十四條の規定に依り左の方法に依ることとなつて居る。

一　純益金の百分の八以上　　缺損補塡準備積立金
二　純益金の百分の二以上　　配當平均準備積立金
三　純益金の百分の十以下　　役員賞與金及交際費
四　利益金の內より以上の金額を引去りたる殘額　　株主配當金及後期繰越金
五　株主總會の決議に依り前記準備積立金以外の特別積立金を爲すことを得る。

設立後四期間に於ける利益金處分狀況を示せば左の通りである。

利益金處分狀況竝に利益率と配當率との關係

期別	利益金			之が處分							
	當期純益金	前期繰越金	計	缺損補塡準備積立金	配當平均準備積立金	事業調査積立金	株主配當金	役員賞與金及交際費	後期繰越金	純益金ノ拂込資本額に對する率	配當率
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	年%	年%
昭和十一年下期	(〇・三)	—	(〇・三)	(〇・二)	(〇・一)	—	—	—	—	—	—
昭和十二年上期	五九六	—	五九六	四八	一二	—	三八七	四〇	一〇九	九・二	六・〇

昭和十二年下期	五九〇	一〇九	六九九	四八	一二	五〇	三八七	四〇	一六二	九・一	六・〇
昭和十三年上期	一、〇一八	一六二	一、一八〇	八二	二一	五〇	四二三	四〇	五六四	一四・四	六・〇

第三節　事業概況

會社の事業は大體之を直營事業竝に關係會社に對する投資事業の二つに分つことを得る。

第一　直營事業　現在會社に於て直營せる主なる事業は貸付業務、燐鑛採掘事業及代理店業務等である。

貸付業務　會社の拓殖資金供給の方法は同社定款第三十五條に明示するところして卽ち左の通りである。

（一）移民に對し二十五年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る移住費の貸付

（二）生産者に對し其の生産物を擔保とする一年以內の貸付

（三）三十年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る不動產、鑛業、漁業又は林業に關する權利を擔保とする貸付

（四）公共團體又は特別の法令に依り組織したる產業に關する組合に對し三十年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る無擔保貸付

（五）農業者、林業者又は水產業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對し五年以內の定期償還の方法に依る無擔保貸付

（六）拓殖事業を營むことを目的とする會社の株式又は社債の應募、引受又は取得

（七）拓殖事業を營むことを目的とする會社の株式又は社債を質とする五年以內の定期償還の方法に依る貸付

（八）法令の規定に依り設定したる財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以內の年賦償還又は五年以內の定期償還の方法に依る貸付

右により拓殖資金運用の方法を大別すれば貸付に依るものと株式又は社債の應募又は引受に依るもの（第二項關係會社に對する投資事業參照）との二となすことを得る。

貸付　會社設立以來南洋群島及外南洋方面に於ける拓殖資金の貸付高は漸次增加し昭和十三年六月末に於ける貸付金現在高は左の通りである。

水產事業	一、二五〇、八五〇圓	
電氣事業	四五、〇〇〇	
其の他	五三、〇七五	
合計	一、三四八、九二五	

燐鑛採掘事業　アンガウル島に於ける燐鑛採掘事業　昭和十二年一月一日南洋廳より引繼を了したるアンガウル島燐鑛區は面積百二十五萬三千餘坪、埋藏鑛量原鑛約二百萬噸にして、爾來採鑛を行ひ昭和十二年中に於て原鑛十一萬七千餘噸を採掘し九萬三千三百餘噸の精鑛を生產し、精鑛八萬九千八百餘噸を內地に移出販賣した。

フハエス島に於ける燐鑛採掘事業　アンガウル島と同樣昭和十二年一月一日南洋廳より引繼を受けたるものにして、鑛區面積五十二萬六千餘坪、埋藏鑛量原鑛約五十萬噸なるが、全然未稼行なりし爲曩に採鑛設備建設に着手したる處漸く昭和十三年六月設備を完成して採鑛に着手した。

燐鑛事業に對する投資額　昭和十三年六月末現在アンガウル及フハエス兩島に於ける燐鑛事業に對する固定投資額は九百九十萬四千餘圓である。

代理店業務　日本郵船株式會社代理店業務　昭和十二年二月一日日本郵船株式會社との間に代理店契約を締結し、同社船のアンガウル港出入の際に於ける貨客、郵便物取扱業務を開始した。

日本銀行代理店業務　昭和十二年四月二十日日本銀行との間に代理店契約を締結し、日本銀行パラオ代理店として國庫金の取扱事務を開始した。而して現在主として南洋廳關係歲入歲出金の取扱を爲して居る。

其の他の事業　パラオ諸島アウルプシエカル島に造船所を建設し小型船舶の建造修繕を爲し、又南拓丸其の他の船舶運航事業、コロール島に於ける舍宅の建築經營等を爲して居る。

第二　關係會社に對する投資事業　南洋拓殖株式會社定款第三十五條の規定に依り會社は拓殖事業を營むことを目的とする他會社の株式又は社債の應募、引受又は取得を爲すことを得るので、自ら別途會社を設立して拓殖事業の經營を遂行せしむる外、此の種事業經營を目的とする他會社の設立をも援助して居る。而して之等會社は所謂關係會社と稱せらるるものにして昭和十三年六月末に於ける主なるものを擧ぐれば次の通りである。

太洋眞珠株式會社　北濠洲アラフラ海に於ける眞珠貝（白蝶貝）採取事業は我が南方水產業中重要なる一部門を爲すを以て其の保護統制をなす爲、南拓は和歌山縣下業者と提携し、同年五月其の本店を南洋群島パラオ諸島コロール島に置き、資本金百二十萬圓、株式數二萬四千株を以て本會社を設立せしめ、南拓は右株式中二萬三千五百株（九七%）を引受けた。目下アラフラ海方面に於て眞珠貝の採取を爲して居る。

南拓鳳梨株式會社　南洋群島パラオ本島其の他に於て鳳梨罐詰製造事業を行ふ目的を以て同年五月其の本店をパラオ諸島コロール島に置き資本金二百萬圓、株式數四萬株、を以て本會社を設立せしめ、南拓は右會社の株式中二萬八百六十株（五二%）を所有して居る。而して會社は設立と共に南洋鳳梨及祭原商店兩會社の既存設備及營業權一切を買收し目下事業經營中である。

南洋アルミニウム鑛業株式會社　南洋群島パラオ、ヤップ、ポナペ各諸島に亘り埋藏せらるるボーキサイト鑛は良質且多量なるに依り、之が採掘及精製をなす爲、南拓は三井鑛山株式會社と提携し、同年六月其の本店をパラオ諸島コロール島に置き、資本金二百萬圓、株式數四萬株、を以て本會社を設立せしめ、南拓は右株式中一萬五千二百五十株（三八%）を引受けた。最近パラオ本島に於て採鑛設備を完成し目下採鑛を爲しつゝある。

南洋電氣株式會社　近時南洋群島に於ける產業の開發は目覺しく之に伴ひ一般に豐富廉價なる電力、電燈の供給を爲すは最も喫緊事なるに鑑み、南拓は南洋電力株式會社と提携し同年六月其の本店をパラ諸島コロール島に置き、資本金五十萬圓、株式數一萬株を以て本會社を設立せしめ、南拓は總株式中五千株（五〇%）を引受けた。目下コロール島に於て火力發電設備を完成し配電中である。

南興水產株式會社　本會社は昭和十一年一月其の本店を南洋群島パラオに置き資本金百二十萬圓を以て設立せられ、南洋群島に於て鰹、鮪等の漁獲、鰹節製造、罐詰製造、製氷等の諸事業を經營しつゝあつた處南洋群島に於ける水產事業統制上昭和十二年十二月南拓は本會社の株式を買收し、以て本會社事業の經營權を掌握するに至つた。其の後事業擴張の爲增資を爲し現在資本金二百七十萬圓、全額拂込濟、株式數五萬四千株にして其の內南拓は二萬六千百九十株（四九%）を所有して居る。

日本眞珠株式會社　北濠洲アラフラ海に於ける眞珠貝採取事業は近年著しき發展を遂げたるが他面之が事業の統制

を必要とするに至り之が爲昭和十三年一月資本金五十萬圓を以て本會社を設立し、同方面に於て同事業經營中の太洋眞珠株式會社及海洋殖産株式會社の所有に係る運搬船及之に關聯する營業權一切を買收し採取員の運搬及物資の配給、資金の供給等に當ることとなつた。其の後所要資金增加の爲增資を爲し現在資本金百五十萬圓全額拂込濟、株式數三萬株にして其の內南拓は一萬四千八百七十五株（五〇％）を所有して居る。

南拓の關係會社に對する投資額　右の如く南拓の株式引受又は取得に依る關係會社は昭和十三年六月末現在に於て九社にして、其の總投資額（株式拂込金）は三百六十三萬一千餘圓に達して居る。

滿洲拓植公社及滿洲拓植委員會

第四章　滿洲拓植公社及滿洲拓植委員會

第一節　設立の沿革

設立の趣旨　滿洲國建國に際し日滿兩國は其の一體不可分の關係を基調として民族協和の實を發揚せんことを宣明し、日滿兩國は日本國民の滿洲國移住に依り

（一）　建國精神の擴充

（二）　國防の充實

（三）　產業の開發

（四）　文化の向上

（五）　各種社會問題の解決

等に對し受益する處多きものあり、故に日本國民の滿洲移住は國策的意義を有することに於て我國の諸他の邦土に對する移民に比し特殊的重要性を有し且近時の國際情勢に照し遷延を許さざる緊要性を有するものである。

而して舊滿洲拓殖株式會社は移民國策決定に至る迄取敢へず移住用既商租地百萬町歩の管理を爲すことを主たる目的として設立せられたる暫行的性質のものなりしが昭和十一年八月日本國政府に於て百萬戶移住を目標とする大量移民送致の國策の確立を見るに至りたる結果同會社をも亦之に卽應する强力なる機關として其の組織竝に資力を擴大强

化し以て右國策の遂行に遺憾なからしむるの要あるに至つた。仍つて同會社を改組擴充する精神の下に日滿兩國間に「滿洲拓植公社の設立に關する協定」（昭和十二年八月四日附官報條約第十一號）を締結し之に基き新に恒久的性質を有する日滿兩國籍特殊法人たる本公社の設立を見るに至つた。設立月日は八月三十一日業務開始は九月一日である。

設立の經過　政府は滿洲拓植公社設立の爲日滿兩國間に協定を締結することとし同協定案を昭和十二年七月初旬閣議に附議可決し同月末樞密院の御諮詢を經たる後、昭和十二年八月二日新京に於て帝國特命全權大使と滿洲帝國國務總理大臣との間に於て該協定に署名調印を了し、次いで同月四日附官報條約第十一號を以て「滿洲拓植公社の設立に關する協定」の公布を見るに至つた。

此の協定成立に依り同年八日五日、日滿兩國政府は條約第二十條の規定に基き各十五名の設立委員を任命して設立委員會を構成せしめ、更に委員會の事務を處理せしむる爲、新京に設立事務所を開設した。而して設立委員等は着々準備を進捗せしめ日本側委員は東京に於て八月十日第一回の設立打合せを爲し、愈々同月二十七日より兩國委員は新京に於て設立委員會を開催し、定款の決定及拓務大臣の認可、株主の決定を經、同月二十八日拓務大臣の設立許可を得、設立委員會を終へた。次いで同月三十一日、本公社創立總會を開催同日登記を了して茲にその設立を見、九月一日より公社は其の營業を開始した。

本公社は資本額滿洲國國幣五千萬圓にして日滿兩國政府は公社の國策的重要性に鑑み各壹千五百萬圓を出資し、殘り貳千萬圓は南滿洲鐵道株式會社、三井合名會社、三菱合資會社、住友本社、東洋拓殖株式會社より共の出資を見るに至つた。

公社は斯くて舊滿洲拓植株式會社の業務財産の一切を買收繼承し、舊滿洲拓植株式會社は共の暫行的機關としての使命を果して解散したのである。

第二節　公社の概要

公社の職制　本公社は滿洲國に於ける開拓移住の助成に關する事業の經營を目的とし資本額滿洲國國幣五千萬圓、內拂込濟額三千三百三十萬圓にして、共の本店を新京に置き、支社を東京市に置いて居る。公社は共の行務執行機關として總裁一人、理事五人を、又業務監査機關として監事二人を置いてある。

總裁は公社を代表し共の業務を總理する。總裁事故あるときは協定の定むる所に從つて理事中の一人が共の職務を代表し、總裁缺員のときは共の職務を行ふのである。理事は總裁を輔佐し、協定の定むる所に從つて公社の業務を分掌する。

監事は公社の業務を監査する。而して總裁及理事は日滿兩國政府之を任命し、共の任期は總裁は五年、理事は四年である。監事は株主總會に於て日滿兩國の何れか一方の國民たる株主中より選任したるものに對し日滿兩國政府の認可を受け、共の任期は三年である。

公社の特權及政府の監督竝に保護　公社は「滿洲拓植公社設立に關する協定」に依り次の如き特權を賦與せられて居る。

（一）資本增加に關する特權

公社は株金全額の拂込前と雖も共の資本を增加することを得るものとす。

（二）株式の所有及讓渡の制限

本公社の株式は日滿兩國政府、公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上、又は資本の半額以上、若は議決權の過半數が兩國の國民又は法人に屬するものに限り所有することを得。又株式は公社の同意を得るに非ざれば之を他人に讓渡することを得ざるものとす。

(三)　株式配當及社債發行に關する特權

日滿兩國政府持株以外の株式に對する利益配當は每營業年度其の拂込株金額に對し年三分五厘の割合に達する迄政府持株に優先して之を爲すことを得。

社債發行額を資本金の十倍迄とし日滿兩國政府に於て其の元利支拂を保證するものとす。

(四)　租稅公課の免除

滿洲國政府は本公社に對し登錄稅、法人營業稅、契稅、本稅及牲畜稅は之を免除するものとす。又本公社より移住者に土地を分讓する場合移住者に對し契稅を免除するものとす。

(五)　公社が移住者に讓渡したる財産の處分制限

公社が移住者に讓渡したる不動産及不動産上の權利の移轉(相續に因る場合を除く)、貸付又は之に對する物權の設定、若は移轉(相續に因る場合を除く)は公社の承諾を得るに非されば其の效力を生ぜざるものとす。

而して日滿兩國政府は公社の性質の特殊性に鑑み愼重なる監督を爲すこととし、公社に對し監督上必要なる命令を發し、又公社をして重要事項に就き認可、許可を受けしむることとして居る。尙日滿兩國政府は常時公社の業務の連絡統制ある監督事務遂行の爲滿洲國新京に滿洲拓植委員會を設置したのである。本委員會に就ては別記することとする。

公社の營業種目　本公社は定款第二條に規定せらるる所に從ひ、滿洲國に於ける移住を助成し滿洲國國土の開發を爲すため左の業務を營むことを以て其の目的として居る。

(一)　移住者に必要なる施設及其の經營

(二)　移住者に必要なる資金の貸付

(三)　移住用土地の取得、管理及分讓

(四)　移住者に必要なる事業の經營を目的とする會社又は組合に對する出資及金融

(五)　前各號の事業に附帶する業務

而して現在經營中の事業は大體次の如きものである。

(一)　移住地經營として拓務省滿洲農業移民本隊の入植前に家屋の建設竝に開墾及水利施設等移住に必要なる準備事業を行ひつつある。

(二)　今後の拓務省農業移民の爲目下その適地調査を全滿四十ケ所に亘つて行つてゐる。(昭和十三年十一月末現在)

(三)　公社は移住者に必要なる資金を左記の通り貸付けてゐる。

拓務省農業移民團	一二、八一六、六六六圓五二
自由移民團	一、五〇五、五九〇圓五一
共他關係團體	六〇七、九六三圓二七
計	一四、九三〇、二二〇圓三〇

(四)　移住用土地として取得せるもの昭和十二年末現在に於て面積三百三十七萬一千九百二十七町歩に及んでゐる

が、昭和十三年度に於ては六百六十七萬三千三百八十一町歩を買收する豫定にして、既に大半は買收事務完了濟である。

(五)　滿洲國內に於ける家畜の需給を調整すると共に畜産物の處理を行ふことを目的とする。滿洲畜産股份有限公司は移民團に對する家畜の供給を主要なる業務と爲すものなるを以て本公社は同公司總株數十萬株中三萬株を引受け、總額百五十萬圓の出資を爲して居る。

第三節　滿洲拓植委員會

日滿兩國政府は本公社設立に關する條約第十四條に基き九月一日滿洲國新京に滿洲拓植委員會を設置し本公社の業務の監督上齟齬なからしめ十分なる連絡統制あらしむることを期した。卽ち同委員會は日滿兩國共同の機關として公社の業務の監督上必要なる命令を爲すと共に必要に應じ滿洲國に於ける移民に關する一切の事項に就き日滿兩國政府に建議することが出來る。

委員會の構成は協定附屬書の定むる所に從ひ日滿兩國政府に依り任命された各六名の委員及臨時委員を以て組織され、會長は委員中より互選することとなつてゐる。會長は委員會を代表し且會議の議長と爲つてゐる。尙同委員會には會の常務を處理する爲に委員會に滿洲拓植委員會事務局を置き委員會に於て選任する委員若干名竝に隨員及書記の全員を以て之を構成してゐる。事務局の事務を掌理する事務局長は前項の委員中より會長之を命ずることとなつてゐる。

委員會の經費は日滿兩國政府に於て均等に分擔してゐる。

移植民

社　　神

社神るなと心中の合結的神精の員團民移

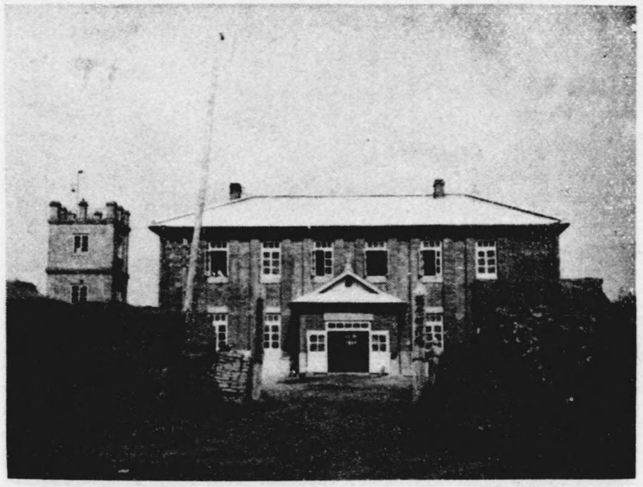

場　役　村

る上來出が場役村な派立ばれなに村てし立獨が團民移

見事な蔬菜類

移住地では土地が肥沃なので立派な蔬菜が出來る

食器洗ひ

調練所で一番樂しい食事の後で各自に食器を洗ふ

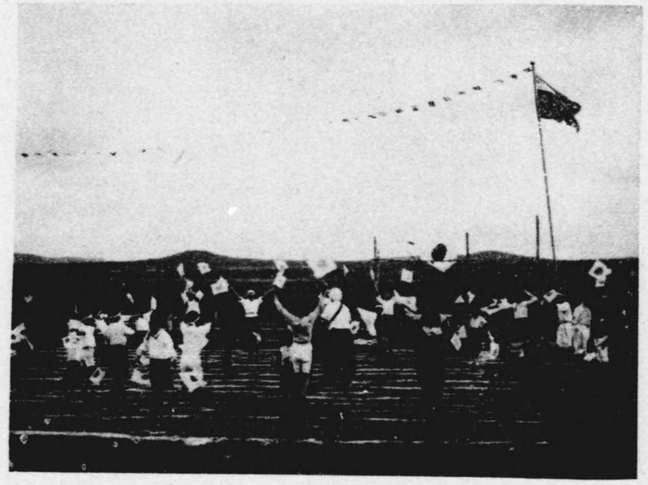

運動會

年を經るに從て小學校生徒も殖へ樂しい運動會も開く

診察

人口の增加と共に醫者も段々と多忙になるな

芋　と　り

北滿の曠野には種々の芋が生える

宿舍に歸へつて

一日の訓練も終り宿舍に歸へつて一と休み

蔬菜の收穫

一人當二町歩の實習耕地で作つた蔬菜

饅頭作り

オヤツの饅頭も義勇軍の手で作る

瓜南ヤシロ

民村の面滿色喜り跨打に瓜南だん結を實に事見

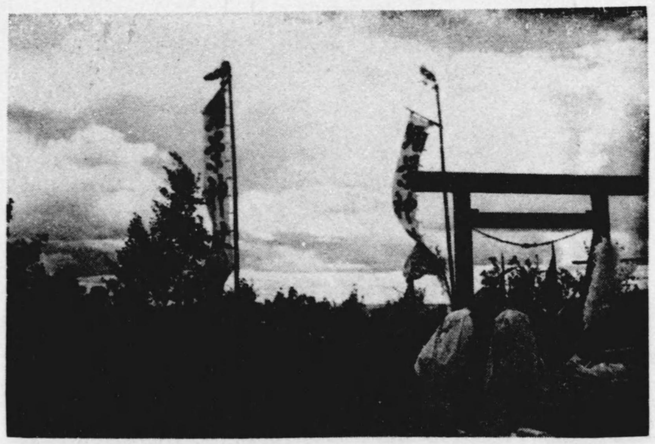

禮祭

山の幸を祭殿に供へ萬神に豐作を告る彌榮村の人々

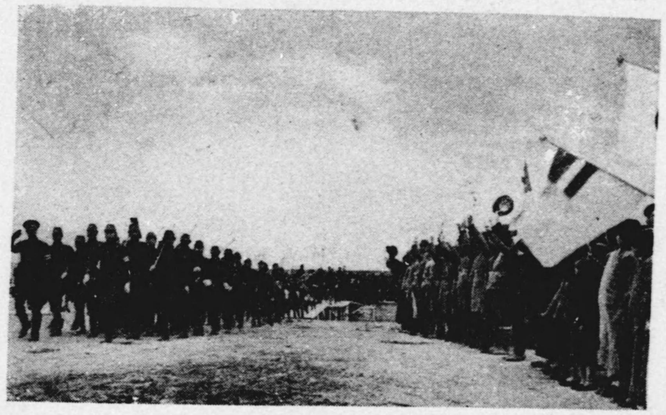

植入地現の民移年青

隊遣先とんせか咲花の和協族五し設建を土樂の綠
滿人達の歡迎裡に入植する青年移民の勇姿

穫收

農方一むしそいてしと々孜に練教に科學
民移年青ふ味をび喜の穫收け受も導指事

面正所養教住移立國戸神るす泊宿間週一約前船乗が者住移米南

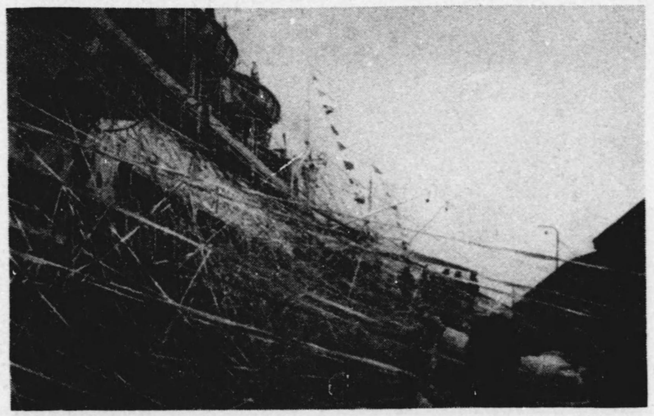

に正今が(噸〇〇〇、〇一約)船米南社會船商阪大
景光るすとんせ帆出を港戸神

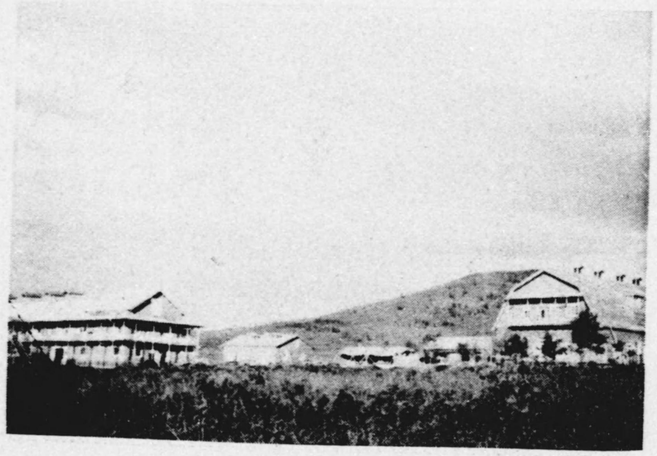

場　畜　種

む進に月に日は設施諸の地住移滿北てつ向に現實想理

穀　　脫

民移年青るすを穀脫の麥小てし用使をーヤシツレス

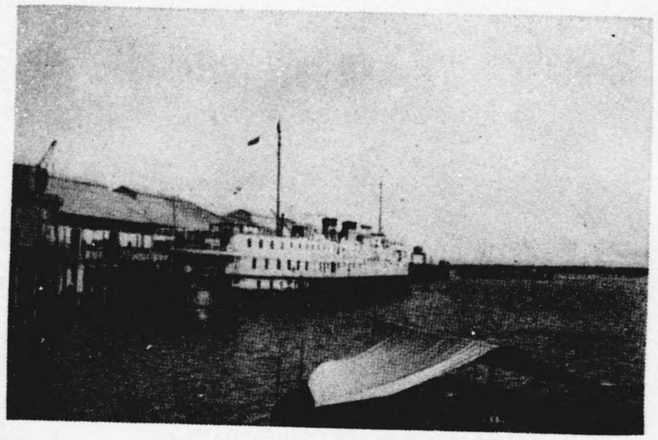

パラグアイ國アスンシオン移住者上陸埠頭

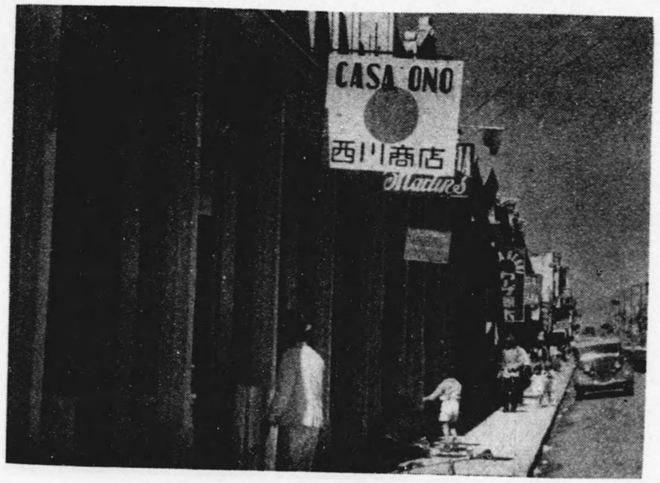

伯國サンパウロ州内に於ける邦人の商業的發展狀況

第五編　移植民及海外拓殖事業

第一章　移　植　民

第一節　移植民の沿革

南米移民の沿革　**創始時代**　我國の海外發展は遠く足利時代に始まり、慶長の頃既に海外へ渡航した者もあつたが、明治以前に於ける渡航者には移植民として考究すべき問題少なく、從つて明治以後のものに付て述べることとする。明治元年横濱駐在の布哇領事が、日本政府との交渉の結果布哇の甘蔗園に日本の移民を送る契約を結んだ。是れに依つて先づ百五十三名が最初の移民として布哇へ渡航した。然し是等の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆んど失敗に歸し、翌二年には四十名の歸國者を出した。其の後政府は移民の取扱を中止するに至つたが明治十四年布哇王の來朝に次ぎ同十七年には日布渡航條約、日布勞働移民條約、航海條約の締結あり、其の結果同十八年再び九百五十一名が布哇へ渡航した。爾來布哇の有望なること漸次認められ逐年移民は增加し、明治二十七年迄には約三萬人が渡航した。

移民會社活躍時代　前述の如く移民の增加は政府の事務を益々煩瑣ならしめ、且つ日清戰役の爲他事を顧るの遑少く、又此の時に於て民間移民會社が移民の取扱を希望し來つたので、明治二十七年政府は移民會社に移民取扱事務を

委ねることとなつた。戰後の好況に依り海外發展の氣運興隆し爲に移民會社が續設せられ、政府も亦明治二十九年には移民保護法を制定して其の保護指導に當ることとなつた。當時の渡航者數を見るに、同三十一年には布哇へ一萬餘カナダ、濠洲へ各一千、翌年には布哇へ二萬三千、北米へ三千、カナダへ一千七百、南米最初の移住者としてペルーへ七百九十、其の他合計三萬一千餘人が渡航して居る。然るに布哇移民は殆んど契約移民であつたが、耕主の橫暴や移民會社等の惡辣なる行爲に依り、移民は彼地に於て塗炭の苦しみを受けねばならなかつた。更に布哇は明治三十一年北米合衆國に併合せられ、同三十三年には其の一州となるに及び、當時米國に於て勵行せられたる契約移民禁止が此の地にも適用せられた爲、移民のみならず移民會社も亦大打撃を蒙り續々解散の已むなきに至つた。然し其の殘存會社は中米、南米兩方面に進路を見出し、明治三十六、七年頃には比律賓へ二千二百人、ペルーへ一千三百餘人、メキシコへ一千二百餘人を送出した。

自由渡航時代　米、布に於ける契約移民の禁止は自由渡航者の增加となつた。明治三十七年頃より布哇在留の邦人は米本國へ續々轉航し、又內地よりも直接米大陸へ自由渡航する者多く、同三十九年には一千七百、同四十年には二千七百の渡航者あり、米國に於ける邦人は同三十五年には五千人に過ぎなかつたものが、六年後の同四十三年には九萬一千餘となり、每年一萬人の增加を見る狀態となつた。然し渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕主の惡宣傳に依り、俄然米國人の非難を買ひ邦人の激增は益々其の不評を高め、且つ將來に於ける邦人の發展を忌み之を恐れて遂に排日運動を起すに至つた。玆に於て明治四十年、日米間に所謂紳士條約が成立し、我國は自ら移民を制限せざるを得なくなつたのである。此の結果一時墨國熱が高まり、同三十九年に五千人、同四十年に三千七百人が契約移民としてメキシコへ渡航した。

移民制限時代　紳士協約の締結にも拘らず、米國に於ける排日運動は益々猛烈を極め、邦人の土地所有又は租借の禁止、市民權附與の制限等移住の目的は大半失はるるに至つた。明治三十五年以來一萬人に近かつた布哇移民は、同四十一、二年に於ては三千人より二千人に減じ、米本國への入國は全く困難の狀態となり、同四十一年には少數の自由渡航者があつたのみである。此の政府の移民制限方針は其の他の方面にも現はれ、明治三十五年來每年一萬三、四千人より三萬六千人にも達した移民が、同四十一、二年には一萬人より四千人へと減少した。然し此の時期に於て注目に價するものは邦人の南米進出である。明治四十一年最初の伯剌西爾移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民の增加を見、移民會社取扱の移民は大部分ペルー、伯剌西爾、亞爾然丁に渡航したのである。

官民協力時代　政府の移民制限方針に依つて、明治四十二、三、四年と激減したる移民數も、大正元年頃より再び增加の趨勢に向ひ、翌二年には二萬人を越ゆるに至つた。其の後移民は常に一萬人に達したが、我が國情に鑑み人口問題、食糧問題と關聯して盛んに海外發展が唱導せられ、移民制限方針は當然破棄されねばならなくなつた。民間に於ける移植民宣傳奬勵機關は古くより存在し、移民會社と共に努力して來たが、大正四年廣島及熊本の兩縣に海外協會が設置せられ、移植民の宣傳奬勵又は指導保護の事業を開始した。大正七年頃よりは和歌山、防長等の海外協會相次いで設立せらるるに至つたが、是等の氣運に促され政府に於ても前の制限方針を廢し、日本人を排斥せざる地方へは積極的に移民を渡航せしむる方針を採るに至つた。

先づ政府は大正十年海外興業株式會社に補助金を交付して、海外移植民思想の宣傳普及と移植民の保護教養との施設を講ぜしめた。大正十二年には、關東大震災の罹災者にして移住希望者に渡航費を補助し、百十一名を伯剌西爾へ渡航

せしめた。是れが渡航費補助の初めであるが、翌年よりは罹災者以外の一般人にも一定の條件で渡航費を補助し、之を以て移植民奬勵の一助とした。又從來移民會社は移民より渡航手數料を徴收して來たが、同じく移民の經費輕減の目的で大正十二年より之を全廢せしめ、政府が其の相當額を會社に交付することとした。

此の政府の方針に力を得、民間に於ては各府縣に海外協會が續設せられ、移植民教育機關も亦設置せられて移植民の宣傳に又教養に努めて來たが、政府に於ても大正十二年以來、是等の團體に對し奬勵助成金を交付することとした。爾來南米殊に伯剌西爾の移住適地なることが認められ、官民共に力を注ぎし結果移民の數も亦激增するに至つた。又民間の會社、個人等にして伯剌西爾に投資する者出で、海外協會の中信濃、熊本、富山、鳥取等の各協會は、大正十三年伯剌西爾國サンパウロ州に土地を買入れ、以て移住者を送出する計畫を樹て、信濃海外協會に於ては翌十四年に四百五十名を其の購入地に移住せしめた。

政府は曩に設置せられた横濱、神戸、長崎等の海外渡航者講習所に交付金を與へ、移民の保護教養に資すると共に、從來諸種の點に於て缺陷の多かつた移民出發港に於ける移民の宿泊、衞生、教養等の改善又は統制を圖る爲、昭和二年神戸に移民收容所を設置し後其の名稱を神戸移住教養所と改め諸種の移住に要する教養を施して居る。

昭和二年には海外移住組合法制定せられ、是れに依つて從來の勞働移民と性質を異にしたる所謂企業移民、卽ち初めより土地を購入して開拓事業を營むところの組合移住者を渡航せしめ、其の資本と教養とを以て效果を擧げんとする海外移住組合が、昭和二年七月岡山縣に、次いで山口、廣島、三重、和歌山、福岡、鹿兒島の各縣に設立せられ、同年八月には海外移住組合聯合會が設立せられた。此の移住組合の數は昭和十三年現在に於て四十四を算するに至つた。而して從來是等の事務は內務省の主管するところであつたが、昭和四年六月拓務省の設置せらるると共に移植民及海外拓殖事業に關する事務は當省の主管に移り拓務省に於ては移植民の保護奬勵施設を爲し、海外拓殖事業の助成に努め、民間の關係團體と協力して我國海外發展の實を擧げることとなつた。特に昭和七年九月よりは多年の懸案であつた支度金の補助をも爲し伯剌爾西移民旺盛時代を現出するに至つた。

南洋移民の沿革　邦人の南方發展の歷史は既に安土桃山時代（十六世紀ノ後半）にその端を發しその後、豐臣時代より寬永の頃にかけて邦人の南洋進出は史上曠古の盛觀を呈し各地に日本人町を建設したが寬永十六年（一六三九）德川家光の發したる鎖國令は此の輝しき發展途上にあつた我國民の海外發展の勢を一擧に彈壓してしまつた。現在の南洋方面在留者は從つて前述の鎖國以前のものとは全く無關係のものであり、從つて此處に於ては鎖國令廢止後の新なる移住者のみに關して略述する事にする。（濠洲、その他太平洋諸島を含む）

南洋契約移民は明治二十六年吉佐移民會社により鑛山勞働者として濠洲ニューカレドニヤ島方面に送られたるものを以て嚆矢とし引續きクインスランド、フイジー等に夫々數百名の契約移民が送られた。

既に明治十八年來布哇に向け契約移民が送出せられつつあつたが、明治三十一年同島が米領となると共に契約移民禁止法が施行せられ、爲に當時亂立狀態にあつた多數の移民會社はその營業の危機に直面し何等かの手段によりその局面を打開すべき必要に迫られた。南洋地方はかかる事態の下に新なる移民送出地として登場したのである。

比律賓地方　南洋移民發展の基礎となつたものは明治三六年、比律賓島のベンゲット道路工事に雇傭せられた勞働移民である。卽ちマニラよりダワバンを經てバキオに到る道路工事の爲明治三六、三七年の兩年に亘り約三千名の勞働者が契約移民として渡航し幾多の苦難と犧牲の後三十八年道路工事を完成したが、同時に彼等は其の職を失ひ、旅費ある者は辛じて歸國し旅費なき者は職を求めて比島各地を流浪するの止むなきに立ち至つた。此の時に當り比島開

拓の先驅者太田恭三郎氏は此等同胞救濟の爲ミンダナオ島ダバオ灣内のスペイン人所有地に失業者約百八十名を入籍せしむる事に成功した。是れ即ち現今同地方に於ける邦人飛躍的發展の端緒である。以來今日に到るまで約二十年邦人の麻栽培はその間麻價の如何により多少の盛衰はあつたが一歩一歩其の堅實の歩みを進め遂に今日の隆盛を見るに到り比島の麻栽培界に確固不動の地位を築くに至つた。

前述の如く道路工事勞働者の一部は麻栽培業者に轉化したが他のものは小規模の小賣業として其の生活の途を拓かんとした、以後麻耕地移民の渡航相次ぎ邦人商業者の地位も次第に進み特に最近に於ける日本貨の進出と共に邦人小賣業者の進出も目覺しき發展を示し從來經濟界に不動の地位を占めつつあつた華僑の地位をも脅しつつある。

蘭領印度地方　近代に於ける蘭領印度邦人發展の歴史は明治三十一年後藤實史なるものがバタビヤに於て貿易商を營みたるを以て始る。その後漸次邦人の小賣商の進出を見たが此の時代に於いて特筆すべきはスマラン、スラバヤ方面を根據として各地に活躍したる賣藥業者である。

大正初期に至るまでには此の方面に於ける邦人は未だ著しき發展を示すに至らなかつたが大正三年世界大戰の突發は邦人の商業的進出を量的並に質的に强化した。卽ち戰爭勃發と共に歐洲方面の物資の輸入途絶したる爲此の間に日本商品の目覺しき進出を見、之に附隨して新に輸入業者、邦人大資本輸入商の進出を見た。大戰終了と共に歐洲諸國よりの商品輸入の復活及不況による購買力の減退等により本邦商品の輸入又激減し、同時に大輸入業者は引上げ又は解散し大いに其の數を減じたが此等輸入業者の從業員店員等の多くは小輸入業者又は小賣業者に轉化し小賣商は增加した。其の後昭和五、六年頃より低廉なる邦貨の輸入激增し之が取扱業者たる輸入商も增加したる爲邦人商社の從業員として渡航する者又漸次增加し其の數年々約四百名に達し、現在商業關係者は在留邦人有業者の七割に達するに至つた。以上により明なる如く蘭領印度に於ける邦人の發展はその當初より今日に至るまで專ら商業的であり此の點に於いて比律賓等とその赴を異にする。商業以外農業、鑛業、水產業等に從事する者もあるが此等は主として大資本を背景とする企業的のものであり、此等拓殖事業も又其の發達の形態としては商業者による小經營に其の端を有するものである。昭和八年入國令の改正、同十年非常時外國人勤勞條令の制定により邦人從業員の入國は著しく困難となり邦人の經濟的發展上尠なからざる障碍を來たしつつある事は甚だ遺憾である。

其の他英領馬來、シヤム、佛領印度支那地方　此等地方へ本邦人の渡航は、明治四十年代より大正の初期にかけて始まつたものである。此等の地域への邦人發展の經過も又商業的と云ふべく渡航者は商業從業員がその大部分であつた。然し華僑の優勢と民度の低位、政府の排外的政策等の爲今日に到るまで大なる發展を示して居ない。只英領馬來に於ては明治四十年頃より護謨企業擡頭し邦人の護謨企業の爲渡航する者相次ぎ、又護謨企業の活況は經濟生活を活潑ならしめ邦品の輸入も增加したる爲商業從業者としての渡航者も增加し商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものもあつたが大戰後の不況と數次に亘る華僑の日貨排斥により非常なる苦境に陷つた。然し最近の我が輸出貿易の進展に伴ひ商業從業員の入國再び增加しつゝある。

漁業移民、商業移民と相並んで特記すべきものは漁業移民であつて信ずべき資料なき爲其の創始の年代を正確に知る事は不可能であるが稍組織的に行はれるに至つたのは朝鮮、臺灣等の外地出稼漁業が下火になつた頃、卽ち大正の初期からであつて官廳の指導奬勵がこれに與つて力あつた。斯くて我が漁業者は南支、比律賓群島、馬來半島よりスマトラ、ジヤバ、セレベス等南洋到る所に進出するに至つたが彼等は土人の幼稚なる原始的漁獲法に對し巧妙に優秀なる技術により沿岸漁族の捕獲に從事し漁業者として拔くべからざる勢力を形成するに至つた。

濠洲地方　本邦移民の濠洲大陸發展は相當古い歴史を有し明治二十年代より三十年代にかけて渡航者も少なくなかつた。當時クインスランド東岸は甘蔗栽培の初期であつた爲勞働の需要多く此の方面に契約勞働者として渡航するものが多かつた。氣候馴化に強い本邦移民は北濠の酷熱の氣候によく耐へて活動を續け日本移民の新發展地として其の將來を期待せられて居たのであるが、白濠主義の壓迫は明治三十五年遂に甘蔗耕作地の耕作移民を中絶せしむるに至つた。眞珠貝採取業者の渡航も明治二十年代に始まつたが技術優秀なる邦人は忽ちにして斯業に於ける勝利者となり不拔の地位を占むるに到つた。之が爲本邦人を拒否する時は濠洲の主要産業たる眞珠貝漁業の基礎を危くし英國商人に大打撃を與ふる事となる爲、耕作移民を禁止したる後に於ても眞珠貝採取業に從事する者のみは例外として其の入國を認め今日に到るまで依然邦人勞働者の活動が續けられ此等地方の眞珠貝漁業に絶體的地位を占めて居る。

既に述べた様に邦人契約移民の端緒となつたものは明治二十六年ニューカレドニヤ方面に送出せられた鑛業移民であり以後大正八年に至るまで引續きニツケル鑛山勞働者として約三千五百餘名の邦人が送られたが其の後今日に至るまで邦人の渡航は途絶えて居る。大正八年を境として邦人の渡航が途絶した理由は明ではないがフラン貨下落の爲生活困難となつた爲であると思はれる。

尙ニューカレドニアは一九三〇年移民法を制定し、勞働移民の入國を禁止したる爲、現在其の入國は困難なる事情にある。

英領北ボルネオ　昭和七年以來本省は當領に於ける日本人の集團地たるタワオ地方を調査の結果氣候風土其の他凡ゆる點より邦人の移住適地たるを認め更に同地に於て大正五年以來護謨園を經營せる日本産業護謨株式會社をしてマニラ麻の試作を行はしめた處好成績を得たので同社をして邦人農業家族移民を入植せしめマニラ麻栽培を行はしむることとし昭和十二年より六ケ年間に六百二十五家を移住せしむる計畫を樹て着々實施中であつて其の將來を期待されてゐる。現在入植數五十一家族、三百十七名に及んでゐる。

第二節　移植民の現況

第一　總說　前節に於て述べたる如く、近年政府に於ても亦民間に於ても海外發展に對する諸種の施設を爲して其の奬勵指導を怠らず又一般國民にも海外思想普及し社會的、經濟的に難局に立てる我が國情と相俟つて、移民の渡航も亦漸次增加の趨勢を辿るに至つた。昭和八年以降の移民數を渡航地別に示せば左の通りである。

渡航地別 ＼ 年別	昭和八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
伯剌西爾	二三、二九九	二二、九六〇	五、七四五	五、三五七	四、六七五
比律賓群島	九四一	一、五四四	一、八〇二	二、八九一	三、八七六
ペルー	四一八	四七三	八一四	五九三	一六六
英領カナダ	九一	一〇五	五七	八二	一〇九
ソヴィエット聯邦	一、〇九五	一、三二〇	三二二	二九七	二五九
馬來半島	三二二	五九八	五八三	五三四	四一四
蘭領東印度	四六八	三五六	三八九	一四五	一三一
亞爾然丁	一三五	一一二	二〇一	三四九	三〇七

次に本邦内地人にして海外に在留する者の數を觀れば、外務省調査に依れば、在外邦人總數は九十九萬七千百十五人にして、此の數字の中には官吏、會社員等も包含して居るが、大部分は海外移植民と見て差支へない、是等の邦人を在留地別に示すと左の通りである。

國名	人員	國名	人員
滿洲國	三七六、〇三六人	ブラジル	一九三、〇五七
中國及香港	六〇、七〇八	其他	三六、四〇八
南洋	三六、四六七	南北米諸國計	五一三、四四一
其他	四、三五九	歐洲諸國	二、六二九
亞細亞計	四七七、六三〇	濠洲地方	三、二〇五
北米合衆國	一一一、一八四	弗利加	二一〇
布哇	一五二、一九九		
英領カナダ	二〇、五九三	總計	九九七、一一五

國名	人員	國名	人員
メキシコ	八五		五〇六
濠洲	五九		六五
其の他	三四一		二二二
計	二七、三一七		五二〇
	八〇		六二
	一〇五		二二三
	四三四		五八六
	二八、〇八七		一一、一一九
	五三		六五
	九二		二二二
	七五五		五二〇
	一〇、八一三		一〇、七四四

右の如く在外邦人の發展を數の上より觀れば、先づ滿洲國を第一とし、伯剌西爾、布哇、北米合衆國等之に次ぐが、滿洲國及中華民國は海外移植民問題より觀るときは、他と趣を異にし特別の關係に在るを以て之を除き、又布哇、北米合衆國、英領カナダ等は現在に於て我が移植民の對象とならざるを以て之をも除き、中南米諸國及南洋方面に於ける邦人の狀況を次に概述することとする。

第二　中南米地方　伯剌西爾　南米移民の大宗は云ふまでもなくブラジル移民で邦人の初めてブラジルに進出したのは明治四十一年の事である。北米移民の制限が漸次强化さるゝに從つて鬱勃たる國民の海外發展欲がペルーに轉じ更にブラジルに轉じたものである。ブラジル移民の特色は全然無資本なる勞働者が移住後直に且つ極めて安全なる契約勞働の組織を有する農場に間違ひなく雇傭せらるゝ事と此契約勞働は數年にして獨立農として土地所有者となるに必要なる資金を蓄え得る事並にハワイ、北米、ペルーが單獨勞働者に重きを置く點に比較してブラジルに於ける農業は年々數萬と云ふ多數の家族勞働者を以て最も好ましき勞働者とする點に於て顯著なる特色を有する、此の特色は世界に於ける各種移殖民地中其の類例を見ざるものであるが故に我が邦人のブラジル渡航は開始以來三十年間に亘つて極めて順調に極めて歩調强く發展し現在其の數二十萬を超ゆるに至つてゐる。

次に此の二十萬邦人の職業分類並に其の經濟的實力を見るに何と云つてもブラジルが世界有數の農業國であり、農業の經營に特に國家の保護篤きこと並に邦人移住者が何れも眞摯なる農業家族である爲に邦人の殆んど全部即ち九七パーセントは農業に從事し殘り二・三パーセントが商業、工業、水産業等に分れてゐるに過ぎない。

今此の邦人の産業關係に付いて見るに二十萬人約四萬家族の農業者の昭和十一年の農産額は邦貨に見積つて約一億三、四千萬圓に達して居り一家族平均三千數百圓に當り內地農家收入と比較して大なる差違を呈してゐる。而してそ

の主産物は棉花の九千七百萬圓、コーヒーの二千萬圓、野菜類の八百萬圓、其の他バナヽ、米等も各々一二三百萬に達して居り、爾來一層其の産額を增大してゐる。例へば棉花の如きは數年前までサンパウロ州の産棉の二、三割に過ぎなかつたが、昭和十一年には同州生産十八萬噸に對し邦人は九萬七千噸、十二年には全體二十四萬噸に對して邦人十二萬噸を生産し年と共に目覺ましい躍進振りを示し、伯國農界に對して實に驚くべき大なる貢獻をなして居る。米、野菜類、繭、バナナ、紅茶等に付いても其の産額は必らずしも棉程大でないが、サンパウロ州に於ける生産高に對して棉以上の實力を發揮し今後益々此の方面の産業に對して活潑なる飛躍を遂げんとして居り既に現在に於てもサンパウロの農業を語るに當つて我が邦人の活動と貢獻の事實を無視する事は出來ない狀態となつて居る。尙こゝ數年來在伯邦人は其の産業的實力と永年の經驗を基礎として本邦物産の伯國に對する輸入本邦必需品の輸出其の他同國に有望なる工業の經營、本邦に於て不足せる鑛物の取得等各方面に對して活潑なる活動を見せて居り、將來は同國に對して强力な基礎を以て居る英米人或はドイツ人、イタリー人の辿つて來た歩調に習つて進展するであらう。猶同國が一九三四年制定の憲法に於て外國人勞働者の入國に對して二分制限を規定し之を實施して見たが、同法は伯國の産業經濟開發上尠からず支障あるが爲に一九三八年公布の外國人入國規則に於て適當に之を緩和する規定が設けられるに至つた。右は日伯國交親善上將又通商關係より見ても甚だ喜ぶべきことである。

亞爾然丁　明治四十年始めて本邦移民が移住し爾來多少增減はあるが毎年渡航者を見つゝある、現在其の數はブラジル移住數程は無いが亞國全體を通じて約六千人に達してゐる、其の主なる分布地域は首都ヴエノスアイレス及び其の近郊に最も多く其の數約五千人で此の地方に於ける邦人はブエノス郊外に於て蔬菜を栽培するものヴエノス市內外に於て花卉を栽培するものが大多數で蔬菜花卉共に邦人の綿密周到なる注意と熱心さを以て從來見なかつた優良蔬菜を生産し花卉に於てもカーネーション、蘭、其他品種優良なものを生産し每年行はるゝ大統領カツプを獲得する有樣で今後この方面に內地新進氣鋭の農學校卒業者等が進出するに有望である、又西部メンドーサ州方面に於ける果樹蔬菜の栽培ミショネス州に於けるマテ茶煙草業の栽培も有望で夫々健實な經營をして居りこの方面に對しても或る程度に資本を有する農業者の進出に見込がある。

ペルー　ペルー共和國は面積百二十四萬九千餘方哩、人口は千九百三十五年の調査に依れば約六百八十四萬にして氣候は溫和である。ペルーは農業と鑛業との國にして、農業では棉と甘蔗との栽培が最も進歩して居る。其の他米、玉蜀黍、麥、葡萄、珈琲、カヽオ等を産する。鑛産物では金、銀（世界第四位）、ヴアナヂウム（世界第一位）、銅鉛、石油等アルパカ等の飼育が盛んである。東部の山岳地方は將來林業地として注目に價すると云はれて居る。

ペルーに於て初めて本邦移民の渡航せしは明治三十二年にして、歷史は南米諸國中最も古い最近に於ける渡航移民は昭和八年に四百八十一人、同九年には四百七十三人、同十年には八百十四人である。ペルーは從來外國移民を制限せず、在留邦人の數も亦伯國に次いで多數であつたが、同國は昭和十一年移民入國法を改正し移民制限を實施した結果、在秘邦人移移者の限度を一萬六千人と定めた。在秘邦人は旣に右數を遙に超過して居る爲、邦人移民の入國は今後事實上禁止されることとなつた。昭和十一年三月現在に於ける在秘邦人數は二萬二千六百八十人にして、リマ市に約一萬九千人、其の他は各地に散在して居る。在留邦人は都會集中の傾向を有しリマ市、カヤオ市及其の附近に集團して居る。

次に是等邦人を職業別に觀れば、商業の約五千人、農業の約二千人、工業の約五百人、公務自由業の百三十人である。リマ及カヤオ兩市に集中せる邦人は殆んど商業に從事せる者にして、其の數一萬二百餘人であり地方に於て商業